

# 阿見町議会会議録

平成22年第4回定例会

(平成22年12月14日～12月24日)

阿見町議会

## 平成22年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	19
◎会期日程	20
◎第1号(12月14日)	23
○出席, 欠席議員	23
○出席説明員及び会議書記	23
○議事日程第1号	25
○開 会	26
・ 会議録署名議員の指名	26
・ 会期の決定	26
・ 諸般の報告	27
・ 議案第86号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	27
・ 議案第87号から議案第89号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	29
・ 議案第90号から議案第97号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	31
・ 議案第98号(上程, 説明, 採決)	36
・ 請願第2号から請願第5号(上程, 委員会付託)	37
○散 会	37
◎第2号(12月15日)	39
○出席, 欠席議員	39
○出席説明員及び会議書記	39
○議事日程第2号	41
○一般質問通告事項一覧	42
○開 議	44
・ 一般質問	44
倉持 松雄	44
藤井 孝幸	46
紙井 和美	74
細田 正幸	91
難波 千香子	99
柴原 成一	117

○散 会	1 2 1
◎第 3 号（1 2 月 1 6 日）	1 2 3
○出席，欠席議員	1 2 3
○出席説明員及び会議書記	1 2 3
○議事日程第 3 号	1 2 5
○一般質問通告事項一覧	1 2 6
○開 議	1 2 7
・一般質問	1 2 9
吉田 憲市	1 3 1
浅野 栄子	1 4 0
・本日の審議打ち切り（上程，説明，質疑，討論，採決）	1 4 5
○散 会	1 4 6
◎第 4 号（1 2 月 2 1 日）	1 4 7
○出席，欠席議員	1 4 7
○出席説明員及び会議書記	1 4 7
○議事日程第 4 号	1 4 9
○一般質問通告事項一覧	1 5 0
○開 議	1 5 1
・会期日程の変更について	1 5 1
・一般質問	1 5 2
浅野 栄子	1 5 3
久保谷 充	1 7 1
石井 早苗	1 7 8
・休会の件	1 8 6
○散 会	1 8 6
◎第 5 号（1 2 月 2 4 日）	1 8 7
○出席，欠席議員	1 8 7
○出席説明員及び会議書記	1 8 7
○議事日程第 5 号	1 8 9

○開 議	191
・ 諸般の報告	191
・ 議案第86号（委員長報告，討論，採決）	191
・ 議案第87号から議案第89号（委員長報告，討論，採決）	192
・ 議案第90号から議案第97号（委員長報告，討論，採決）	196
・ 議案第99号（上程，説明，質疑，討論，採決）	203
・ 請願第2号から請願第4号（委員長報告，討論，採決）	204
・ 請願第5号（委員長報告，討論，採決）	207
・ 意見書案第2号から意見書案第4号（上程，説明，質疑，討論，採決）	210
・ 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 について	214
○閉 会	214

## 第 4 回 定例会

阿見町告示第186号

平成22年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年12月7日

阿見町長 天田 富司男

- 1 期 日 平成22年12月14日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成22年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	12月14日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	12月15日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>
第3日	12月16日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>
第4日	12月17日	(金)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第5日	12月18日	(土)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第6日	12月19日	(日)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第7日	12月20日	(月)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第8日	12月21日	(火)	午後4時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>
第9日	12月22日	(水)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第10日	12月23日	(木)	午後 1時30分	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務（議案審査）</li> </ul>
			午後 2時15分	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生教育（議案審査）</li> </ul>

第10日	12月23日	(木)	午後 4時30分	委員会	・産業建設（議案審査）
第11日	12月24日	(金)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会



第 1 号

[ 12 月 14 日 ]

## 平成22年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成22年12月14日（第1日）

### ○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	瀬尾房雄君	
総	務	部	長	坪田匡弘君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	川 村 忠 男 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
教 育 次 長	竿 留 一 美 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 芳 夫 君
水 道 課 長	坪 田 博 君
学 校 教 育 課 長	黒 井 寛 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

平成22年第4回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成22年12月14日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第86号 阿見町の私債権の管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第87号 阿見町行政組織条例の一部改正について
- 議案第88号 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
- 議案第89号 阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第90号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第91号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第92号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第93号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第94号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第95号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第96号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第97号 平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第98号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 請願第2号 TPP交渉参加反対に関する緊急請願
- 請願第3号 TPPの参加に反対する請願
- 請願第4号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願
- 請願第5号 後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書

午前10時00分開会

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、平成22年第4回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより、議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

5番 紙井和美君

6番 久保谷充君

を指名します。

---

#### 会期の決定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る12月7日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（諏訪原実君） それでは、会期の決定の件について御報告を申し上げます。

平成22年第4回定例会につきまして、去る12月7日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から24日までの11日間で、日程につきましては、本日本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、12月15日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

3日目、12月16日は同じく10時から本会議で一般質問、4名。

4 日目、12月17日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5 日目から6 日目までは休会で議案調査。

7 日目、12月20日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8 日目から10日目までは休会で議案調査。

11日目、12月24日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の協力をよろしくお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（佐藤幸明君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月24日までの11日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月24日までの11日間と決定しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は町長提出議案第86号から議案第98号のほか、T P P 交渉参加反対に関する緊急請願、T P P の参加に反対する請願、米価の大暴落に歯止めをかけるための請願、後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書、以上17件であります。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成22年度普通建設等事業進捗状況、契約状況報告について、12月10日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 議案第86号 阿見町の私債権の管理に関する条例の制定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、議案第86号、阿見町の私債権の管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。本日は、平成22年第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速ではありますが、議案第86号の私債権に関する条例の制定につきまして申し上げます。

本案は、私法に基づく私債権として、水道料金、町営住宅使用料及び給食費等の適正な管理を行うため、条例を制定するものであります。

私債権に関しては、これまでも担当部署ごとに収納対策を立て、適切な徴収業務を進めているところでありますが、条例により一元的な債権管理ルールを定めることで、さらなる適正化を図るものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） これは町が町民に対して納税義務のあるものについては、町が債権として取り立てというかね、強制執行もやるという厳しい内容になると思うんですけども、私はこれができるからといって額面どおりですね、強制執行、取り立てをすることになると、町民との間に結構あつれきを生ずると思うんですよ。

その点、今までも例えば滞納については14%ですか、それを利息をつけて取り立てるつつうか、そういう条例があったけれども、それを実際に執行する例というのはそんなに多くはなかったつつうふうに思うんですけども、今までの関係で、その取り立てについて、これができるから今度はもうしゃにむに強制的にやるんだつつうふうになると、私は問題が起こすのかなつつうふうにも思うんですけども、その点の関連はどうするつもりなんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。私債権のほうは、町としましては水道料金、町営住宅使用料、給食費というのがございます。この3つにつきましても、今まで期限どおりに、期日どおりに支払われていなかったものについては、滞納対策ということで個別にお願いしたりですね、してきたわけでありまして。それでかなりの滞納額も発生しているということなんです。

で、これからはですね、強制的に措置が必要なものについては債権をきちんと管理をしまして、強制執行もやっていくという町の強い姿勢を明確にしていくということでございます。実際は今までどおりをお願いしなければいけないということなんですけれども、さらにこの条例で滞納処分もできると、強制執行もできるということですので、そういったことも、なかなかお願いしてもできない場合は強硬な措置をとっていくということも、最後の段階では発生してくるということで、そういったこともお話ししながら、できるだけ協力をしてもらう、納めていただくものは納めてもらうということで、各課で進めていきたいということでございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第86号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第87号 阿見町行政組織条例の一部改正について

議案第88号 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について

議案第89号 阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第87号、阿見町行政組織条例の一部改正につい



て、議案第88号、阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について、議案第89号、阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第87号から89号の条例改正について申し上げます。

まず、議案第87号、阿見町行政組織条例の一部改正につきまして申し上げます。本案は、町の組織機構について、現行の総務部を町長公室と総務部に再編し、教育委員会と消防本部を除く、現行の4部体制から、4部1室体制とする改正を行うものであります。

次に、議案第88号、税外諸収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正につきまして申し上げます。本案は、地方自治法に基づき徴収する債権のうち、町税以外にも地方税の例により滞納処分できるものとして、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、下水道使用料及び受益者負担金、農業集落排水使用料及び受益者分担金などがありますが、これら公債権の徴収に関する一元的な債権管理ルールを明確化するとともに滞納処分規定を設け、歳入と負担の公平性を確保するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第89号、阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正につきまして申し上げます。本案は、議案第88号の改正に関連し、農業集落排水事業受益者分担金の督促及び滞納処分を規定する部分について、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案3件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第87号から議案第89号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会では付託案件を審査の上、来る12月24日の本会議にお

いて、審査の経過を報告されるようお願いいたします。

- 
- 議案第90号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
  - 議案第91号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
  - 議案第92号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
  - 議案第93号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第94号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第95号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
  - 議案第96号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
  - 議案第97号 平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、議案第90号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、議案第91号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第92号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第93号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第94号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第95号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第96号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第97号、平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） 議案第90号から第97号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

まず、議案第90号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額から2,289万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ136億2,548万1,000円とするものであります。

2ページの第1表・歳入歳出予算補正について、歳入からその主なものを申し上げます。第15款、国庫支出金では、汚水処理施設整備交付金を増額。第16款、県支出金では、障害者自立支援対策臨時特例交付金及び浄化槽設置事業補助金を増額するほか、安心子ども支援事業費補助金を新規計上。第19款、繰入金では、財源を調整するため財政調整基金繰入金を減額するものであります。

次に、3ページからの歳出についてその主なものを申し上げます。第1款議会費から、第9

款教育費まで、職員給与関係経費の補正を行うほか、第2款、総務費では、諸費で町界町名地番整理委託料を新規計上、徴収費で徴収事務費の過誤納還付金を増額。

第3款、民生費では、社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金を増額、後期高齢者医療特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金を減額。障害者福祉費で障害者訓練等給付費を増額。福祉センター費で、まほろば敷地内の地下排水処理設備の維持補修工事を新規計上。保育所費で保育所運営費の保育士賃金及び保育用備品購入代を増額するものであります。

第4款、衛生費では、浄化槽設置の補助申請が増加しているため、環境整備費で浄化槽設置事業補助金を増額。

第5款、農林水産業費では、農地費で実穀上長地区農業集落排水事業繰出金を増額。

第7款、土木費では、公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金を減額するものであります。

第9款、教育費では、小学校管理費及び中学校管理費の学校施設整備事業で電算システム委託料及び使賃料を、学校給食費で給食センター整備事業のPFIアドバイザー委託料をそれぞれ減額。

第11款、公債費では、長期債償還元金を増額するものであります。

次に、5ページの第2表、債務負担行為補正については、維持管理委託料、電算システム、業務委託料など、業務等が平成23年4月から円滑に進められるよう、3月までに入札等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、6ページの第3表、地方債補正について、利率の記載内容を変更するものであります。

次に、議案第91号、国民健康保険特別会計補正予算であります。

本案は、既定の予算額に2,358万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ48億5,783万8,000円とするものであります。その主な内容としましては、一般会計と同じく職員給与関係経費の補正を行うほか、一般被保険者高額療養費、一般被保険者保険税還付金及び国庫支出金等返還金を増額するもので、その財源としては一般会計繰入金及び前年度繰越金を充てるものであります。

3ページの第2表、債務負担行為につきましては、電算システムについて、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第92号、公共下水道事業特別会計補正予算であります。

本案は、既定の予算額から637万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ14億8,825万2,000円とするものであります。その内容としましては、一般会計と同じく職員給与関係経費の減額を行うほか、修正申告による納付額の増により一般管理費で下水道事務費の消費税を増額。維持管理費で管渠維持管理費の各種委託料を減額。下水道事業費の公共下水道整備事業で測量・設計・監理委託料を減額する一方、土地購入費を増額。

その財源については、下水道費国庫補助金及び一般会計繰入金を減額するものであります。

3ページの第2表、債務負担行為につきましては、維持管理委託料ほか2件について、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第93号、土地区画整理事業特別会計補正予算であります。

本案は、既定の予算額から27万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億5,702万6,000円とするものであります。その内容としましては、一般会計と同じく職員給与関係経費の減額を行うもので、その財源については、不動産売払収入を減額するものであります。

次に、議案第94号、農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

本案は、既定の予算額に336万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億3,484万4,000円とするものであります。その内容としましては、一般会計と同じく職員給与関係経費の減額を行うほか、実穀上長地区農業集落排水事業の中継ポンプ設置工事に伴う測量・設計・監理委託料を増額、そのほか土地購入費を新規計上するもので、その財源については、一般会計繰入金を充てるものであります。

3ページの第2表、債務負担行為につきましては、維持管理委託料ほか1件について、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第95号、介護保険特別会計補正予算であります。

本案は、既定の予算額から8,686万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ20億9,843万6,000円とするものであります。その主な内容としましては、一般会計と同じく職員給与関係経費の減額を行うほか、受給者数の増等に伴い、居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費を増額する一方、新規開所施設への入所者数が当初の想定数より大幅に減となったため、施設介護サービス給付費を減額。

そのほか、介護予防サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費を減額するもので、その財源としては保険給付費の法定負担分である、介護給付費負担金、介護給付費交付金及び介護給付費繰入金等をそれぞれ減額。そのほか、介護給付費準備基金繰入金を減額するものであります。3ページの第2表、債務負担行為補正につきましては、電算システムについて、期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、議案第96号、後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

本案は、既定の予算額から36万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億1,281万3,000円とするものであります。その内容としましては、一般会計と同じく職員給与関係経費の減額を行うもので、その財源としては職員給与等繰入金を減額するものであります。3ページの第2表、債務負担行為につきましては、電算システムについて、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第97号、水道事業会計補正予算であります。

本案は、水道事業会計予算第3条に定められた収益的収入及び支出について、それぞれ46万2,000円を減額するものであります。その内容としましては、一般会計と同じく職員給料、職員手当及び法定福利費を減額するものであります。また、債務負担行為につきましては、PC機器保守及び機器管理費ほか12件の期間、限度額を設定するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案8件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議案第90号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号）の内容について質疑を行います。補正予算の民生費の項目を見てもらいたいと思います。20ページですね。その中の保育所費ですけども、今阿見町で保育所入れないで待機児童ですね、待っている子供は何人いるのか、まずそれをお聞きしたいというふうに。

まあ、一般質問もあつかもしないけども、ちょっとその何人いるかってやつと、あと実際私どもに、特に乳幼児ですよ、職を持って産休とったと。例えば3月いっぱい産休明けると。だけども待機児童つつうかね、になって、入れるか入れないかわからないつつうのが、結構意見として何とかしてくれないかつつう要望はされてるわけですよ。

町長は子供ですか、の保育とか学童保育については率先して優先的にやっていきたいというふうに所信表明で言っておりますけれども、具体的に待機児童が、そういう希望でゼロにならなければそれは要望入れられないわけですよ。そのためには施設がいっぱいだけじゃなくて、私は考えてるんですけども、保育所の高学年ですよ、来年保育所から1年生に入ると。そういう場合には空き教室、それから公民館の部屋ですよ、そういうところでやって、いわゆる乳幼児ですか、そういう人らの待機児童をなくすっていうかね、そういうのを抜本的に改善していかないと、私は待機児童、今年度中にゼロにするっていうのは、ちょっとできないんじゃないかなというように思うんですよ。

これは、今若いお母さん方が働かないと生活できない。待機児童で職場復帰できないと首になるということで、かなり切実な問題なので、それは真剣にゼロになるようにやって、具体的に手だてをとらないと、ただ新しくやります、違う施設をつくるっていうのも来年3月までには間に合わないわけですから、その臨時処置をやっぴりとらないと、町民の付託つつうかね、希望にこたえられないんじゃないかなっていうように私は思ってるんですけども、その点具体

的にどうなのか聞きたい。

だから、今待機児童何人いて、対策はどうなのかっていうのを聞きたいんですけども。お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。まず1点目の待機児童の数でございますが、12月1日現在で、現在60名の待機児童がおります。これは、年度当初は十何名かということでしたが、だんだん月を追うごとに増えてきているというような状況がございます。

それにつきまして対応策というようなことではございますが、この件については、明日、難波議員とか浅野議員のほうからも質問が出ておりますので、その中で詳しく答弁ということではございますが、抜本的な早急な解決策というのはなかなか現在難しいという状況で、現在はやはり民間の保育所の整備、こちらを進めていかないと今後の待機児童の解消策はなかなかできないと。それにあわせて保護者の保育の選択肢を増やすという意味で、保育ママ制度というようなことも検討していくというようなことで、今進めているところでございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに。

18番細田正幸君。明日のですね。

○18番（細田正幸君） わかりました。それでね、私は中間では46名いるっていう話も聞いてるわけですよ。それが今60名になったっつうことはね、いわゆる町民の要望がそれだけ切実だっっていうふうに思うんですよ。今から三、四年前は保育所へ入る人がいなかったわけですから、うんとさま変わりはしてるわけですよ。

だから、そういう点については、執行部としては12名が60名に増えちゃった。これ大変な事態です。保育所としては1カ所分ですよ、定数。これは3月までに建てるっつうたって全然不可能なわけでしょう。だから、保育ママっつう話もありましたけれども、やっぱりあいてる教室をね、使うとか、そういうふうに抜本的にやらない限りこの60名を解消するっつうのはできないと思うんですよ。

そういう点での決意っつうのはどうなんですか。保育ママで60名オーケーなの。

○議長（佐藤幸明君） 明日の一般質問の予定もでございますし、補正予算の内容についての質疑をお願いしたいと思います。

○18番（細田正幸君） 保育所関係で聞いてるわけですよ。どっちかと減額なんかで、大丈夫かなという。明日答えられるならば明日で。

○議長（佐藤幸明君） はい。

○18番（細田正幸君） ゼロになるようにやってもらいたい。

○議長（佐藤幸明君） はい。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第90号から議案第97号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月24日の本会議において審査の経過を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第98号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第7、議案第98号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第98号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員会教育委員のうち高橋二三夫氏が10月5日に任期満了となり、後任の委員に小松澤孝子氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

教育委員会の委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条で、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者の内から、議会の同意を得て町長が任命すると規定されており、委員の任期は4年となっております。

小松澤氏は、長い教員経験を持ち、人格・識見ともに優れ、また地域住民からの信頼も深く、さらに、女性委員登用の上でも教育委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第98号については原案どおり同意することに決しました。

---

請願第2号 TPP交渉参加反対に関する緊急請願

請願第3号 TPPの参加に反対する請願

請願第4号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願

請願第5号 後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第8、請願第2号、TPP交渉参加反対に関する緊急請願、請願第3号、TPPの参加に反対する請願、請願第4号、米価の大暴落に歯止めをかけるための請願、請願第5号、後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書、以上4件を一括議題といたします。

本案4件については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会、産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月24日の本会議において審査の結果を報告されるよう、お願いいたします。

---

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前10時41分散会



第 2 号

[ 12 月 15 日 ]

## 平成22年第4回阿見町議会定例会会議録(第2号)

平成22年12月15日(第2日)

### ○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	瀬尾房雄君	
総	務	部	長	坪田匡弘君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	川 村 忠 男 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
教 育 次 長	竿 留 一 美 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
社 会 福 祉 課 長 兼 福 祉 セ ン タ ー 所 長	岡 田 稔 君
児 童 福 祉 課 長	高 須 徹 君
障 害 福 祉 課 長	柴 山 義 一 君
健 康 づ くり 課 長	朝 日 良 一 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 芳 夫 君
商 工 観 光 課 長	鹿 志 村 浩 行 君
都 市 計 画 課 長	菊 池 彰 君
建 設 課 長	浅 野 耕 一 君
学 校 教 育 課 長	黒 井 寛 君
指 導 室 長	富 田 耕 大 郎 君
生 涯 学 習 課 長	建 石 智 久 君
中 央 公 民 館 長	篠 山 勝 弘 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

平成22年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成22年12月15日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成22年第4回定例会

一般質問1日目（平成22年12月15日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 倉持 松雄	1. 入札関係について 広く町民に公表すべきと思いますが町長のお考えは？いかがですか	町 長
2. 藤井 孝幸	1. 町長の本年4月の所信表明の中で「人件費の削減」を目指すとする。どの程度、いつから実施するか。 2. 町長「退職金廃止」について 3. 町内の商工業者の育成について 4. 「デマンド交通」の導入について 5. 町長就任後の「入札要領」の変化について 6. 公共施設の貸出の在り方について（体育館・公民館等）	町 長 町 長 町 長 町 長 町 長 町 長
3. 紙井 和美	1. 親と子どもの笑顔が溢れるまちづくり。 次世代育成支援の促進について。	町長・教育長
4. 細田 正幸	1. 阿見町における芸術文化の町づくりについて 2. 街路・公園等の植栽管理の基準を作ったらどうか	町 長 町 長
5. 難波 千香子	1. 保育行政について 保育ママ事業の導入と放課後児童クラブ事業の拡充を 2. 図書館の取り組みについて ブックスタート事業の実施を 3. 予防ワクチン助成やがん対策について	町 長 教 育 長 町長・教育長

6. 柴原 成一	1. 雪印乳業の東部工業団地進出の波及効果を最大限引き出すために阿見町がすべきことは？	町 長
----------	---	-----

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、14番倉持松雄君の一般質問を行います。

14番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

〔14番倉持松雄君登壇〕

○14番（倉持松雄君） それでは、トップバッターとして質問申し上げます。

通告に従いまして、入札関係について広く公表すべきと題して質問をいたします。

入札・契約、お金の動くことには、町民は興味があります。中でも、今回の町内小中学校のコンピューター機器の貸借契約、保守業務の入札契約についてであります。

今年度平成22年から5カ年分の機器リース代と同機器保守業務を合わせて、消費税込み9,418万5,000円で契約しました。前回、平成17年の契約額2億8,698万8,940円と比較しますと、何と1億9,280万3,940円安くなっています。その上、性能ははるかによくなっています。物品購入というのは、よい品物を安く買うことが第一条件であります。11月18日の全協の席上、総務委員長の説明では、前回は機種を指定したとのことですが、今回は性能がよければ機種は問わないとのことでした。天田町長の今回の契約事業は、町民に大きな利益をもたらしたすばらしいことと思います。

しかし、佐藤幸明議長以下、議会はこれを不服として、町長に対し、入札に至る経過の真相究明についてと題して異議を申し立てました。内容は、「公正な入札が行われたとはいえ、大きく町民に損害を与えた。もっと多くの入札参加者があれば、さらなる低額落札も予想された。担当部課長のだれに責任があるのか。処分も含め、この入札行為は有効なのか」との内容であります。

この異議申立書には、議会の一員として私自身も提出した側の一人に含まれています。ですから、この質問をするに当たり、町長は私の腹のうちが見えないと思うかもしれませんが……。

〔「よっく見えるよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（倉持松雄君） 私は何の異議もありません。落札できなかった業者に頼まれたわけでもないし、町長の足を引っ張って次期町長選を不利にしようなどの野心はございません。命ある限り町長を応援しますので、御安心ください。

しかし、町民は心配しています。

〔「自分で出るつつったもん」と呼ぶ者あり〕

○14番（倉持松雄君） 町長に対し、「自分は町のため、公正、公平、明朗にやっています。入札については、町民に利益をもたらしているんです」と自分の口から説明するとともに、過去10年分の入札関係書類を公表したほうがよいと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） 倉持議員に申し上げます。議会としまして異議申立書は出しておりませんので、そのことは御注意ください。

○14番（倉持松雄君） はい、失礼しました。その一言が、一字が……。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。倉持議員の質問にお答えいたします。

入札・契約につきましては、公正性、公平性、透明性、競争性のなお一層の向上と、不正行為等を排除することにより、適正な工事の施工や業務の遂行が確保でき、町民からの信頼も得ることができると考えております。

小中学校のコンピューター機器賃貸借及び設定・保守業務の入札・契約に関して、私自身の口から説明すべきとの御提案でありますので、御説明いたします。

9月定例会の藤井議員の一般質問の答弁でも申し上げましたが、当初、担当課の考え方は、設定・保守業務につきましては、一者特命の随意契約でありましたが、いろいろな角度から再検討し、指名競争入札に変更したものであります。機器の賃貸借と設定・保守業務の2件の平均であります。落札率も約64%となったものであります。今回の5年分と前回の5年分の契約金額の比較をいたしますと、約1億9,000万の減額になっております。町財政ひいては町民の利益に貢献したと自負しているところであります。

また、入札関係書類の公表についての御質問であります。既に一般競争入札と指名競争入札の平成16年度分からの入札結果や入札・契約の手續等に関する諸規程等、関係情報につきま



して、町のホームページで公表しているところであります。

しかしながら、改善すべき点もあると思われますので、今後、継続的に調査・研究し、より適切な公表の方法にしていきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 過去10年分の入札に関する書類を公表していただき、それから、町長が幾ら町民のために努力をしていると言っても、議会並びに町民に認められなければ何にもなりませんので、どうぞその努力もなさって、努力をしてくださるようお願いをいたします。健康に留意して十分町民のために頑張ってくださいたい。これを要望いたしまして終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、14番倉持松雄君の質問を終わります。

次に、10番藤井孝幸君の一般質問を行います。

10番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔10番藤井孝幸君登壇〕

○10番（藤井孝幸君） 皆さん、おはようございます。通告に従い、質問をいたします。

天田町長が誕生して、はや9カ月が経過をいたしました。この間、議会が反対したにもかかわらず、参与2名の専決処分。そして、二人の参与は、役場内での組織と任務が具体的には不明確で、役場職員も何をしているのかわからない。そして、我々議会も何をしているかわからない。異様な体制の中の天田丸の船出から、16年の川田町政の実績を一挙に覆すような勢いで、行政の継続性を軽視するような策の数々。例えば、先ほど申しましたように、人事案件の専決処分。これは過去一度もありませんでした、私の知る限り。また、新学校給食センターの建設については、現在ここにいる部課長が長年かけて努力をし、研究し、理論づけをし、最高の案を我々議会に説明をいたしました。その我々議会も一応、そのPFIという方式を了承いたしました。しかし、にもかかわらず、これを一変して工事方式を変更するというのを、いろんな理由を後からつけて、何が悪くて変更するのか、1回目の説明ではわかりませんでした。何か独断で決めているような気がしてなりません。既に新給食センター立地の隣接する土地には埋め立てもしているようですが、これは議会もわかりませんが、また町政運営にしても、マスメディアを集めて、そして自分のやりたいことを言います。そして、自分のやりたいことはこうだと言いますが、議会と十分議論もすることなく、議会が反対するからできないんだというように、これは私にいわせれば、非常にこそくだと思われるような手法で議会との対立をおおるパフォーマンス。これが町民の望む手法なのか、私は疑問でございます。正々堂々と議会で議論すればいいわけです。

また、今回の県議会選挙においても、阿見町長という職にありながら、特定の候補者を町長名で応援をし、支援を依頼する。また、町長は一般にいう勤務時間中——町長には勤務時間が

あるものかどうか、私もわかりません、特別職ですから。一般に俗にいう勤務時間中に選挙の応援のほうにも回ったという話も聞いております。

阿見町はこれからどこに行くのか、私は非常に心配です。まあ、一般的に町長というのはですね、表面的には中立的な立場をとり、どちらにも、どちらに傾いても、阿見町としては安泰な方法をとるのが、町長のとるべき立場ではないかというふうに私なんかは思うわけですが、そのような良識は天田町長には通用しないみたいです。町長は4万8,000分の1です。我々議員は4万8,000の中の18分の1です、一人ひとり。立場が全然違います。そして、今まで長い時間かけて阿見町として県には人脈パイプを構築してきたのに、片方に軸足を置いたために、一挙にその人脈パイプが崩壊するということはないのでしょうか。町長には阿見町の命運がかかっているんです。組織は人あり、仕事は人がする。これは昔から言われたことです。私は町長がかわったのだから、かわるのは当然だというふうには認識はしております。しかし、今回の県会議員選挙においても、急激な偏った変化は、町民は望んでいないということがわかりました。国にパイプがあればいいんだというような考え方は、私は間違っておると思います。阿見町が国と直接つながるような事業はほとんどありません。そこに好き嫌いは関係なく、どうしても国と県と町という——県が仲介をするわけです。県は無視できないわけです。天田町政は本当に大丈夫なのかという心配をしております。我々議会人は、いつの世にも執行部をチェックする役割があります。私、川田町政のときもそうでありました。町民の多くが望む町政運営のために、粉骨砕身努力するのが我々議会人だと思っております。そのことを十分理解をしながら質問をいたします。

いよいよ、天田町政の本格的予算編成の時期になりました。これまで町長が約束してきたこと、またこれからやろうとすることなどを、どのような考え方で町政を運営するのかをお尋ねをいたします。

まず初めに、町長は今年4月の所信表明の中に、人件費の削減を言っておられます。この人件費の削減をどの程度、いつから実施するのかについて質問をいたします。

その初めに、阿見町の最新の職員のラスパイレス指数は幾らか——ラスパイレスというのは、国の国家公務員と地方職員の——国家公務員を100として地方公務員が幾らだというようなことの指数です。それをまた、初任給、高卒、大卒の国平均、それから全国市町村の平均、まあ、そして県内市町村の平均と比較して、阿見町職員の給料が果たして高いのか安いのかをお尋ねをいたします。

2番目に、ラスパイレス指数、初任給等を比較をしまして、削減と言っておられますが、どの程度、いつごろ削減するのか、その行程を示していただきたい。ちなみに参考までに、かすみがうら市長は、これは行財政改革の一環として現在給与の50%カットをしております。

3番目、人件費削減で職員の士気は低下しないのか。士気低下を防止するためにはどう配慮するのか。まあ、町長が人件費を削減するというふうに言うておられますのでね。

それから4番目、非常勤とパート職員の数と処遇についてお尋ねをいたします。近隣市町村と比較して、非常勤・パート職員が多いのか少ないのか——職員に対するパーセンテージ。それからさらに2番目は、近隣市町村と比較し、パート・非常勤、処遇はいいのか悪いのかをお尋ねをいたします。

事後の質問は、質問席でおいて行います。終わります。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） ただいま、藤井議員の識見の高いすばらしい御意見ありがとうございます。真摯に受けとめさせていただきます。

それでは、藤井議員の質問にお答えします。

私は、6月の第2回定例会での所信表明の中で、役場組織の活性化を図るため、積極的に外部からの識見豊かな人材を登用するとともに、適正な人事評価を実施し、組織の機能化、機動化を進めて、ひいては人件費の削減につなげてまいりますと申し上げました。これは、役場組織の活性化を図るために、外部からの人材登用や適正な人事評価を行い、組織の機能化、機動化を進めますということが趣旨であります。そして、そのことが、ひいては人件費の削減につながっていくということを申し上げたものであります。

1点目の、21年のラスパイレス指数は幾らか、また初任給は国平均、全国市町村平均、県内市町村平均と比較してどのような状況になっているのかについてであります。

ラスパイレス指数は、総合的な給与水準の比較に用いられる指数であり、地方公共団体の一般行政職の職員の給料基本額と国の行政職俸給表一の適用職員の俸給額を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させ、国を100とした場合、それぞれの地方公共団体が幾つになるのかというものであります。

平成21年度の当町のラスパイレス指数は、99.2であります。

次に、高校卒及び大学卒の初任給ですが、平成21年度は、国の初任給基準より4号俸高く、高卒初任給が14万4,500円、大卒初任給が17万8,800円でありましたが、初任給基準を改定し、本年4月から国・県と同額で、高校卒初任給14万100円、大卒初任給17万2,200円としたところでありまして。これは、全国町村平均より高卒初任給で92円低く、大卒初任給で1,174円高い額であります。また、県内町村平均より高卒初任給で108円低く、大卒初任給で675円低い額であります。

2点目の、当町のラスパイレス指数の現状を踏まえ、どの程度、いつから削減するのか、その行程をとのことでありますが、今年4月から1級1職制とするとともに、昇給・昇格基準の見直しを行っております。今後につきましては、各級の役職ごとの責務に応じた人事評価と昇給・昇格を連動させていくことにより、適正な給与水準が維持できると考えております。

3点目の、削減で職員の士気は下がらないのか。どう士気を高めるのかであります。

現在、努力したものが報われる人事評価制度を構築中であります。この人事評価制度は、評価の結果について本人に開示し、評価者と被評価者が面接等を通じコミュニケーションを図り、人材育成につなげていくという制度であります。士気は上がるものと考えております。また、従来から実施している各種研修等を通じて、モチベーションのさらなる向上を目指してまいります。

4点目の、非常勤・パート職員の数と処遇についてであります。これにつきましては、臨時職員ということでお答えいたします。

臨時職員の雇用期間や勤務形態には、ばらつきがありますので、年間を通して変動しております。したがって、常時在籍しているおおよその人数で申し上げますと、総数は約300名であります。これらの人数の近隣市町村との比較ですが、公表された資料がありませんので明確ではありませんが、昨今合併した自治体と比較しますと当町のほうが多く、合併しなかった自治体と比較しますと当町のほうが少ないというような状況であります。

次に、処遇についてですが、一般事務補助の職員で比較しますと、当町が時給750円に対し、牛久市及び美浦村が800円、土浦市が810円、龍ヶ崎市が871円、河内町が780円という状況であります。また、福利厚生につきましては、社会保険、雇用保険、労災保険の加入、年次休暇の付与、健康診断の実施等、福利厚生の充実を図っているところであります。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 天田町長には、今年4月からラスパイレス、国家公務員と同じにしたということをございまして、大幅な削減はなかったというふうに私も安堵している次第でございます。その士気高揚にもですね、適正な人事評価をやるということで、それが功を奏するように祈っております。それと、臨時職員、まあ、合併したところとしては多い、合併してないところにしてみれば少ないと、ま、逆だったかな。それよりも臨時職員の処遇の面ですね、これは、やっぱり近隣市町村とぜひ合わせていただくようお願いをします。その点、どうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。臨時職員の処遇につきましても、一般職の職員に準じた処遇、それと労働基準法で、ある程度の基準が決まっておりますので、その

中で他市町村とも格差のないような処遇でやっておりますし、これからもチェックをしながら、そういったことで進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 質問は、処遇がね、労働基準法では最低賃金とか何とか決まっておりますけれども、要は近隣の市町村のところに合わせてくださいというお願いなのね、あるいは要望なの。だから、まあ、これから努力するというような話でしょうけれども、私はね、職員の給料が高いというのは、全然悪いと思わないんですよ。高いから下げる下げる削減しろちゅうにも思わないんです。それに見合う、やはり仕事をしておれば、だれも文句は言わないんです。それでなくても国家公務員、給料が高いとか何とか言われてますけれども、まあそれに見合う仕事をしないから言われるわけです。だからぜひ、まあ、国家公務員と同じ、県に合わせたとかって今言ってきましたけれども、17万7,200円、これは国家公務員、大学の初任給と同じですよ。だけど、全国の平均のラスパイレスちゅうのは94%なんですよ。全国の市町村平均ですね。94%です。これは22年の3月に阿見の広報に載っていたものです。94.6%です。で、阿見町が、先ほど町長言っていましたように99.2です。東海村それから神栖、これが101, 102ですよ。これはもう、いっぱい工業団地持ってますからね、それはまあそれなりに、東海村は原子力がある。それはいいと思うんですけども、ただ、ラスパイレスにしても、全国の市町村平均にしても、高いということだけは認識をしていただきたいというふうに思います。それなりに一生懸命仕事をしていただきたいと思っております。

それとですね、パート職員が非常に多いということでありましたけれども、まあ非常に多いというのか、合併したところとそうでないところがかわっておりますけれども、やはりそれなりに多い。300もおればですね、それなりの責任を持った仕事をする人もおると思うんですね。その責任を持った仕事をするような、責任を与えているようなシステムができてくるのかどうか、この点をちょっとお伺いできませんでしょうか。私はパートだから、臨時だからちゅうって、往々にして職の責任を逃れるというような傾向も、私も過去経験しておりますけれども、そのようなことはないのかどうか、お伺いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） ここでお答えしている臨時職員という呼び方でございますけれども、臨時職員の雇用期間等は、それぞれ6カ月、最長1年というふうな期間も決まっておりますので、その中でできる仕事、そういったことで、あくまで職員の補助ということで仕事の範囲は考えております。そういったことであります。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） まあ、臨時職員といえどもですね、ただで雇っているわけでは、ポ

ランティアじゃないんで、それなりの責任は持たせてほしいんです。当然、お金を払っているんですから。だからそういうことで、要は適正な人事評価と職員の給与のほうは、ぜひ天田町長に、適正な給与を与えてほしいというふうにお願いをいたします。

で、次の質問に入ります。

2番目の質問はですね、町長の退職金廃止についてお尋ねをいたします。

町長は、就任後、直ちに歳出予算を必要としない退職金廃止条例の提案に取りかかるというふうに約束をしております。

まずその1つに、いつその廃止条例の提案をするのか。既に就任9カ月になります。

2番目に、何をどうすれば廃止できるのか。

3番目に、これは阿見町だけでできるのか。

この3つの質問をお尋ねをいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい、これは前にもいろいろお話ありました。町長退職金の廃止についてであります。当町を含めて茨城県内の全市町村は茨城県市町村総合事務組合に加入しております。そしてまた、ここには議員さんがおられて、私もその委員の人たちに書類等を何人かに渡した覚えがあります。常勤の職員に対する退職手当の支給について共同委任をしておりますので、なかなかこれは非常に厳しい。

町長退職金の廃止につきましては、同事務組合の条例改正を必要とするために、町単独の条例改正では実施することはできません。他県自治体の事例を踏まえて、同事務組合へ同事務組合条例の改正可否について照会したところ、組合を構成する県内全市町村の同意が必要であるため、早急な条例改正は難しい状況にあります。

したがって、この間も全協のほうでお話しいたしましたが、退職金相当額分を任期4年間のうちで減額できるよう——実質の減額になると思います。退職金は、町からやはりお金が出ておりますので、現行の給与月額を減額する改正条例案を、次回、3月の定例会に上程する予定であります。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私ね、ちょっと疑問に思ったんですよ。これはね、9月の議会で、これは総務部長が答えたのか町長が答えたのか、ちょっと記憶にないんですけども、9月の議会でですね、退職金の廃止について、県の市町村総合事務組合に関係規則の改正を同組合にお願いしておりますと。他県においても事例があるので可能であるというふうなお答えをしているんです。

いつ関係規則の改正を組合にお願いしましたか。その日にちと相手を教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。まず総合事務組合のほうにですね、事務方私どもが、4月に、その退職金廃止ができないかという問い合わせをしまして、協議をしています。その後、電話等で数回、そういった協議をしたかと思えます。で、それを受けまして、町長がその後、機会あるごとに、各県内の市町村長に対しまして、そういった働きかけをしたということです。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） これね、私も昨日、最後の確認をしました。そうすると、相談は受けた。だけど、規則改正はお願いされておられませんと、こういう返答なんです。だからやっぱりそこはね、あの当時、9月にその改正をお願いしましたということそのものが、回答としては間違っておるんです。相談は受けましたと言いました、担当者もね。だけど規則の改正は、これは正式に文書を出して、そして規則を改正してください。私は退職金は要りませんというようなことであれば、それは一応受けて、審議はするということでございますけども、そういうことは、そんなアクションは起こしていただいておりますという回答でした。まあ、そういうことですので、このお願いをしたといううちには入らないんですね。まあ、そういうことです。

で、先ほど町長は、退職金と相当額を自分の給料で減額すると、こういうふうに言いましたですね。それで、じゃあ1,600万という額を——まあ、四、四、400万ずつですか、自分の年俸から引くということで、ちょっと確認をさせてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ、働きかけたということは事実であります。ただ、それが、こっちのほうの真意がね、そこまでいってなかった。ただまあ、そういうことを突っつくこともないと思うんですね。実際に、1,600万、4年間で減額する。これは実質の金額であります。私の給料から実質1,600万、これを引くということです。そうすると、町からの持ち出しはないってことです。退職金は、町からの持ち出しは必ずありますよね。そういうことであります。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） はい、わかりました。まあ、その確認、1,600万、大変、大丈夫ですかね。1,600で400万ずつ年俸から差し引くから、相当余裕があるんでしょうね。まあ、いずれにしてもですね、組合の町長として、まあ、町の職務はみんな同じですけども、総人数に対して幾らという負担金があるんですね。この負担金は町長がもらわないといっても出さにかいかんわけですね。そこの点の税金は入ると、投入するということだけは覚えておいていただき

たいと思います。ね、そういうことです。

では次に、3番目の質問に入ります。

町内の商工業者の育成についてお尋ねをいたします。

これも、本年9月の私の一般質問での回答で、行政が町内の事業者を育成する時代は過ぎたというようなことを答弁をいたしております。中小企業、まあ商工業、零細企業の方々も町民です。従業員も家族も阿見町民です。まあ、そういう人たちが話を聞いたら、非常に私は不安だと思います。まあ、現在ですね、日本全国どこでも不況の波が嵐が吹いております。このようなときに、可能な限り行政が支援できることを模索するべきだと私は思います。例えばですね、公共事業を前倒しにして、町内商工業の育成を図る必要があると、まあ、こういうことです。

例えばですよ、水道事業において、まあ多額の基金があるわけですね、水道事業は。その基金を、会計監査院から適切に運用しなさいというふうに指摘が来ているわけです。だから、水道事業をこの不況のときに前倒しにどんどんして、金余ってんだから。下げると言えば、何ですか、下げる、水道料金を下げると言ったら、何か下げないと言いましたんでね。そういう事業を前倒しにして、町内の事業所を使っていただいて活性化すると、こういうこともできると思うんですが、1つそこで質問です。

町内の商工業事業者の、まあこれ建設業者も含めてですよ、育成をだれがやるのか。これが1つの質問です。

それともう1つは、行政の支援は本当に必要ないのか。ここの点の町長の真意が私は読めないんです。その点を教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 町内の商工業者の育成はだれがやるのか。2点目の行政の支援は必要ないのかについて一括してお答えします。

商工業の育成をだれがやるのかといえば、まあ行政が行う施策として、国であり県であり町であります。行政の支援が必要ないなどとは、まあ考えてはおりません。しかし、要するに、この間の話では、入札業者に対してどうやって育成するかっていう、そういう考えのような感じで受けたものですから、入札業者を阿見町が育成するのではない。入札業者自身が自分の力で、やはりいろんな方法を、やっぱり考えながら、やっぱりきちんとした工事をしていただくと。これはやっぱり入札業者の役割であるし、私たちは、入札業者のために町があるのではないと、この間も言いましたね。町の町民の利益が大事だと。その点は、そういう考えであります。

まず受注機会を多くするということは、これは今やっておりますし、十分それはやっている



と思います。先ほど、藤井議員が、前倒しでどうのこうのと言ってましたよね、水道事業。これも9月の補正で5,000万やらさせていただき、来年度には、必ずそういう面でのね、前倒しではないですけど、当初予算で、大きな水道事業を、大きく金額を増やして水道事業をしていく。これは利益剰余があるわけですから、積極的に、私自身がそれを約束しているわけですから、積極的にやっていくということを、ここでまあ、お約束したいなと思っています。あんまり約束ばかりしちゃうとまずいんですけども。町民の利益を考えれば、競争の原理を積極的に取り入れて、緊張感のある入札が行われることが必要であるということは、これはもう皆さん同じだと思いますね。

また、11月18日の全協において、議会から行政施策及び予算要望に対する考え方を説明した際にも、町内業者の育成と受注機会の拡大に努めていくというような説明をしたところであります。要するに、実際、入札業者じゃないような業者に対しては、やっぱり利息の補てん等も町はやっているわけですから、決して育成をないがしろにしているということではありません。ただ、入札業者に対しては、自分みずからが、やはり切磋琢磨して、自分できちんとした工事をしていくと、これが大事だということを言っているわけです。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） まず1つ目の質問のほうで、町内の商工業者を建設業を含めてだれが育成するのかということですね。まあ、国、県、町も育成する役割があるんだということを知って、私も安心をしました。ぜひ、お願いいたします。で、入札の件はですね、業者が努力しろというのは、それはもうわかります。で、入札の件は、また後で質問が別にありますので、そのときにまた質問させていただきます。

次の質問に移ります。

デマンド交通の導入についてお尋ねをいたします。

町長の所信表明にはですね、子供やお年寄り等の交通弱者の方々の日常生活を営むために、移動手段の確保は欠かせないというふうに言われております。全く私はそのとおりだと思います。交通弱者の移動手段は、今ほとんど町内にはありません。私の思う弱者ですよ。まさに日常生活に支障があると言わざるを得ません。

来年2月にデマンド交通のスタート、オープンが決められました。私、大いに評価をし期待もしております。ただ、気になることもあります。その1つの質問です。

デマンド交通でいう交通弱者は、どのような人を町は想定をしているのか、交通弱者ですよ。それと、来年2月に実施するデマンド交通は、この私の思っている交通弱者と執行部が思っている交通弱者とではちょっとニュアンスが違うかもしれませんが、このデマンド交通が、その交通弱者に対応できるのかどうか。まあ対応する体制にあるのかなのか。この2つについ

て質問いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） デマンド交通の導入についてお答えします。

デマンド交通につきましては、来年2月1日からの運行が決定し、現在は専用チラシを全戸に配布し、周知及び利用促進を図っているところであります。また、利用者登録についても受け付けを開始しており、登録者数は、12月10日現在で226名の申請があり、うち7割に当たる165人が65歳以上の高齢者であります。また、身体障害者手帳、療育手帳などを交付されている方や要介護などの認定を受けている方については37人の申請をいただいている状況であります。

そこでまず1点目の御質問、交通弱者はどのような人々を指すのかであります。移動に制約を受けているという意味では、一般的には運転免許や自家用車を持たない、あるいは持てない高齢者や子供、障害者、低所得者などを指すものと考えます。

2点目の、当町のデマンド交通では交通弱者は利用できるのかについては、利用できる方は原則一人で乗降が可能な方ですが、一人で乗降ができない方は、付添人が同伴する場合には利用が可能でありますので、数値的なデータはありませんが、交通弱者の大半は利用が可能と考えております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） そのこの点の、交通弱者という定義の認識が、私と執行部、まあ町長とは全く違っておるわけですね。これで意見がかみ合わない場合もあると思いますけれども、要は、交通弱者というのはですよ、定義は、いろいろ学者がいろいろ述べてますけども、車を持ってない人、それから免許を持ってない人、これは交通弱者という分類もあります。ただ、私なんか想定してるのは、一人で車に乗れない、乗りおりにちょっと手を添えてあげれば乗れるという、そういう人たちは私は想定しているわけです。それが、この今度のデマンド交通では、一人で乗れない者は介助者をつけなさいということで、本当の意味の弱者が欠けているわけですよ。そのこの点を私は何とかならないのかということ、再三言っているわけですが、このデマンド交通では、そういう人たちを、今度の2月にオープンするデマンド交通では、そういう人たちは乗れないと。まあ、排除という言葉は悪いんですけども、利用できないということですよ、確認します。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今度のデマンド交通で、どういう人が乗れるかということなんですけども、先ほど町長から答弁いたしましたとおり、原則一人で乗降が可能な方、交通弱者といわれる方の中で、原則一人で乗降が可能な方で、また、一人で乗りおりできない方で、付

添人が同伴する場合は利用が可能ですよということで、このデマンド交通の中では限定しております。限定という言葉はちょっと適当でないですね。というような区切りをつけております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） じゃあ、ちょっと視点を変えて質問をいたします。先ほど言いましたように、ちょっと手を添えてあげればね、乗れるという、ステップが高いからね、ちょっと乗してあげるという、そういう方々はどのような手段で移動しなければならないかということなんでしょうね。町としては、そういう方々を置き去りにするということでは困るわけですよ。そこを公的な力で、そういう人たちも買い物に行ったり、銀行に行ったり、病院に行ったりできるような方法を模索をするつもりはありませんか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今、藤井議員が言われるように、交通弱者と一概に申し上げましても、いろんな方がいらっしゃると思います。で、その人たちの交通の手段として、その1つがデマンド交通だというふうに御理解いただきたいと思います。もうこれは藤井さん、御存じだと思んですけども。それで、例えば付添人がいなければ、このデマンド交通、利用できないというような方の場合は、福祉事業、福祉事業の中に社会福祉課とか障害福祉課の中の事業がさまざまございますし、そのほか、福祉有償運送事業という事業もございます。そういったもので補ってんしていく。いわゆる、社会全体でそういった方を支えていくというような考え方だろうと思います。で、福祉有償運送事業、藤井さんもやられていると思んですけども、その中では、タクシー等の公共交通機関によって輸送サービスが確保できないと認められる場合には、こういったNPO等の中で福祉有償運送事業ができるんですよというふうになっておりますので、いろんな手段、デマンド交通も含めて、皆さんで協力して、そういったいわゆる交通弱者の方を支えていくというような考え方でございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） まあ、いずれにしてもそういう私のいう交通弱者は、今回のデマンド交通では置き去りにされていると、それで福祉有償運送を利用しなさいと、まあこういう言い方ですよ。ただね、この福祉有償運送ちゅうのは、完全に赤字なんです。それで、この町でこのデマンド交通をやるときに、そういう人たちを置き去りにしないで、そういう人たちを含めて、一緒に交通体系を考えてほしいというふうにお願いはしたんですが、これを、まあ置き去りにされたということに、私は非常に残念に思っているわけです。それはほかのところ民間でやっているから、民間でやれみたいな。そうじゃなくて、この交通体系を見直すということは、そこも、その真の交通弱者も——まあ寝たきりの人ちゅうのは私は言いませんよ。真の交通弱者をデマンド交通が利用できるような体系にしなければ、私は、この欠陥の——ま

あそれは一概にね、すべてはやろうとは、やれとは言いませんよ。だから、いずれの日か、そういう人たちも救えるような交通体系、例えばこのデマンド交通、何年かやって、見直すという意思はありますか。そういう人たちを救える、本当の意味の交通弱者を救おうという意味の見直しは、やるつもりはありませんか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 先ほどもお答えしましたとおり、やっぱり1つのセーフティネットだと思えますので、町行政それからNPOとかいろんな団体を含めて、皆さんで協力してそういう方を支えていくという考え方が基本でございます。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やはり、デマンド交通はデマンド交通、福祉バスは福祉の状況の、藤井議員がやられている、そういう、やっぱりきちんとすみ分けして、やはり事業をやっていくのが当たり前だと思うんですね。これもあれもあれもってなれば、なかなか業者自体が参入してきづらい。やっぱり業者であっても、やっぱりそれなりに利益を求めているわけですから。そこはやっぱりきちんとすみ分けしてやるというのは、これは当たり前じゃないですか。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私がやっているという名前が出たから、私も……。私は名前を自分で言うつもりは全くなかったんですが、これね、実態を言うと、料金をもらった、利用料金をもらったのはすべて協力運転手に払う。実態は御存じないでしょうけども、協力運転手に払うんです。だから、事務費も一切取ってないんです。それに電話の受け答え、家賃、電気、こういうのはすべて手出しなんですよ、ね。それはね、私が目の黒いうちはできますよ、それは。だけど、そんなに私も5年も10年もच्छゅうわけにはいかないんですよ。だから、こういう機会に、そういう人たちを救う——だって、もうからないからやる人いませんよ、これ、NPOと云って。だから、その点をよく考え、実態を知っている人がおるんですよ。福祉部長もみんな福祉課長も知ってますよ、こんな実態は。だから、そういうのを含めて、藤井に任せていっているから、藤井がやっているからいいという、そういう理論じゃないんですよ。私はいつまでも生命があるわけじゃないです。だから、そこを見直すつもりはないのかと言っている、私がやめたときに。それを私は問うているんです。お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 藤井議員のやられている事業の経営の問題じゃないかなというふうにおうかがいしました。今のお話にも、公共交通活性化協議会の中で、藤井さんも委員で、藤井議員も委員でお話しされたと思いますけども、活性化協議会の中には、民間のバス会社さん、タクシー会社さん、それぞれ厳しい経営の中で努力されている方々だと思うんですけども、

その経営の問題に関しては、やっぱり藤井さんが言われたことに対しては、ちょっと理解が、皆さん理解されなかったというふうに、私どもは見ておりました。ですので、藤井さんの1つの福祉有償運送という事業の、藤井さんのやられているNPOの経営の問題からですね、このデマンド交通を結びつけてですね、すべてそれを補っていくというような考え方は、ちょっと飛躍し過ぎているのではないかというふうに考えます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） では、今、私がやっているやつは、私はですね、私がやってる間は一切補助金なんかは1円も要りませんから、それだけは、それだけはあのしといてください。ただ、やめたときに、その100名近くの登録者がおりますが、その人たちが捨てられるわけですよ、これに乗れないから、デマンドには。それを、公の機関で、町で何とかしたらどうかと、してくださいと言っているわけです、見捨てないで。だから、それは、あるNPOは、また私がやめたときだれかに回せばいいですよ。だから、町としてそれを考えてくれと言っているわけです。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） NPO法人でやられていることは、すばらしいことだと思います。だからといって、自分のね、NPOで赤字だから、今後はじゃあ阿見でやれという、そういう論理にはならないと思うんですよ、だれが聞いててもね。

○10番（藤井孝幸君） だれがそんなんですか。

○町長（天田富司男君） 今、そのような話ですよ。だけど、やはりその時点にならなければ、どういう状況になるかわからないわけだから、今ね、自分がNPO法人つくって赤字だから赤字だから、こういうものは、私が目の黒いうち、体が動くうちはできるんだと。それはすばらしいことだけど、それが終わったら自分らやれって、そういう論理は、やっぱり論理としては組み立たない。非常に、デマンド交通のときも、その論理を何回か言われたけど、皆さん、やっぱりこう、しかめっ面してましたよ。やっぱり藤井議員、そこはね、おかしいと思うんだよ。自分の、まあ、そういう事業は本当に金にならないでしょう。だけど、それだからっつってどうのこうのっていうね、それはちょっとおかしいと、おれは思いますね、そういう論理でくるのは。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） いや、理論の問題じゃないんですよ。そういう人たちをどうするかということなのよ。どうするか、町として。見捨てるのか、いずれの時期に、そういう人たちを拾う事業をやるのかどうかということを知っているんですよ、私は。それは論理のすり替えというんですよ、そんなものは。だから、ね、私としては、もうこんなことを言ってもしょうが

ないけども、そういう弱者、本当の意味の交通弱者を救う方策を、町でも考えろち言ってるわけですよ。そうでしょう。今はあっこがやってるからいいよっちゅうような気持ちでおるんでしょうけども、そうじゃなくて、そこは、やめたときにそういう人たちは捨てられるわけですよ、見捨てられるわけですよ。だから、そういう人たちを救う方法を考えたらどうだっちゅうてるわけですよ。それが何で、論理のすり替え……。論理じゃない、間違ってますか。間違ってますか、それ。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 何か、自分が赤字だから町でやれっていうね、そういう論理に聞こえちゃうんですよ。私がやれなくなったときどうすんだと。それはそのとき、やっぱり考えればいいことで、今どうのこうのってね、まだまだ十分、もう体、あと10年ぐらいは全然大丈夫だから、もう藤井さんには頑張ってもらって、やっぱりね、町の福祉のために、もう福祉協議会の局長までやった人だから、よろしくお願いしますよ。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） もうこれは、まあそんなことまで言われたんじゃあ、私もね、何かこう……。

〔「頑張るしかねえな」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 頑張るしかないんだけど、少なくともここ二、三年でしょ、ね。

〔「二、三年でしょ」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） だから、まあそれはいいです。要は、そういう気持ちを持ってほしいということ、捨てないで、見捨てないで。本当の意味の交通弱者をね。まあいずれ、また私もそちらに働きかけますので、よろしくお願いします。

次の質問行きます。

町長就任後の入札要領の変化についてお尋ねします。

町長は、議員時代からずっと、随意契約をやめて一般競争入札にすべきだと言ってきました。また、選挙の公約でも、随意契約で行っている契約を一般競争入札にするなど、公共調達の見直しを行いますと言ってきております。これは財源確保は非常に、実質的に一般競争入札は必要だと思います、私はですね。

そこで質問いたします。

町長就任以来、今まで随意契約、一般競争入札、指名競争入札の件数——町長4月1日からですけどね、どれぐらいあったのか、各入札の件数を教えてください。

また、2番目の質問で、町長が随意契約を一般競争入札にかえるというふうに言っていたが、今まで随意契約でやっていたものが一般競争入札に移った件数。昨年9月の質問では

ゼロと言いました。4月から9月の間はね。どれだけ変化したのか。

3番目に、町民のために、どの入札要領を採用するのが適切であるのか。

この3つをお願いをいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 町長就任後の入札要領の変化についてであります。

まず1点目の、4月から11月までの随意契約、一般競争、指名競争入札の件数は幾つかということについてです。

本年4月から11月までの一般競争入札が8件、指名競争入札が210件、随意契約見積もり合わせが368件であります。要するに、随意契約の金額が小さいのに一般競争入札にはできないということは、もう御存じだと思いますけど。

2点目の、今まで随意契約をしていたものを一般競争に変更した件数は幾らあるか。これは、今言ったとおり、今までの随意契約であったものを一般競争入札に変更したものはございません。要するに、随意契約って金額がある程度決まっているし、大きいものはあまりないと。

ただし、随意契約の一者特命のものについては、極力複数者の競争入札に付することが可能かと検討し、一者特命随意契約であったものを指名競争入札に見直しを図ったものや、広範な参加機会を確保するため、指名競争入札で行えるものを一般競争入札に見直しを図ったものがございます。

また、平成20年度から4,000万円以上の建設工事を一般競争入札の対象としているところがありますが、この対象金額を4,000万より引き下げ、対象枠を拡大していきたいと考えております。今、県は3,000万だと思います。

次に、3点目の、町民のためにどの入札要領を採用するのが適切かについてであります。

一般的には、一般競争入札はその工事を希望する業者が自由に入札に参加するものであり、一般的には一定の入札参加要件を付して、条件を満たしたもののみ入札に参加できる方法であります。透明性、競争性が高まる反面、不遜、不誠実業者の排除が困難となります。また、指名競争入札は、発注者があらかじめ入札に参加する業者を指定するものであり、不適、不誠実業者の排除が容易である反面、発注者の恣意性など不祥事発生の原因になりかねない部分もあわせ持っています。随意契約については、10万以上のものは原則として指名競争入札と同形式の見積もり合わせを行っておりますので、長所短所は指名競争入札と同様のものと考えられます。また、一般競争入札をどんどんどんどん取り入れる、金額をどんどんどんどん低くして取り入れるということは、阿見町の業者が排除されるということにもつながります。よって、一般競争、指名競争ともそれぞれ長所、短所があり、一概にどちらがいいということは言えないのが実態であります。

当町での現行の入札要領の運用方法については、先ほども言ったとおり、4,000万円以上の建設工事については一般競争入札とし、130万円以上の建設工事、建設工事以外の業務等については、また50万以上が指名競争入札となっているところであります。また、建設工事で130万に満たないものと、建設工事以外の業務等で50万に満たないもの、10万以上になるものについては、随意契約見積もり合わせを行っております。

町民のためにどの入札要領を採用するのが適切かの御質問につきましては、一般競争入札、指名競争入札、それぞれの長所、短所を踏まえ、町民からの信頼を得ることができるよう、より一層の公正・公平・透明・競争性、さらに地域性、経済性のあるものとなるよう、現行の入札要領について検証していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町長、私、言うことはよくわかりました。ただ、町長がね、随意契約を一般競争入札にして、財源を確保するというをお約束したから、随意契約が一般競争入札になったのか、一般競争入札が増えたのかということを知りたかったんです。だけど、今の話では、随意契約は金額が低いから一般競争入札できないということは、初めからわかっているじゃないですか。だから、私はね、町長がそうやって財源確保のために随意契約を一般競争入札にするち約束をしたから質問しているんですよ。

○町長（天田富司男君） そういうことじゃないでしょう。

○10番（藤井孝幸君） いいや、そういうことにしてるよ。書いてるじゃない、あなたのこの約束の中に。それはおかしいよ。町長。読み上げようか、町長の一覧表、約束を。それをそんなこと言っちゃだめよ、今ごろ。

○議長（佐藤幸明君） 質問を続けてください。

○10番（藤井孝幸君） はいはい。いいですか。政策実行4つの手順、その中の2つ、財源。制度改革と入札改革による成果。随意契約で行っている契約を一般競争入札にするなど、公共調達の見直しを行いますち書いてるじゃないか。だから私は質問してるんじゃないですか。だから、随意契約をね——あなた自分で約束していたこと忘れちゃだめだよ。随意契約を一般競争入札にするちゅったから、私はこの数を調べて、ああ随分一般競争入札に移ったんだろうなというふうに想定したわけですよ。だけど、今の話と資料から見ても全然増えてないんですよ。だから、私が、おかしいんじゃないのと言っているわけ。まあ町長はそういうことで、随意契約わかったから、町長になってみてわかったから、それは一般競争入札というのはできませんという話でしょうから、それはそれでいいでしょう。要は、町長が一般競争入札をやると言ったことは、これはできないということですよ。まあ、そこはちょっと訂正をしないといかんですよ。



それで、競争入札ということですよ。入札はいろいろな——これちょっと時間がないので、要は私は阿見町にある業者を優先的に入札を——もちろん業者入れてほしいです、そういう指名に。それはいろいろランクはあるでしょう、ランクはあるでしょう。けどランクにかかって登録した業者、例えばとび、何とかでも、すべて入札に指名を外さないで入れてほしいと。これはどうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） こういうランクとかですね、工事の内容によりますけども、その登録されている町内業者を幅広く、この状況の中で入れろという指示、町長から出ておりますので、そのように今やっているところです。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 去年の随意、一般競争すべて一緒なんですけども、去年の21年度の入札総額、契約総額ね、30億なんです、約ね。その中で阿見町の業者が請け負っているのが47%なんです。47%。まあこれは随意、一般で全部含めてですからね。で、今年11月末までも、やっぱり47%、同じなんです。だから、今年今までは契約は21億ですよ、21億ありますけども、その数を阿見町の事業者が潤うためには、この47%という額を60%とかにするような方策を、私はとるべきではないかというふうに、町内の事業を優先的にね、いろんな、それはいろいろあるじゃないですか、ランクを小分けにずっと細かくするとか。ランクを細かく、ランク分けとか、その価格を小さく細かくしてね、やるという方法あるでしょう。そういう方法はとれないのか、お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いやあ本当に藤井さんね、私も苦労してんですよ。いや本当なんですよ。

○10番（藤井孝幸君） 何を。

○町長（天田富司男君） 要するに、町の業者でできない事業がいっぱいあるんですよ、資格がなくて。

○10番（藤井孝幸君） 分離発注を……。

○町長（天田富司男君） いや、分離、分離、そんな問題じゃなくて、事業ができない、資格がない、そういう入札があるんです、相当の数。だから、そういう面でね、やっぱりどうしても同じような状況になっていくんでしょうけど、そこら辺は、やはり私自身は阿見町の業者をすべてなるべく入札に参加できるっていう業者、それぞれの部門で全部入れるようにしてます、それは。これはもう、だれがどうのこうじゃない。自分が入札をしたいっていうことで、皆さん町の仕事をしたいっていうことで、そちらに参加していただいているわけだから、それはや

っぱりきちんと。ただ、今後はやっぱり工事面、やっぱり検査等をきちんとしていかないと、ただただ事業をやっただけではまずいというような状況を、やっぱり考えていかなければならないなど、町で思っています。そういう努力はしています。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私も入札要領の提案を4つばかり持っているんですけども、ちょっとこれ長くなるから、今回はやめます。いや、町長が、町内の事業所を優先的に使うという意識があれば、これは職員もいろいろ考えて、なるべく町内の事業所が受けられるような、そういう計画なり実施をやってくださいよ。いいですか。よその事業者が受けたって、阿見の町民は何にも潤わないんですよ。そこの点だけはしっかりとお願いします。町長もそう言ってるんだから、間違いないでしょう。町内の事業所を優先するっちゅってんだから。よろしくお願いします。

じゃあ次、公共施設の貸し出しのあり方についてお尋ねします。

現在、阿見町では、公民館、体育館、まほろば、さわやかセンター等、多くの町民が有料または無料で利用しています。しかし、公共施設の貸し出しについては、一定の秩序、制限があってしかるべきだと思います。どうでしょうかね。

まず質問の1つに、公共施設の利用で、政治活動、宗教活動、物品販売等の目的で利用するのは制限があるのかないのか。まあ、いろんな施設がありますからね。これはいいですよ、ここの部分はこの施設はだめですよというのがあるかもしれません。制限があるのかないのか。あるとすれば、その根拠はどこにあるのかをお尋ねします。

2番目、で、使用目的には制限は必要ないのかということですね。

制限があるのかないのか、公共施設の利用に、それから制限は必要ないのかということです。貸し出しについてはね、やっぱりしっかりした規則とか根拠がないと、私は町民に対して迷いを与えるし、しっかりとした貸し出しができないと思いますので、その2つの質問。

○7番（石井早苗君） 委員長、動議。

○10番（藤井孝幸君） あ、何だ。

○7番（石井早苗君） ちょっと、済みません。動議……。

○議長（佐藤幸明君） 7番……。

○7番（石井早苗君） 寒いんです。

○10番（藤井孝幸君） あ、寒い。何だよ。

〔「寒い？」と呼ぶ者あり〕

○7番（石井早苗君） ええ、冷えちゃったの。

〔「足元が底冷えする……」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 公共施設の貸し出しのあり方についてお答えします。

まず、それぞれ公共施設、多くありますので、それぞれに規則等がありますので、まず、政治的活動、宗教的活動、物品販売等の目的で利用するのは制限があるのか、その根拠は何かについてです。まあ、制限があるということで。

町民体育館の貸し出しにつきましては、阿見町民体育館の設置及び管理に関する条例に規定されており、御指摘の政治的、宗教的活動及び物品販売等営利目的に対する制限は全くなく貸し出すことができます。

学校体育館の貸し出しにつきましては、阿見町立小学校中学校の施設の開放に関する規則に規定されており、スポーツ及び文化活動に限り貸し出すことができます。

中央公民館、君原公民館、かすみ公民館につきましては、社会教育法第23条の規定により、政治的、宗教的活動、物品販売等の目的で貸し出しには制限が設けられています。

本郷ふれあいセンター、舟島ふれあいセンターにつきましては、阿見町コミュニティセンター設置及び管理規則の規定により、公民館と同様に、貸し出しには制限が設けられています。

また、総合福祉会館につきましては、阿見町総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例、阿見町総合保健福祉会館条例施行規則の規定により、貸し出しは行っておりません。

老人福祉センターにつきましては、政治活動に限り貸し出してありますが、宗教的活動、物品販売等の目的での貸し出しについては、阿見町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例、阿見町老人福祉センター管理規則の規定により、貸し出しは行っておりません。

次に、使用目的による制限は必要ないかについてですが、公の施設とは、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するための施設をいい、体育施設、教育文化施設、社会福祉施設などに分類され、それぞれに用途があることから、その目的や機能を損なわないためにも、使用の制限は必要であると考えており、それぞれの施設において条例、規則により制限を設け、適切に貸し出しを行っているところでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 公民館等は貸し出してですね、これは先ほど見た教育法の23条で縛られてやっているということですが、これ町民はね、教育法なんか読まないんですよ、23条。わからないもん、大体、私も初めて読んだ。それで、公民館の貸し出しで、今のところは、教育法があって、いきなり内規なのよ。その途中の条例とか使用規則とかっちゃうのがない。ありますか、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。現在、今、藤井議員が言われたとおり、法律

——社会教育法ですね、それから条例で、皆さんにお願いしているところでございますが、確かに内部規約つちゅうことで、実際には告示してないのが状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） だから、いきなり教育法と施行規則があつて、国のですよ、それで途中何にもなく内規があるんです。ほいで、その内規で貸し出しをしているわけ。だから、我々は、その内規が、見せてくれって言ったら、見せられないと言うんですよ。だから、その当時のどういう状況が起きるかちゅうと、教育法なんか読まないね。読めつちゅうやあ読むかもしれないけども、普通の人は読まない。ほいでいきなり内規で、どうしてなぜだめなの、なぜあの人に貸して私に貸してくれないのという状況が、時々の内規の解釈で起こるわけですよ。だから、その町民に周知する規則——公民館の使用規則ね——をつくって、ほいで町民に周知するってことが必要なんです。どうですか、それ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。確かに、法律それから規則で、間違いなく適切に、今貸し出ししているところでございますが、町民の、要するに誤解を招くような事態にならないように、今後、公民館等については、貸し出し基準をですね、整備いたしまして、広く皆様に提示するような形を考えておりますので、御理解よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） まあ、そういうことですね、まあ今までのことは今までの、そういう、町民にちゃあんとこう示さないで、勝手に公民館長なり担当者が、あ、おまえだめだということもあり得るわけですよ、教育法からくると。だから、ちゃんと中間の規則をつくってください。よろしくお願ひします。

じゃあ次、体育館のほうに移ります。

体育館の管理責任者はだれですか。それと、体育館の利用を許可する責任者はだれか、教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「町民体育館ですね」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 町民体育館ですよ。

○議長（佐藤幸明君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。町民体育館については、教育委員会、担当は生涯学習課——公民館のほうでも貸し出しをしておりますけど、生涯学習課が担当になっております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） そうしますと、体育館の使用については、管理者は教育長ですよ。教育委員会が貸し出しになっております、管理するうちゅうことになっている、条例では。それで、実際の担当は生涯学習課長ですね。間違いないですね。

それで、体育館の利用申請が来たら、生涯学習課長がいろんな団体とかそういうものを確認をして、調査して、そして使用を許可するわけですね。その点どうですか。許可権者。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。現在の体育システムうちゅうのを、藤井さん御存じですよ。それはともかく、今実際には、公民館とそれから生涯学習課の窓口でやっております、公民館のほうで申し込まれた部分については、向こうに事務を委任しているという形になっております。以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） そうすると、体育館については、先ほど町長が言われたように、使用の制限はないというようなことでしたので、インターネットで、阿見町の体育館ね、各体育館というか、その中央体育館、町民体育館を、あいてる状態が数字が出てきますよ、月火水木金土ってね。そこに申し込めば、IDカードを持っていれば使えるわけですよ。だから、それは使えるんですよ。で、そのIDカードない人もおるんですね。急に貸してほしいという人もおるわけでしょ。それはそのインターネットでは申し込めないんです。窓口に行かなきゃだめなんです。窓口に行って、窓口の人が、この団体はいいのかどうかというのを何も判断しないでお貸しするわけですよ。それちょっと、その点どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。これについてはですね、先ほど町長が答弁いたしましたけど、管理条例、その中の4条、公の秩序、それから善良な風俗を乱すおそれがあるとき、それから体育館の管理上、特に支障があるときは貸し出しませんが、それ以外は制限しておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） ではですね、その使用の許可で、使用の制限、使用許可の制限で第5条で、今そこ2つ言われましたね。それ以外に、教育委員会の許可を受けなければならないうちゅうところで、教育委員会が使用させることが不適当と認めるとき。この不適当と認めるうちゅうのは、その不適当うちゅうのはどういうたぐいのものをいうのですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（筈留一美君） お答えいたします。今までは、そういう案件は聞いておりませんが、あえて具体例を言いますと、法律の定めのない政治結社、それから、これは暴力団等、これについては、もう使用は許可いたしません。以上、2つの例でございますが、以上、お願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 暴力団とか政治結社はだめだということですね。わかりました。

じゃあ、暴力団って名乗る人っていないよね。どうやって調べるの。名乗る人はいないんで、要は、体育館の公共施設を貸すのには、普通ね、名簿で団体登録をして、そして、ああこの登録は、阿見町に登録しているからお貸ししましょうと、であれば、そういう団体で登録しているのだったら、何でもいいんです、だと思えるんですよ。だけど、いきなりね、いきなり使わせてくださいって、使わせてる状態なの、今はね。だから、それは、私はいいかどうかということを知っているわけですよ。要はね、そこにまた使用料の取るか取らないのが出てくるわけ。そうでしょう。だって、使用料取ってるところもあるし、取らないところもあるんだから。だから、使用料を取る場合は、どんな団体を取ってるのか、ちょっとそれも教えてもらえますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生涯学習課長建石智久君。

○生涯学習課長（建石智久君） はい、それではお答えいたします。今のその内容の確認につきましては、公民館の敷地内に町民体育館が設置されておりますので、ほとんどの申請が公民館の窓口ということの対応になります。これは、物理的に生涯学習課が管理、私が管理者ということになるんですけれども、教育委員会のほうにおりますので、現場のほうで、やはり管理、適切に行っていただく上で、公民館のほうに事務的なものを委任している状況がまず前提でございます。で、ほとんどの窓口が、公民館のほうの窓口で、その突発的なものの申請が行われるわけですが、その窓口の中で、その使用の内容などを確認をして、それで、料金の是非であったりとか、その団体の内容を確認をしてお貸ししているのが状況でございます。これは、教育委員会生涯学習課のほうにお越しいただいた際にも、同じような形で内容を確認をしております。

以上でございます。

○10番（藤井孝幸君） 使用料、使用料。

○生涯学習課長（建石智久君） 使用料についても、同じような考え方です。ですから、その使用料が、要するに、体育館の使用料の中身につきましては、体育利用、それから体育外の利用、それから営利目的、そして個人利用と、そのような利用体系になっておりますが、その使用の内容を窓口で確認をさせていただきまして、その内容に応じて料金を求めているというこ

とでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それでね、使用料についてですね、第14条ね、管理の条例で、教育委員会は特別な事由があると認めた場合には、教育委員会規則の定めるところにより、現行の使用料の額を減免することができるち書いてある、ね。教育委員会にそのような規則、定めがある。その定めをちょっと、使用料を取らない、減免する団体、どういう団体か教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生涯学習課長建石智久君。

○生涯学習課長（建石智久君） はい、お答えいたします。先ほど、教育次長のほうの答弁でもございましたように、公民館のほうの使用細則基準というのが、今抜けているという状況がございます。これは今整備をする形で順次進めております。

町民体育館につきましても、先ほど次長のほうからお話ししましたように、大枠のその制限、一般的なこととなりますが、法の秩序の云々というのは、そういう制限がもちろんございます。しかし、その使用の細則の部分で、減免措置の規定とかそういうものが実態として今現在、存在をしていない状況でございます。これにつきましても、今、順次整理を進めているところでございます。

ただし、その内容につきましては、団体登録——都市公園条例という条例の中で、有料施設が1つ定められております。それは、運動公園内にあります野球場、その他そういうような形でいろいろ活用していただいているわけですが、その中で、こちらの運用として、スポーツ少年団ですとか、団体登録を行って10名以上の団体につきましては、こちらの社会教育登録団体ということで、団体の内容を認知しておりますので、その団体には減免をしているという経過がございます。その形を現時点では運用していると。さらには、その内容を、今後整理をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） だから、今私がこうして言っているのは、ちゃんとしたそういう規則がないから、ないからね、そこの生涯学習課の課長は現場にいないからわからないから、向こうの公民館で判断をして、その判断の基準がないわけです、基準が。この団体はお金を取っているのか悪いのかという。だって、申し込んできたらすぐ貸すわけですよ、ね。団体がどういう団体かわからないうちに。だから、ある場合ある人は使用料を取る、ある人は使用料を取らない。その都度その都度の判断によってるわけですね。内規しかないから、内規っちゃうか、その条例しかないから。それでは、公の施設を貸すのには、極めて不適切なんです。ちゃんとした、厳格とはいわないけども、ある程度幅を持たせて、ある程度の基準がないと、何をどの

人にしていいかわからないでしょ。

それで、目的外利用許可するのはだれですか、目的外利用。ちゃんと第2条に目的がありますよね、公民館に。スポーツとかね、福祉の向上、体育及び文化の普及振興を図り、福祉の向上に寄与すると。これが目的ですよ。それで、目的外利用という項目もあるんですよ、特別な使用でね、第16条に。目的外利用するのは、特別、教育委員会の許可を受けなければならない。じゃあ、目的外利用ちゅうのはどんなのがあるんですか、教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生涯学習課長建石智久君。

○生涯学習課長（建石智久君） はい。目的外利用につきましては、例えば過去の例でいきますと、営利目的というようなことが、その中の大きなものになります。過去の中では、ちょっと昔の事例になりますが、プロレスの興行ですとか、そういったことにもお貸しした経緯がございます。こういった場合には、その内容を、当然、料金なども徴収するような形になると思いますので、そういったことを教育委員会のほうで許可をするというようなことでございます。以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私、これをちょっと不審に思ったのはね、私が前に行ったときに断られたことがあるのでね。それで今回、貸し出してるから、ちょっとお伺いしますけども、目的外利用の許可ちゅうのがね、まあ、教育委員会がやるんでしょうけども、基本的には登録をしている団体に貸す。そしてそこで料金を取る取らないを決める。で、登録をしてない団体もあるわけね。そこに貸してくださいといったら、はい貸しますという、今、現状なんです、制限がないから。それでいいのかということを私は今問うているわけね。よくはないでしょう、ある程度制限を、先ほどの答えで制限を設ける必要があると言っていますから。

で、今回ね、選挙前に、町長ね、小泉としあき後援会で公民館貸し出している。この台帳受け付け、そういうふうになっていましたからね。これが、で、お金を取ったのか。そこに貸した根拠というのをちょっと教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。まああの、根拠ちゅうのはですね、条例、管理規則の中の3つの項目に、当然、該当ありませんので、制限してませんので、それで許可をした。それから、お金については、ちゃんとこれは徴収しております。以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） まあ、目的外利用でね、教育委員会が許可したという、ある程度、政治団体にも貸したということは……。

○教育次長（竿留一美君） いや、公民館ではなくて体育館……。



○10番（藤井孝幸君） 体育館ですよ、体育館、体育館。で、目的外利用で体育館を貸したと、ある政治団体にね。それでお金は取ったと。お金取ってないの、公民館。いやいや、私が聞いた限りでは、お金は取っておりませんと言っていましたよ。それで、要は、だれでもかれでも貸すという施設じゃないんですよ、これ。だから、そこに私は制限を設けたらどうかという提案なんです。それどうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 政治的な目的でどうのこうのっていうことでありますけど、やはりなるべくそういう場所をね、使える場所もなければ、政治をどうするんだっていうね、広げられないっていうものもある。やはりそういうものはね、実際悪いことやってるのなら別だけど、やはり政治的な目的でね、やっぱり使える場所っていうのは、絶対必要だと思いますよ。何かあったときにね、やはりそういうものはやっぱりきちんと、私たちは政治に携わっているわけだから、少しでもそういう場所——なかなかそういう場所が町でない、使える場所。確かにまほろばあります。まほろばはなかなかね、もう駐車場小さくて、ちょっとやったら、もう本当に来た人に迷惑かけちゃう。やはりそういう面でね、やはり広く、やっぱり使える場所が阿見町でなければいけないなど。あと、やはり公民館にしても、まあ、ふれあいセンター別にして、コミュニティセンターとかそういう場所も、広くやはりなるべく町民が、またはほかの地方自治体の人たちとも一緒に使えるように、幅広い、やっぱり使い方を、やっぱり模索しなければいけないと思うんですよ。ただ単に、もうこうだからこうだからっていうね、あんまり規則でがんじがらめにしないで、なるべく多くの人が使っていていただいて何ぼの施設ですから、阿見町は。だからそういうことをやっぱり今からね、考えていくのが私たちの役割だと私は思っています。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町長お考え、ようわかりました。例えば私がね、選挙の出陣式をやると、後援会の名簿全部出して。それでも、貸していただけるのかどうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 町民体育館でございまして、制限ございませんので、お貸しいたします。

○10番（藤井孝幸君） あ。

○教育次長（竿留一美君） え、何々、何々。

○10番（藤井孝幸君） しっかり承認を得てくれろ。

〔「これは大変だぞ」「大変だぞ、再答弁だぞ」「18分の1でくればいいんだよ、みんなで」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） どうなの、間違いないのか。

○議長（佐藤幸明君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） まことに失礼いたしました。国政、それから今回の県会議員ちゅうような部分は、直接にですね、利益ちゅう部分がないんで、実際に町会議員の場合は、直接その施設で、一部に町民の一人の——これ18人いるわけでごさいますて、一人の方に貸すちゅう部分については、ちょっとそれは教育委員会では制限をさせていただきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私だって阿見の町民だよ。そうでしょ。

〔「前にも自民党で借りてっぺよ」「借りてっぺよ、だめだ……」「よく知ったことよ」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 阿見の町民なのよ、我々は。だから、阿見の町民の後援会を貸してもいいでしょ。

〔「だめ」「だめだよ、そんなの」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） だめだって、そんなことない。要は、要はね、私はその、そういう疑問を……。次長が、ほら、貸しますと言ってみたり、後で訂正してみたり、これはだめですと言ったりする。それはおかしいの。だから、ちゃんと制限を設けろって言ってるの。制限、規制をする。条文で、こういうものはだめ、これはだめということをしなさいと言っているの。でないと、おたくみたいな、次長みたいな返答が出てくるわけ。制限がないからいいですよちゅう。私が出陣式、だめなんですよ。だから、そういうことを。だめちゅう、だめって言うから。町民だからだめだと。町民であってもだめだという話だから、やはり、そういう政治的な意味合いの強いことは、町としては貸すべきではないというふうな考え方なんですよ。

〔「……してから答弁しろよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。先ほど言いましたように、今後、そういう貸し出し基準を含めた形で、そのことについても考えて整備していきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） よくわかりました。そういうことで、要は野方図にだれでもかれでも貸していいという状態はまずいわけだ、こういう公共施設は。公民館はちゃんともう決まってるんだから、政治的活動それから宗教関係、販売目的、利益目的、これはだめだと。体育館も同じなのよ、ほぼね。だから、ちゃんと規則をこうつくって、ちゃんと町民に知らせて、こう

いう場合はいいです、悪いですということをちゃんと知らせないで、ほいで、先ほどの料金は、本当に取ったのか。取ってないっちゅったよ。まあ、後で確認しましょう。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に……。

○10番（藤井孝幸君） いや、それいいよ、いいよ。後で確認するから。後で確認しましょう。

それで、要は、公民館にしても体育館にしても、町民に告示した使用規則はない、細かいところがね。だから、ちゃんをつくってくれるということを約束をしていただくこと、大丈夫です。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） よし。じゃあ、そういうことです。

それです。最後に、私、町長にですね、今もこう、議会とあんまり、その抗争が起きないようにね、何とかお願いをしたいことがあるんですよ、町長と阿見の役場の職員に。町長にはですね……。

○町長（天田富司男君） ちょっと質問……。

○10番（藤井孝幸君） いいです。いいじゃない、最後で。お願い。

○町長（天田富司男君） 最後……。それは質問なの。

○10番（藤井孝幸君） 違う違う違う、質問じゃないよ。

○町長（天田富司男君） それであるならば、後で話もできる……。

○10番（藤井孝幸君） はいはい。

〔「まあまあ、聞かないとわかんないから」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 議会、ここです。町長には議会としっかりと対話してほしいということです。ね。正々堂々と議会で議論を——もう二元代表制だから、ね。

〔「二元じゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 二元代表制だから、これをね、議회를軽視するということは、民主主義を否定することなんです。町長、どうですか。議会との対話。今後ともやっていただけるんですか。

〔「しゃべることねえんなの。あとの次に聞いたらいいべよ」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） うるせえな、おまえも。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「質問……入ってないんじゃないの」「入ってないからいいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私は、まあそれぞれね、皆さん思いがあるんでね、最初からボタン

のかけ違いはあったかわかんないけど、それはそれぞれの議員が考えることで、私自身はもう何の私心もないし、町民と一緒に協働で町をつくっていくためには、皆さんも同じ考えなわけだから、それは全然、忌憚のない話はいつでも来てもらえばやっていけるし、私に來いっていうのなら、また行きますし、それは全然関係ないんじゃないんですか。私は、それは、今、対話がどうのこうのって言うけど、うん、それぞれがね、何か壁を持ってしまっているっていう今の事実はわかりますけど、ただ、話し合いはいつでもできますし、皆さんの意見と私の意見が合わない部分は、またそれなりにやっていけばいいんじゃないんですか。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） わかりました。今までの6項の質問の中でですね、やはり意見のそこもありますし、こちらから、そちらからこうしますあしますということもありまして、それをよく整理をしてですね、私はまた改めて新たな機会に質問させていただきます。要は、町長も大所高所からものを見てですね、鳥瞰的にものを見て、で、我々と対峙をしてください。

で、元凶となっている参与の二人もね、もうこれも何とかしないと、このままであったら行き詰ってしまうわけですね。で、参与の二人も、これももうぼつぼつね、出処進退はみずからが決める時期に來ていると思います。それと、役場の職員にはですね、もう町長がかわって、考え方が変わるの、もう当たり前なんです。ただ、急激な変化でね、やるようであれば、まして、例えばですよ、例えば入札にね、例えばの話、声を出す、町長が入ってくるというような天の声が聞かれれば、例えばですから、例えば、そういうような状態になったらですね、役場の職員も大いに勇気を持って内部告発をするように希望し、お願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 藤井さん。藤井議員。

〔「答弁なんかいいよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） いやいや、やっぱりね、藤井議員ね、やっぱり外部からの登用というのは、非常に必要なんです。どこのね、トップでも、一人でぼーんと350人のところに入って、なかなかものをできないですよ。進めるっていうのはできないです。やっぱりそのブレーンっていうのは、ほらアメリカなんて全部かわっちゃうわけだから。それであれば、やっぱり町でも何でもね、それなりのブレーンと一緒に、今まで一緒にやった政策をね、進めるために、それはすばらしい……。

○10番（藤井孝幸君） まあその議論はまた別にしましょう。

○町長（天田富司男君） だからそういうね、やっぱりそれは大事なことなんだっていうことを言ってるんですよ。そういうこと。

○10番（藤井孝幸君） その議論はまた別にします。終わります。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君、この場で例えばの話はやめていただきたいと思いません。

○10番（藤井孝幸君） はい。

○議長（佐藤幸明君） これで、10番藤井孝幸君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時45分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、12番吉田憲市君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

次に、5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） それでは、通告に従いまして、親と子供の笑顔が溢れるまちづくり。次世代育成支援の促進について質問させていただきます。

近年、少子化の急速な進行は、日本の将来にあらゆる面で大きく影響を及ぼすと大変危惧されています。雇用喪失による経済状況の悪化、核家族化による親の子育ての負担と不安感。家庭の子育て力の低下、地域のつながりと連帯感が薄れ、親が孤立化をして精神的不安を抱えているケースも増加しています。国では、少子化対策の一環として、2005年、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立し、平成17年から平成26年度までの10年間、国の示す指針に則した次世代育成支援対策地域行動計画を策定することが義務づけられました。これは、国や地方公共団体といった取り組みだけではなく、現在従業員301名以上、平成23年度からは101名以上雇用とする企業に対し、子育て支援の行動計画策定を義務づけるというものであります。次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される社会の環境整備を行うことを目的とし、目的を達成させるためには、国や地方公共団体はもちろん、企業、事業主、国民それぞれが担う責務を明らかにして、目標、内容、実施期間などを定め、集中的かつ計画的に取り組んでいくものであります。当町でもそれに沿って、平成17年、「いきいき子育て 楽しい子育て 地域で支えるやさしいまち阿見」を基本理念として、阿見町次世代育成支援対策行動計画が策定されました。当町では、阿見町第5次総合計画、阿見町障害者基本計画、阿見町男女共同参画プランなどの関連計画と整合性を図るとのことです。ぜひとも、次代を担う若い世代が

住みたい、住み続けたいと思う、子育て環境の充実したまちづくりを推進していくべきと考えます。

そこで、当町の次世代育成支援の中で、子育て支援、子供の人権、命、親子の心身の健康を守る取り組み、教育環境の充実について、どのように取り組んでいるのか、進捗状況についてお伺いいたします。

まずは、子育て支援について。

1、地域における子育て支援のネットワーク化。地域の子育てに関する庁舎内の部署及び子育て支援の各種団体がありますが、それらの連携と情報提供の充実はどのように図られているのでしょうか。

2、各家庭の実質的な経済的支援につながる子育てと仕事の両立支援について、行政でのバックアップはどの程度進んでいるのでしょうか。

次に、人権、命、親子の心身の健康を守る取り組みについてであります。

1、児童虐待について。2009年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は、過去最悪の4万4,210件に上り、調査開始以来19年連続で増え続けています。児童虐待の防止には、親の精神的サポートと地域の連携が重要であります。当町ではどのような取り組みがなされているのでしょうか。

2、障害児対策の充実。例えば、健診等での早期発見、病育、相談サポートの充実はどの程度進んでいるのでしょうか。

続きまして、児童生徒の健全育成についてであります。

1、児童生徒の教育環境の充実について。学校の成績向上につながる情報提供と、学習内容の理解が不足している子供の学習機会の提供などは、なされているのでしょうか。12月7日に結果が発表されましたPISA国際学習到達度調査では、2003年に急落した読解力が、2006年の15位から、本年は65カ国中8位で、最も高かった2000年のレベルにまで回復をいたしました。学力を身につけることで自分に自信が付き、学ぶことが楽しく、人とのコミュニケーションも充実します。一人ひとりの能力にあった学習指導が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

2、当町の学校でのいじめ、不登校と心の問題、心身症やうつ病の当町の現状はどうでしょうか。それをどのように対処し取り組んでいこうとしているのでしょうか。

3、スクールライフサポーターの配置について。子供の心的不安を減らし、心身の健全な支援を行う大切な役目が、スクールライフサポーターであります。当町の配置状況と現状をお聞かせください。

4、特色を活かした学校づくりは大変に重要であります。当町の考え方と、それぞれ特出した取り組みがあるのかお尋ねいたします。

以上、8点についてお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 紙井議員の質問にお答えします。

3点目の児童生徒の健全育成につきましては、教育長のほうから答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、質問1、子育て支援についての、地域における子育て支援のネットワーク化についてお答えいたします。

町内における子育て支援に携わる関係機関・団体等の連携を強化し、町全体で子育て支援に当たれるよう、平成21年度に町立地域子育て支援センターを事務局として、関係機関・団体や主任児童委員等で構成する子育て支援ネットワーク会議を設置し、意見交換等を実施しながら子育て支援の充実に当たっております。

今後は、児童館で活動している母親クラブを初めとする子育てボランティアとの連携や新たなボランティアの育成支援についても推進していく必要があると考えております。

また、町内における子育てに関する各種の相談窓口や支援事業について、町民から「知らない」「わかりづらい」などの声が聞かれていたことを受けて、どこに行けばどのような支援が受けられるのか一目でわかるように、地域子育て支援センターでは「子育てハンドブック」という小冊子と、毎月、各種子育て支援事業の開催カレンダー等を掲載した広報紙を作成しており、町立施設の窓口に置くとともに、私立保育園・幼稚園、それに加え、現在、町内の内科・小児科、医療機関5カ所にも置かせていただいております。「子育てハンドブック」については、乳児4カ月健診時と、転入してきた子育て家庭へ転入届提出時に配布しております。

その他、情報提供活動としては、「広報あみ」や町のホームページの掲示などを実施しております。

次に2点目ですが、子育てと仕事の両立支援についてお答えいたします。

共働きが増加し、本町の女性の就業傾向も年々高まっております。両親ともに子供との触れ合いの時間が十分にとれないことや、母親が仕事も家事も育児も担っている現状があります。ワークライフバランス——仕事と生活の調和のとれた環境づくりが必要となっております。

町の次世代育成支援対策後期行動計画策定時のアンケート調査では、5割以上の女性が出産を機に仕事を離れており、「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けられる環境が整っていれば継続して就労したい」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」といった仕事と子育ての両立支援に

対する声も大きくなりつつあるため、経営者のワークライフバランスへの認識を高めながら、制度を活用しやすい職場環境づくりに向けての啓発が必要となっております。

今年度から、男女共同参画社会の推進ともあわせて、ワークライフバランスについて、関係課と連携して、町内企業や事業主への啓発活動を始めたところです。今後も、町内企業や事業者で組織する懇談会や商工会との協力も仰ぎながら、啓発活動を展開していきたいと考えております。

また、就労家庭等の子育て支援サービスである保育所事業や放課後児童クラブ事業等につきましても、必要に応じて見直し検討をしながら、充実させてまいりたいと思っております。

質問2ですが、人権、命、健康を守る取り組みについての、1、児童虐待の現状と防止対策についてお答えいたします。

この御質問につきましては、今年度第3回定例会での浅野栄子議員の一般質問に対する答弁と重複する点がございしますが、御理解をいただきたいと思っております。

町の児童虐待の現状につきましては、平成21年度において発生した虐待等の件数16件に対し、今年度11月末時点においては、既に19件の虐待等の案件が発生しております。うち2名の児童が児童相談所による児童措置を行っております。

防止対策については、町の関係機関のほか、児童相談所、保健所、警察署、民生委員児童委員協議会等の代表者で構成する阿見町要保護児童対策地域協議会を設置し、子供への虐待の予防や早期発見、また長期的な視野での保護者や家族への支援がスムーズに連携が図れるよう、毎年、児童虐待防止推進月間である11月に会議を持ち、意見交換等を実施しております。これにより、関係各課、各機関、地域の方々との協力、連携体制が強化され、身近な生活の場における見守り体制が図られるようになってまいりました。また、関係機関等の実務者会議では、ケース検討会議の開催により、個々の問題への対応に当たっております。

町における窓口となる児童福祉課の対応につきましては、住民からの通報を初め、児童相談所、警察署、小中学校、保育所等から寄せられた、虐待が疑われる情報をもとに、速やかに当事者宅を訪問して様子を確認したうえで、緊急を要すると判断した場合には、その場から警察署と児童相談所へ通報することにしております。緊急を要しないと判断した場合は、必要に応じて児童相談所へ報告し、指示・指導を仰ぎながら対応に当たっております。

また、児童虐待の背景には、親自身の子育てについての知識・経験の不足からくるストレスなどが要因として上げられており、虐待へと進んでいくことの未然防止や虐待の早期発見の取り組みとして、母子保健を担当する健康づくり課と地域子育て支援センターが連携して、新生児・乳幼児訪問、乳幼児健康診査事業や子育て広場等の事業などの中で、気にかかる親子がいた場合には、情報交換をし合いながら、それぞれの役割の中で親の精神的なサポートを行い、



必要に応じてアドバイスなどを実施しております。

これからも、保育所や幼稚園または学校等で、子供の日常生活の様子の確認や各種の健康診査、相談事業、家庭訪問などの子供にかかわる機関の日常業務において、虐待防止、親子支援の視点を持つことで、その発生予防と早期発見に努めてまいります。

障害児施策の充実についてお答えいたします。

役場組織内における乳幼児に対する障害の早期発見や、相談サポートなどにおいては、健康づくり課を初め、障害福祉課、子育て支援センター、保育所の各種健診や相談等を通して、連携を図りながら、必要に応じて各担当課へつないでおります。具体的な取り組みにつきましては、乳幼児集団健診として、4カ月健診、1歳6カ月児健診、2歳6カ月児健診、3歳6カ月児健診をそれぞれ毎月実施しております。そのほか、1歳までの乳幼児に2回、医療機関での個別健診や、毎月の赤ちゃん健康相談など、育児に関する相談事業を実施しています。

このような健診や相談事業において、医師を初め、心理発達に関する専門職や保健師などが、発達のおくれに関して早期発見に努め、その後の相談事業として、親子教室や町内の保育所・幼稚園への巡回相談を実施しております。親子教室では、心理発達に関する専門職による相談や発達テストを行い、その状況により、医療機関の紹介や保護者への情報提供など実施しております。巡回相談では、健診時に、発達に関して経過観察が必要な児童の状況確認と幼稚園教諭や保育士への対応のスキルなど支援を行い、間接的に児童を取り巻く環境の改善を目的に実施しております。このような早期発見に向けた取り組みを、今後も継続して実施していきたいと考えております。

障害児への相談サポートについては、議員も御存じと思いますが、今年度より、小学校入学前の身体や知的な障害を持つ児童に対し、障害児の療育として「つぼみ教室」という名称で始めたところであります。この教室において、保育士等の指導員及び作業療法士指導のもと、日常生活における基本動作や機能訓練を行いながら、保護者からの日々、日常生活や身体的発達等の不安等について、幅広く相談活動や生活指導をしております。今後も、相談サポートの充実に取り組んでまいります。

障害児の療育事業として、先ほど述べました「つぼみ教室」で実施しています。現在、指導員として保育士1名、児童指導員1名、及び県立医療大学より作業療法士2名の派遣を受け、指導に当たっております。毎週火曜日と木曜日の週2回実施し、そのうち1回は必ず作業療法士が指導を行っております。現在9人の児童が登録しており、この中には、医療行為が必要なため他の施設では利用することが困難な重度な障害を持つ児童も利用しております。

また、障害者自立支援法において、児童デイサービスの給付を行い、現在27人の児童に支給しております。

今後も、障害児への療育については、事業の充実に向けて取り組んでまいります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） では、3点目の、児童生徒の健全育成についてという質問にお答えいたします。

まず、児童生徒の教育環境の充実——情報提供と学習機会の提供についてお答えします。

小学校では、児童に対して、発表の仕方やノートのとり方などの基本的な授業の受け方について指導しております。家庭での学習についても、「家庭学習の手引き」や「学習の約束」を作成して、保護者に児童の学習習慣づくりに協力を求めています。夏休みには、4年生を対象に、算数についての補充学習を行い、基礎基本が確実に身につくよう指導しております。中学校では、必要に応じて、夏休み、冬休みの補充学習を行い、定期テスト前には学習相談を実施し、学力の向上を図っています。

続いて、いじめ、不登校の現状と心の問題——心身症やうつ病などの対策についてお答えします。

いじめや心の問題対策については、学校内での教師の観察やアンケート調査、教育相談等を通して実態把握に努めています。いじめに関するアンケートの回答には、「気になるようなあだ名で呼ばれた」「避けられているような気がする」「悪口を言われているような気がする」「教科書を隠された」「たたかれた」というようなものがあり、深刻な問題にならないように、本人や関係者との面談、保護者との連携により、早目の対応をとっています。

不登校児童生徒に対しての指導・対応については、現在、最重要課題と考えています。不登校児童生徒には、教員がチームで対応し、家庭訪問や電話連絡で登校することを働きかけます。さらに、町教育相談センター「やすらぎの園」や地域の民生委員児童委員、児童相談所などと連携して、不登校が解消されるよう努めております。

心の問題への対策として、学校では、学期に1回アンケートをとり、実態を把握し、児童生徒へ個々に応じた指導を行っています。場合によっては、スクールカウンセラーや教育相談センター「やすらぎの園」、医療機関と連携をとり、実態に応じた支援を行っています。

続いて、スクールライフサポーターの配置についてお答えします。

スクールライフサポーターは、登校渋りや学校になじめない子供を対象として、家庭訪問や学校生活の支援をいたします。阿見町では、県からの委託事業で、スクールライフサポーターを本郷小学校に配置しています。

最後に、特色ある学校づくりはどのように取り組んでいるのかという質問にお答えします。

阿見町教育創造プランでは、「子どもも教師も元気な学校」「子どもも教師も伸びる学校」

を目指し、日課表の工夫、学力向上、総合的な学習の時間の充実、開かれた学校づくり、生徒指導の充実、行事の精選の6つのテーマについて、学校長のリーダーシップのもとに、特色ある学校づくりを進めております。

小学校では、豊かな心を育てるため、地域の行事への参加や農業体験活動、霞ヶ浦豊学校との交流活動、親や祖父母との触れ合い活動などの教育活動を行っております。

中学校では、卒業後の進路選択を意識した教育活動が多く行われます。また、体と心を鍛える行事等を行い、文武両道を目指しています。立志式の一環としての歩く会、駅伝大会などの体育的な行事を通して、仲間との協力や困難に立ち向かう強い心を身につけさせています。

児童生徒の健全育成のために、さまざまな教育環境を整えるには、地域の皆様の御支援が必要不可欠と考えております。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 大変にありがとうございました。

まず、子育て支援のことについてですけれども、この次世代育成支援行動計画の中で、前期が終わったときにアンケート調査をしっかりとやっていただいたおかげで、状況がよくわかるようになっていました。先ほど町長もおっしゃっていたように、子育て支援に関しては、確かに親同士の交流や同世代の者同士の交流の機会が少なくなっているということも懸念されていたり、あるいは、そういったことから孤立するということも出てきています。そういったことで、これは21年に子育て支援ネットワーク会議というのをつくられたと思うんですけれども、これの内容、あとどのような効果があったかということをお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。御質問の阿見町子育て支援ネットワーク会議、こちらを21年に立ち上げてまして発足したわけでございます。ネットワーク会議の委員としましては、主任児童員とか更生保護女性の会の代表の方、それと私立の保育園の園長さん、社協の事務局長さん、あとは内部の福祉民生部関係の部課長が委員として入っております。それと、町の保育所の所長が入っているというような構成で、ネットワーク会議を開催してございます。

これは年に1回という開催でございますが、1年間の取り組み状況の活動報告、それと関係機関の情報交換、連絡交換というようなことが主な内容でございます。先ほども町長の答弁にもございましたが、そういう町のいろいろな事業、子育て支援に関する事業は、いろいろな形で展開しておるわけですが、それがなかなかそういう親御さんのほうに情報が届かないとか、どこでやっているかわからないとかいうような声が寄せられているということで、子育てのハンドブックというものをつくって、その周知に努めているというところでございますが、これ

からはそういう内容の充実をさせていきたいというようなことでございます。

先ほど答弁にもありましたように、町内の施設とか保育所あるいはそういう病院とか、そういうところにもそういうハンドブックを配布していただくようお願いしております、大体年間600部ぐらいの配布を行って補充しているというような状況でございます。

それで、今後はそういうことだけではなく、先ほど言いましたように、町のほうにそういう保護者のほうから連絡をもらうということではなく、こちらからそういう子育てに関して不安や情報不足というような、そういう、先ほどから出てます、その子育ての孤立化といってる状況をこちらから把握できるように努めていきたいというようなことで考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

子育て支援ネットワーク、先ほど入っていらっしゃるメンバーをお聞きしましたけれども、保護者の代表、現在その子育てに携わっている方っていうのは、母親クラブの方々ぐらいしかないですかね。あと地域の保育所の代表の方とか、そういった、現在携わっている方、入っていらっしゃいますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど申しましたように、実際子育てをしているという保護者には入っていただけてないということで、そういう子育てを経験した方の代表ということで、更生保護女性の会というところから出ているというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 子育ては、本当に日々刻々と内容が変化しております、できれば、その保育所のPTAの代表の方ですとか、そういう方をぜひ入れていただきたいなと思います。更生保護の方も、もちろん経験豊かな方ばかりだと思っておりますが、現在の若い方々の生の声を聞くには、やはり直接そういった方々が出てきていただかないと難しいと思います。そういうことで、保護者の代表の方、何名か入れていただきたいことと、年に1回ということではなく、不定期でもいいので、何度か、何かがあったときに集まれる態勢をつくっていただけるとか、その2点についてお伺いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。確かに議員さんが御指摘のように、このネットワーク会議には、その当事者が入っていないということでございます。子育て世帯の当事者が入っている会議は、「子どもにやさしい街づくり」という会議のほうに入っていて、この次世代育成の行動計画のほうに反映させるというような意味で、そちらのほうから御意見は

いただいているんですが、直接そのネットワーク会議のほうには入っていないということもありますので、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

また、この会議が1回しか開かれてないということですが、これはあくまでも1年間のそういった活動の報告の場であったり、そういう関係機関とのそういう情報交換・連絡ということをごさいますして、その中でいろいろ御指摘なり、いろんな課題なり出てきた場合には、その担当部署あるいはそういう関係者を集めて、その下のワーキングなり、そういう形での会議を随時開催しているというようなことをごさいます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） この冊子の中に、子育て支援ネットワーク会議の機能強化を図っていきますというふうに記載されておりますとおり、とにかく先ほど申し上げたように、生の声を入れていけるようなもの、また1年間の報告事項ではなく、何かがあったときの話し合いの場にして、連携を強化していただきたいなというふうに思っております。その部分、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの「子育てハンドブック」、これは非常に好評でありまして、なぜかという手づくりでやっていらっしゃるんですね。そういったことで、非常に効果的だというふうに私も思っております。そういったことからぜひ、皆様の保護者の方々とかも交えながら、いろんなお手伝いをしてもらいながら、そういった子育てに関することを進めていっていただきたいというふうに思っています。

次に、子育てと仕事の両立支援についてということで質問させていただきます。

先ほど、町長の答弁にありましたワークライフバランスの意識を高めるということがありました。非常に大事なことだと思ひます。男女共同参画の中にも、これは組み込まれておりまして、仕事と両立させていくということは非常に大事だ。ただ、この企業の協力がなければ、なかなか成り立たないというものがあります。そういったことから、経営者へのワークライフバランスへの意識を高めるための職場環境づくりを啓発していただけないかなというふうに思うんですね。それは、各企業、団体に啓発をしてまいりますというふうに記載をされていたんですけども、今までそういうことがあったのかどうか、また、それをしたときにはどのような効果があったのか、どのような反響があったのかお聞かせいただければと思ひます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。町内の企業に対して、どういう啓発活動を行ったかということでございますが、先ほども町長の答弁にもありましたように、町内企業で組織しています企業懇談会、工業懇談会、そちらのほうに担当のほうから、そういう育児休業とか、そういう国でも法の改正があったということもございしますが、そういうような趣旨

の説明、子育てに関する取り組みとかワークライフバランス、そういうことについての説明ということで、1回、夏ごろですね、実施したところでございます。

それで、その反響といいますか効果、この辺については、こちらでは今のところそういう状況は把握できないということでございますが、その辺については、国の法律に基づいて、各企業が本来取り組むべきというようなところもございますので、町でできる部分については、そういう企業のほうにも協力していくというようなことで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今後ですね、私も企業訪問というのを、今、何社もやってないんですけど、今月1社やるような状況なんで、そういうときを見計らって、見て、そこできちっとした話しをしていきたい。資料をもらいまして、それで話しをしていきたいと思います。これは、どういう余波が起きるかまだわからないんですけど、そういうお伝えだけはできると思うので、そういう形のものはやっていききたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひとも進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

あと、どうしてもこれは重要となってまいります放課後児童クラブの充実ということになるんですけども、高学年の受け入れに関して、また土曜日、今、月に2回ですてますよね。であることが毎週できないかどうか。あとボランティアの導入を試みてはどうかと思うんですけども、放課後児童クラブの充実についてお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。放課後児童クラブについては、土曜日、第二土曜日ですね、毎月1回ですね、第二土曜日に実施しているというところでございますが、それを毎週という御要望だと思っておりますが、その辺については、そういう指導員の確保とか、今、議員さんがおっしゃったようにボランティアというようなこともあろうかと思っておりますが、その辺の確保の問題とか、財源的な部分もありますので、今後、検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひお願いします。今、土曜日がお休みの会社、少なくなっておりますので、土曜日、お子さんの面倒を見ていただければ仕事に行けるということになります。そういうことで、ぜひ検討していただきたいと思いますというふうに思っています。

次に、児童虐待に関してですけれども、16件あったものが今年度は19件とお聞きしました、今。そういったことで、その方々、今現在、どのようになっているんでしょうか。わかる範囲

で教えていただければと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長高須徹君。

○児童福祉課長（高須徹君） はい、お答えいたします。22年度の虐待等の案件でございますけれども、今年度の新規案件が19件あったと。そのほかにですね、昨年度以前からの継続案件が2件ということで、現在のところでは22件の案件がございまして、そのうちの2件につきましてはですね、親等の養育放棄が原因となって改善ができないということから、町長の答弁でもお答えしましたように、施設のほうへの入所措置をとっておりまして、残りにつきましては、児童福祉課を初め児童相談所、各関係機関、あとは民生委員さん等の協力も得ながらですね、まだ具体的な措置までの必要性はないということもございまして、引き続いて、子供や親に対しての指導なり訪問なりを必要に応じて定期的に行っているところでございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひとも、見えない形で、結構、児童虐待が行われているっていうことを、その方の御近所の方から教えていただくことが多々ありまして、お子さんも本当にほとんどおふろに入らない状況ですとか、家も入ったら歩ける場所ではない状況ですとか、近所の、そのお友だちのお母さんが見にいった状況では、そういうことをすごく心配されておりました。ただ、外食したりですとか、そういうような普通の生活もしておりますので、なかなかわからないということがあります。で、そのお子さんも、やはりそういったような身辺的な部分の不衛生な部分があったりするので、そのままいじめにつながっているそうであります。そういったことから、そういった隠れた児童虐待、ネグレクトというんですかね、お子さんをほったらかすような感じ、そういうのもよく見ていただければありがたいと思います。

次に、障害児対策に関してであります。

先ほどの町長の答弁の中の「つぼみ教室」、これはすばらしいと思います。始まって、非常に親御さんたちからも好評であります。これは、障害に……。保育士の方、児童福祉士の方、医療大の作業療法士の方って、本当にすばらしいメンバーで構成されていると思うんですけども、この方々の、障害に関する研修はどのようになっているのか。また、参加した方の、親子で参加した方の様子は、どのように変わっていったのか。あと、その「つぼみ教室」に関する周知徹底はどのようにされているのか。その3つをお伺いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい。まず1点目のですね、研修についてお答えをいたします。研修につきましては、今年度は保健師及び療育事業の「つぼみ教室」を担当しております保育士、児童指導員の3名、こちらが、発達障害児者の支援の対応向上研修会というのがありまし

て、そちらのほうの研修を受けております。担当職員もまた、県の主催する精神保健福祉基礎講座というものもございまして、そちらのほうの受講もしているというようなこととございます。

どういふふうに変わったかということについては、ちょっと担当課長のほうから答弁させていただきますまして、どういふふうに周知をしたかという3点目の御質問でございますが、こちらは、その事業の内容を紹介したポスターとかチラシ、これを通所しているお母さんとその「つぼみ教室」の保育士やその児童指導員、それが、そちらの方が手づくりで作成したものを、関係機関、医療機関、そういうところに配布しながら、事業のPRを行っております。また、そういうところでそういうものを配布しながら、通所の希望とかいうものも募っているというようなところでございます。以上です。

○議長（佐藤幸明君） 障害福祉課長柴山義一君。

○障害福祉課長（柴山義一君） お答えさせていただきます。今の部長の答弁にありましたチラシについては、広報紙等で募集をしているところでございますが、特にチラシについては、今後手づくり等で作成して配布していきたいことも考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、療育事業の親御さんの表情というか感じ方なんですが、今年5月の事業開始日、議員もごらんになったと思うんですが、親御さんともども緊張した様子がありました。現在は、障害を持つお子さんも、少しずつではありますが、音楽や遊具等で遊びながら、機能回復訓練等を受けております。また、親御さんたちもコミュニケーションを図りながら、明るい表情で通所されております。我々事務局のほうも、非常にいい感じだなというふうに感じているところでございます。以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 非常に好評であるということ、よくわかりまして、これからはしっかり続けていっていただきたいと思っております。先ほどの部長の答弁の周知徹底の部分ですけれども、私いただいているのはこのチラシなんですね。手づくりにしてはどうかというのは、私が話したことではないかと思うんですけれども、多分、今からつくっていただければありがたいかなと思うんですね。ちょっとこれだとかたい感じがしますよね。先ほど町長の答弁にありました手づくりハンドブックの話。あれは母親クラブの方が経費削減のために独自でクレヨンでつくったりですとか、小冊子をつくったりですとか、かわいい地図をつくったりですとか、そういうことをやっています。放課後児童クラブを私もお手伝いしたときに、県立医療大学にこのチラシを手づくりにして、大きく引き伸ばして、こういうのどうでしょうかって掲示をしたことがあって、それを見てボランティアの方々、見えたという経験がありますので、この「つぼみ



教室」に関しても、そういったボランティアを養成するに当たっても、手づくりをしながら、医療大のほうに貼らせていただいたりですとかね、また温かい感じの御案内をつくっていただければというふうに思います。先ほどそういうふうに言っていたので、ぜひとも今後検討していただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

続きまして、児童生徒の健全育成ということなんですけども、発表の仕方を勉強したりですか、あとノートのとり方、家庭学習でのやり方を指導しているというふうにお聞きしまして、とにかく学力の低下が、やはりやる気のなさにつながってくると思いますので、しっかりとこれは力を入れていただきたいところなんです。ただし、保護者の方々からお話しいただいてる内容とは、ちょっと意思が疎通できてないのかわかりませんが、少し違うニュアンスだったりするんです。ですから、学校では物すごく一生懸命やっていたいていると思うんです。ところが、親御さんはそのようには受け取れない状況の方が何人かいらっしゃって悩んでいると。子供の勉強、例えばですね、テストをして、できない部分、空白でわからない部分というのがあります。そういったものをおうちで勉強してきなさい、おうちの人に教えてきてもらいなさいというような感じで、そのままプリントをおうちに持って帰るらしいんですけども、家の環境が整っている場合であれば、一所懸命お父さん、お母さんなりが、ここはこういうやり方でと教えられるかと思うんですが、ほとんどそうじゃないところが多くてですね、お母さんが仕事から帰ってきて、なかなかそれを見てあげられない、どうしたらいいだろうという相談を受けたりしております。そういったことがあるんですが、そういった親御さんの家庭学習で悩んでいること、学校でこうしようと思っていること、そういったことを話し合う場ってというのはあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長富田耕大郎君。

○指導室長（富田耕大郎君） 議員の質問にお答えしたいと思います。まず1つは、各学期のですね、学期末の学年PTA、学級PTAの中で、そういうお話しをひとつさせていただいております。2点目は、小学校も中学校も個人面談を各学校行っております。議員さん御指摘のように、各家庭、御事情いろいろ違いますので、その家庭家庭に応じた、またその子その子に応じた家庭学習のやり方等について、保護者の方と連携を図るために、個人面談のときにその手引等を用いて啓発活動を行っております、はい。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 行っております、ですね。どのように行っておられるんでしょうか、個人で話しをする場合。例えばですね、連絡帳に書くですとか、その御家庭にお手紙を出すですとか、そういうことでやってらっしゃるんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） 指導室長富田耕大郎君。

○指導室長（富田耕大郎君） はい、お答えしたいと思います。その子その子に違うと思いません。個人的に面と向かってお話しをする場面とか、あとは担任として保護者がどうしても来られない場合には連絡帳を通して手紙を書くとか、いろいろなケース・バイ・ケースが考えられるのではないかなと思います。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひとも、その連携、大変だと思います、物すごく大変だと思うんですね、三十数名、四十名近い人にそれをやるのは不可能に近いかもしれないんですが、ただ、お子さんにそういう思いを持っているんだよっていう先生の気持ちがあれば、保護者の方もすごく救われると思うんですね。たとえ二、三行でもいいので、お手紙を書いたり、そういったちょっと心のある対応でやっていただければ、お母さんもお父さんも路頭に迷わないで、落ちこぼれないでいけるのではないかなと思いますので、ぜひその辺の強化をお願いしたいと思います。

それと、いじめと不登校の問題なんですが、先ほど、気になるあだ名で呼ばれたとかっていろいろな例を挙げていただきました。いじめの実態、把握している人数、あと不登校の人数、これわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長富田耕大郎君。

○指導室長（富田耕大郎君） はい、御質問にお答えしたいと思います。平成21年度ですが、3月末現在、文部科学省のほうに報告しました全国問題行動調査の結果の数でお答えを、まずしたいと思います。平成21年度は小学校8件、中学校が11件。内容につきましては、先ほど教育長のほうから答弁があったような内容でございます。そして今年度平成22年度、学期に1回、教育長のほうからアンケートを実施ということで、9月から11月、11の小中学校で実施しております。そして、県の義務教育課のほうに報告した人数が、小学校が7件、中学校が6件でございます。各学校で一人ひとりに対応をしていただきました。そして、結果について保護者への報告また協力のほうを求めました。全件解決済みというような報告をいただいております。指導室では、各学校へ、いじめに対しては、これも教育長のほうから答弁にありましたように、早期発見、早期解決を心がけるように指導のほうを徹底しております。

不登校のほうなんですが、平成21年度、これ義務教育課のほうへ30日以上報告をしている件数でお話しをさせていただければと思います。平成21年度が、小学校が19件、中学校が54件。平成22年度なんですが、10月末現在ですが、小学校で5件、中学校で36件の報告をしております。内容、原因としましては、人間関係が築けないとか、遊び、非行、また家庭環境、精神的な悩み、無気力など、一人ひとり原因は違います。中にはその原因が複合型になっているような児童生徒も見られます。対策としましては、これも教育長のほうから話があったかと思うん

ですが、ケース会議を開いて、家庭訪問や電話の連絡などを行っております。また、スクールカウンセラー、民生委員児童委員、「やすらぎの園」、土浦の児童相談所などとの関係諸機関との連携を図っていますが、なかなか人数が減っていかない。これからの最重要課題かなと指導室でも考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。とかくなかなか学校のほうでは、こういうのを出したがるのが全国的な傾向なんです。こうやって数がこういうふうに出てくるといことは、逆に言えば、しっかりとそれを、一人ひとりを見ているということにもなるかなというふうにも考えております。そういったことから、もしかしたら隠れた、また予備軍のような人がたくさんいると思うんですね。そういったことをくまなく見ていただけるように、しっかりとお願いをしたいと思います。

次、スクールライフサポーターの件なんですけれども、スクールカウンセラーそれとスクールライフサポーター、これどのように立て分けて、仕事の分担をやってるか、大体わかるんですけれども、学校のほうではうまく機能しているかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長富田耕太郎君。

○指導室長（富田耕太郎君） はい、御質問にお答えしたいと思います。スクールカウンセラーとスクールライフサポーターは、大きく2つ違います。

1点目、大きく違うのが、カウンセラー、サポーターになれる方の資格が違います。カウンセラーは臨床心理士や精神科医の資格がないとできません。しかし、サポーターは資格が必要ございません。児童心理学や児童精神病理学等の専攻をしている大学生や大学院生にお願いしているケースが多いです。本町では、スクールカウンセラー、県で136校ついているうち、朝日中と阿見中のほうに常駐しております。また、スクールライフサポーターについては、県のほうで20校ついているんですが、本郷小学校のほうに常駐しております。

また、2点目、大きく違うところは、対象の人です。スクールカウンセラーは、児童生徒、保護者、教員の悩み事の相談に当たります。悩みを持つ児童や生徒に対してカウンセリング等を行って、悩みの解消を行います。そして、暴力行為やいじめ、不登校等の問題行動の未然防止に努めています。保護者、教職員への指導、助言を行えることができるのがスクールカウンセラーです。スクールライフサポーターは、児童の悩み事相談や不登校気味の児童への家庭訪問、学校生活への支援を行っております。あくまでも子供の対応が中心となっております。

それと、効果と実施ということですが、スクールカウンセラーにつきましては、つい最近、委員さん方、御存じだと思いますが、9月の1日に町内の中学生、女子生徒が不慮の交通事故

で亡くなりました。その際、その中学校に出向いて、精神的に不安定な生徒について、スクールカウンセラーにカウンセリングを行っていただきました。また、本郷小に常駐しているスクールライフサポーターにつきましては、朝登校渋りの児童に対して、時間をかけて対応してもらい、教室の中に入れてもらうと。保護者や担任の負担の軽減になっております。また、平成22年度は、登校渋りの児童のうちに家庭訪問に積極的に行ってもらっております。以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。先ほど、スクールカウンセラーは資格が要る、ライフサポーターは資格がなくてもできるというふうにおっしゃいました。なぜ私お聞きしたかといいますと、スクールライフサポーターを大学生に——先ほど答弁の中にありましたけれども、大学生に、そういった専攻をしている大学生にボランティアで来てもらう企画があるということをお聞きしましたが、これも神奈川なんですけれどもね、そういったスクールライフサポーター派遣事業ということで、大学生ボランティア募集ということを打ち出しまして、将来そういった教育に携わっていかうとしている大学生を各公立の小中学校に派遣をしまして、児童の問題行動とか、先ほどおっしゃってくださった内容のお仕事をしていただいて、非常に効果があるというふうにお聞きしました。それは例えばどういうふうに効果があるかっていうと、同じような年代——まあ、同じような年代ではないですけど、若い方ですので、お友達感覚でいろんな悩みを話ししていきける。まずそこが大きいところと、相手は先生と呼ばれる人ではない人なので、非常に親近感を持って接して、子供の効果がかなり変わってきているというふうにお聞きしているんですね。そういったことから、当町でも医療大学あります。先ほども、ボランティアで医療大から来ていただいているとお聞きしましたが、そういったことで、このスクールライフサポーターを医療大学もしくは筑波大学、どちらでも結構ですが、要請できないかどうか、要請したことがあるかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長富田耕太郎君。

○指導室長（富田耕太郎君） はい、お答えします。要請をしたことはございません。県の事業のほうを受けまして、謝金のほうがスクールカウンセラー、スクールライフサポーター等も出ます。また、ボランティアで同じような仕事をしていただくような方が、片やお金を払って、もうお一方のほうにはボランティアと。やはりこれから検討していかなければならないのかなとは思いますが。しかし、今、議員さんの御意見というのは、とても貴重な御意見と承らせていただきまして、検討課題にさせていただければと。とにかく担任の先生は、たくさんの子供たちを面倒見なくちゃならないという大きな仕事があります。しかし、その中に一人、二人と問題を抱えた授業になかなか出られない、昇降口のところから教室に行けない子には、だれが対応していったらいいのか、学校現場としては、そういう方がお一人でも多くいたほうが助かるの

が現状は現状です。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 今の答弁のとおりであります。先生方も本当に大変で、中には体調を崩されてしまう先生も増えているというふうに、これは全国的な話ですけれども、増えているというふうにお聞きしております。まじめな先生であればあるほど、そのようになってしまいますので、ぜひとも、そういったスクールライフサポーター——カウンセラーでできない補完できる仕事、スクールライフサポーターのほうを少しでも多く増やしていただいて、先生と生徒どちらも豊かになっていく方向で考えていっていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

最後ですが、特色を活かした学校づくりということで、これ新たな学校施設づくりのアイデア集、文部科学省のほうで出ておりますが、いろんな学校のいろんな特色を活かして、おもしろい企画をやったりしています。いかにしたら子供たちが勉強に興味を持つか、楽しいかということ観点を考えているところがありますので、ぜひ、その学校のほうでも、特に、テレビの取材を受けるぐらい画期的なものをやっていただけるアイデアをいろいろ募集しながらやっていただければなというふうに思います。

最後なんですけど、今子供たちに足りないことはコミュニケーション不足——学力の向上ももちろんですけども、コミュニケーション不足ということがあります。私、ある常磐大学の講師をやっている先生の方が、財団法人の日本宇宙少年団のつくばの分団長をやってる方なんですけどね、その方からちょっと今回いろいろ子供の生きる力ということで教えていただきました。そういった中で、宇宙に関する対応——日本宇宙少年団なんで、松本零士さんですか毛利衛さんとかが入ってやってるものなんですね。これは、本当にお金はすごく少ないお金でいろんなところに講演に行ってください方なんですけど、東海村で中央公民館で講座を開きました。それ、ちょっと御紹介したいんですけども、宇宙に夢を広げようという講話ですとか、宇宙飛行士の方のお話ですとか、最後に宇宙食をみんなで食べるんですね。お子さんだけでなく、地域の高齢の方ですとか、保護者の方ですとか、みんなが集まってそれをするんです。宇宙に関する話っていうのは、だれもが興味を持つ内容ですので、その話を老若共同参画社会というふうにお聞きしました。男女共同参画社会が横一列で男女が一緒に成長していくというものなんですけど、老若共同参画社会というのは、老いも若きも先輩を敬って後輩を育てるという感覚で、そういった人たちが集まって初めて1つの大きなものができるんじゃないかという、そういったことをこの事業団の中でもいろいろ推進しているそうなんです。宇宙食も1食500円で食べさせていただけるそうです。金額はどれぐらいなのかというと、交通費と

宇宙食もその人数に合わせて全部購入したとして700名来た中で、大体10万ぐらいでできる講座だとお聞きしたんですね。そういったことで、これぜひ阿見町の学校でもそれ取り入れて、一度試してみてもどうかというふうに思いました。

そういったことで、いろんなアイデア、いろんな方々の人脈をたどっていきますと、いろんなアイデアが出てきますので、ぜひとも、またそういったことで、子供の教育に全員で携わっていくということをお願いしたいと思います。とにかく子供たちが健やかに成長していくためには、とにかく家庭が何よりも大事。これは原則なんですけれども、そこが安らぎの場であらなくちゃいけないんですが、なかなか混沌とした社会情勢の中で、家庭崩壊がどんどん増えているという、本当に心が痛むような話が多くあります。そういった中で、社会全体で子供をサポートしていくというのは非常に大事なことでありますので、今後、この次世代育成支援の行動計画、26年までの間にしっかりと本物の内容の濃いものにして、阿見町は本当に教育の町なんだというふうに言っていただけるように要望して、私の一般質問とさせていただきます。

以上です、ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、5番紙井和美君の質問を終わります。

2番平岡博君、7番石井早苗君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 私は、通告しました2点について質問したいと思います。

1点は、阿見町における芸術文化のまちづくりについてでございます。

天田町長の公約であります18の約束の中に、「豊かな人間関係を育む芸能や芸術を振興します。アートディレクター制度導入を検討いたします」という約束があります。具体的にはどういう構想で取り組むつもりなのかお伺いしたいと思います。

アートディレクターを日本語に直せば芸術監督ということになります。日本は今、高度成長の時代が終わり、低成長の時代に入っているのではないかというふうに思われております。このようなときにこそ、芸術文化のまちづくり、成熟したまちづくりを先駆けて進めていく必要があるのではないかと思います。音楽、芸術監督を置いて、音楽のあるまちづくりを進めていくのも必要だというふうに思っております。阿見町には、幸いなことに、世界的に活躍している音楽家、指揮者がおります。それらの人材を積極的に活用したらどうかというふうに思います。文化活動を推進するためには、予算の1%を充てることが必要だとも言われており、既に水戸市では、水戸芸術館に予算の1%、6億円を充てて文化活動を進めております。阿見町も

そのような目標を持って、芸術文化のまちづくりを進めていったらどうかというふうに思っております。

また、これらの財源の一部にもなるかと思えますけれども、阿見町のごみ焼却場、十数年前に60億円で建設されたわけですけれども、これの入札で談合があったということで、数億円課徴金が入るといような報道もございます。具体的には、この課徴金についてはどのようになっているかもあわせて質問したいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 細田議員の、阿見町における芸術文化のまちづくりについてお答えいたします。

私の公約である18の約束の中で、アートディレクター制度の導入を検討すると公約しておりますが、アートディレクター制度とは、主に商業関係の職場で用いられている言葉であり、美術表現、芸術表現を用いた総合演出を手がける職種をいいます。一般的には、映画や演劇、テレビなどにおける美術監督や広告制作で、企画から全工程作業を統括する職をいいますが、同様の業種で議員御指摘の芸術監督があり、演劇や歌劇などの芸術的な特徴を演出する人をいいます。

阿見町におけるアートディレクター制度につきましても、芸術監督として町全体の芸術、文化を監督し、コーディネートする人材を配置することで、豊かな人間関係を育む芸能や芸術の振興につなげていきたいと考えております。

具体的には、平成23年度に推進する重点施策に位置づけ、導入に向けた調査・研究を進めるとともに、事業を推進するために予算の1%を充てていく——これはちょっとまだという思いでおります。提案につきましても、制度導入の調査・研究の段階で判断してまいります。

次に、当町の芸術家の活用につきましては、これまでも公民館、ふれあいセンター事業の中で、さまざまな形で実施してまいりましたが、今後も引き続き、生の芸術を町民に提供するため、積極的に人材の活用を図るとともに、新たな人材の発掘に努めてまいりたいと思います。特にやはり音で町を元気にしたいと、そういう思いをしているところです。

本年度につきましても、本郷ふれあいセンターにおいて、当町に在住する音楽家の指導により、コンサートを実施する予定でおります。

最後に、ごみ焼却炉建設工事に係る談合問題に伴う損害賠償金の件ではありますが、その対応につきましては、現在、顧問弁護士と相談しながら進めていますので、決着するにはもうしば

らくかかる状況であります。一財からの繰入金等をやはり少なくしていくことも大事なかと、財源を。そういう面でもやっぱり協力していただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今の答弁で、23年度の重点施策として、アートディレクターの問題をやっていきたいということ、あと今年その手始めにコンサートもやりたいということなので、私も音楽については、合唱団に十数年入っておりましたので、できれば協力をしていききたいというふうに思っています。

あとそれから、最後の談合問題での課徴金なんですけども、新聞報道では、かなりの金額を——まあ2億とかね、そういう金額が出てたと思うんですけども、その決着は、談合があったということで払えということになっているわけですから、今の予測での金額っていうのは出ると思うんですが、その辺はどうなんですか。今話題になっている金額、それをちょっと教えてもらいたい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。3月の全員協議会で、この談合問題について経過を御説明したかと思うんですけども、公正取引委員会が談合があったと、機関と件数を認定したわけなんですけども、その中に阿見町の霞クリーンセンター、平成6年に工事やったものもその中に入っていたということで、これは公正取引委員会の審決と、その後、関係の業者が裁判をやって、それが棄却されて確定をしたという経過を踏んでおります。で、談合があったというふうに決まったものですから、その後、損害賠償金の話し合いになってくるということでございます。それで、昨年10月ですね、その裁判が決定しまして、談合があったと決まったときにですね、町のほうでは、町で工事をやった業者が川崎重工業、業者ですけども、この問題では5社あるわけなんですけども、その中で町の川崎重工業のほうからですね、話し合いをしたいというような申し出がございました。そのときにですね、川崎重工業のほうから、損害賠償金として、工事代金の5%という提示がなされております。で、その5%を町の建設工事から計算しますと約3億円というようなことで、3月の全員協議会で御説明しております。

これからどうするかと、町のほうの考え方なんですけども、まず談合が確定してからですね、町とその業者との話し合いっていうのは、3年間の間に損害賠償については決着すればいいという期間があります。それと六十数社談合という認定されまして、県内でも幾つかの団体が市町村がありますので、その状況をですね、よく見ながらですね、この川崎重工業が提示したものが妥当なのかどうかというところを情報を集めながら詰めていこうということで、町では顧問弁護士さんと協議しているところでございます。まだ情報がですね、集まっていないものですから、もう少し慎重に、期間の余裕もありますので、もう少し慎重に情報を集めて、それで決め



ていってもいいだろうというような判断で、弁護士さんとは話しをしております。

それと、この話し合いの中で、裁判を起こした、自治体のほうで裁判を起こしたものもあるものですから、それも1つの東京高等裁判所のほうでまとまって、いろんな市町村もそこで1カ所であるので、情報がとりやすいということで、弁護士さんからもアドバイスをいただいておりますので、そういった情報、それから他市町村の情報を集めて、それである程度の見通しをつけて、弁護士さんと協議しながら、相談しながら、川崎重工業と協議していくというふうを考えておるところでございます。ですので、提示額の3億円近くということで、もう決まりだっということではございません。金額がひとり歩きしてしまっは困るんですけども、そういったことで、慎重に方針を決めていきたいということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今の談合問題での金額なんですけども、当時できる、設計して工事入札になるときに、私もそのとき議員をしていましたので、当然、私も類似の川崎重工の、他の市町村にも、本初にもね、視察した記憶があるんですね。阿見町より3年前にできて、1日の処理量が多くて、その当時、阿見町は60億円だったんですけども、45億円でできたという例があったんですね。そういう例があったので、阿見町の60億円は高過ぎると、もっと安くさせろということを要求した記憶があるんです。まあ、その当時、川田町長がなったばかりで、まあ60億円は妥当だというふうになったんですけども、結果としては談合があっ、要するに高どまりっていうかね、落札をして、阿見町が60億円。結果的には、私の言ったことが、十数年たって証明されているわけですよ。その点では、今3億円川崎重工が出すっていうことを言ってるわけですから、最低でも3億円はもらえるわけですよ。で、今部長が言っている情報をとってるということは、3億円以上の可能性もあるということだと思いますけれども、3年以内っていうことになれば、あと2年ですか、あるわけですから、その辺はきちんと——私は実際に幾らでできたのかぐらいまで聞いてもいいと思うんですよ。そうすれば、3億円はもっと増えるかもしれないし、あの当時の入札は、今記憶しても1日トン当たり5,000万円という大ざっぱな額で妥当だという答弁でした。私は、そういう工事の仕方はないだろうと言ったんですけども、業者はそんなふうに言ってます、それが……執行部の答弁でしたですけども、そういう経過でもありますので、まあなるべく多くもらうように努力してもらいたいというふうに思います。

次に、2点目でございます。

街路・公園等の植栽管理の基準をつくったらどうかという問題でございます。阿見町の街路樹、公園の植栽管理については、総合的な町の将来の景観を考えて植栽管理、剪定をしているというふうには思われません。町内の園芸業者の意見だけではなくて、一度、まち景観づくり

の専門家に見てもらって、役場周辺の街路樹、また南平台、それから町の運動公園等、植栽管理の基準をつくって、きちっと潤いのあるまちづくり、また景観の、いわゆる良好な景観づくりをつくっていく必要があるのではないかというふうに思っています。

阿見町では、平成11年7月1日に阿見町景観条例が施行されているわけですがけれども、それを読んでみましても、「阿見町の豊かな自然を守り育て、良好な自然環境を保全し創出すること、魅力ある都市景観の形成を図り、自然とともに共生できる健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする」と。その中で、良好な景観ということは、「阿見町の自然、集落、市街地、沿道、歴史等のさまざまな景観要素の間に、調和ある関係が形成されている状態をいう」というふうに指定はしております。その中で、その実行する町長の責務として、「この条例の目的を達成するために、総合的かつ計画的な施策の策定及び実施に努めなければならない」というふうになっているわけですがけれども、今の町の街路とか、いわゆるそれぞれのまちですよ、まちの公園とかの植栽管理は、この方向に、私は沿ってないんじゃないかなというふうに思っております。それはなぜかという、街路樹の剪定を見ていると、枝をばさっと払っちゃって棒だけにしちゃってるんですよ。阿見町で一番植栽の古いところは、福田の工業団地ありますけれども、大仏の裏側の通り見てみますと、棒だけが残って植栽、剪定されている。これは、その木の特性からいっても、まあ不適切な剪定だろうなというふうに思っております。あとそれから町の運動公園についても、私は日陰にならないところは、ケヤキなどは、空間の多いところは、わざわざ高いところから金かけて剪定する必要はないというふうに思っているんです。それも剪定している。あとそれから、まちづくりについては、南平台のガーデンシティ、あそこは日本新都市開発というデベロッパーがつくったわけですが、あの開発の当初、私もその当時、どんなふうな町にするかっていうことでは、意見とか要望なんかも出してきたんですけども、その当時は、日本一の緑豊かなガーデンシティをつくるということで、名前もガーデンシティ湖南というハイカラな……。まあ植栽してから十数年たって、まあ当時の会社はつぶれたわけですが、そのあと町が、公園と周回道路の植栽を管理しているんですけども、今見てると、入り口、ケヤキあるんですけども、あれも私は剪定が必要ないと思っているんですけども、剪定を始めた。あとそれから、奥のほうの住宅は、やはり街路樹を棒のようにした剪定が始まっている。それを見ますと、周回道路、ケヤキが株仕立て、その仕立てになっているわけですが、私は黙っていたら、あれも上のほうからぱさぱさり切っちゃうんじゃないかなと思っている。それらの事例を見ていると、その街路とか町の植栽をどんなふう、いい景観に残していくかという方針ですね、それがいいから、担当者が強剪定とかね弱剪定とかによって、町の業者に委託。その結果としてですね、一番悪い例は、2年前に、この町の桜の木もぱさりと切ってしまう、そういうことになると思うんですよ。

だから、そういうことから考えれば、街路の景観それからまちづくりの景観はどうするのかということ、きちんと方針を決めて剪定なり管理をしていくということをしないと、今後、棒ばかりの街路になるというふうに私は思うんです。

経過を見てますと、役場の職員では、結局それが気がつかないわけですね。あと、町の園芸業者も町から頼まれたやつを、桜の木、切るのも、幹で切っちゃう。そういうことを考えれば、やはり専門家に一回、町をどんなふうにしていったらいいのかということを見てって、方針を立ててもらわないと、担当者がかわれれば同じことをやるのかなというふうに思っております。

この答えについては、うしくあみ斎場も阿見町、牛久でつくって、あそこの周り、それから駐車場もきちんと植栽されてて、やはりケヤキの木を金かけて、上のほうからばさばさ切ったんです。これは牛久と阿見なんですけれども、去年、これはおかしいんじゃないのっていうことを提案をして、牛久の池辺市長が管理者ですけども、一応、つくった人を見つけて、もう一回検討し直しさせますということで、これはすぐ検討させたんです。そしたら、牛久市と阿見町の斎場の植栽管理は間違っていたと、あれではだめだということになって、もとに戻しますというようなことで、今始まっているんですけども、やはり、つくった最初のビジョンっていうかね、そういうのはあるわけですから、それを大事にして、潤いのあるまちづくりということをつくってもらいたいというふうに私は思っております。その点、町長としてどうお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（佐藤幸明君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 済みません、2つ目の質問に入ってしまったときに、1つ。先ほどの答弁で訂正をお願いしたいと思います。

まだ期間、3年あと余裕があるというお話しをしたんですけども、正確には2年でした。済みません。最高裁棄却がされまして、公正取引委員会の審決が確定したのが平成21年の10月6日です。それから損害賠償訴訟の提起が起こせるのが、時効になる前の2年間ということでございます。

○18番（細田正幸君） じゃあ、あと1年しかないということ。

○総務部長（坪田匡弘君） そうです。訂正をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 街路・公園等の植栽管理の基準に関する質問についてお答えします。

現在実施している道路及び公園の植栽管理は、町内の造園業者等へ業務を委託し、樹木の剪定や消毒、除草作業等を行っております。道路の樹木については、都市計画道路等の幹線道路を中心に、基本的には高い木の剪定を年1回、低い木の刈り込みを年2回実施しており、樹木が通行の妨げとならないように対策を講じております。

次に、公園の樹木についてですが、総合運動公園や南平台地内の公園等の大規模な公園と開発公園等の小規模な公園とでは異なりますが、大規模な公園については、1年を通して管理業務を委託しており、高い木の剪定は3年に1回の周期で、低い木の刈り込みは年に2回程度を基本として、担当職員による現地調査に基づいて剪定する樹木を決定し実施している状況であります。また、小規模な公園については、枝葉が繁茂し過ぎた樹木や、公園利用及び隣地に影響を及ぼす樹木を担当職員が定期的に確認し、常緑樹と落葉樹等で分類し、適切な時期に剪定を実施しております。

これらの樹木の管理方法につきましては、細田議員の御質問にありましたように、町の管理基準は設けておらず、樹木の状況に応じて剪定の度合い等を判断しております。

以上が現在の植栽管理の状況になりますが、かねてから緑化推進のために植樹を積極的に行ってきたつくば市では、樹木の肥大化や高齢化等により管理が困難となっていることを想定し、現状の分析を踏まえた将来にわたる樹木の管理を目的に、安全性と外観を考慮した剪定方法の考え方や、植栽管理スケジュール等を盛り込んだ道路及び公園の植栽管理マニュアルを策定し、計画的な管理を実施しています。

阿見町におきましても、新たな道路や公園の整備に伴い、樹木が増加する中で、さらなる安全性の確保や、緑豊かで良好な都市景観を形成し、将来的に維持していくことは重要であります。

このような環境を整えていくためには、各施設の状況を把握した上で、長期にわたる統一性と計画性をもった管理手法を構築していくことが必要でありますことから、今後、町独自の植栽管理マニュアルの策定に向けて積極的に検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） つくば市の例が出てきましたけれども、つくば市では阿見町より進んでいるんだと思います。阿見町でも適切な管理マニュアルですね、将来つくっていききたいということなので、まあ街路樹が坊主になる前に、きちんとつくってもらいたいというふうに思います。

これは具体的には、私今言いましたように、今の状況では、町の園芸業者に年間計画でやっ  
てるつつうことなんですけども、私はそういう点ではね、まちづくり、街路づくり、植栽づくりのやはり専門家——それ計画する会社もあるわけですから、うしくあみ斎場は、今計画したのは、京都のほうの大学教授になって、うしくあみ斎場の植栽計画を、自分の仕事としてホームページでPRしているとかね、そういうやつがありますので、やはり町の業者よりもちょっと高い視点でね、阿見町の植栽管理をどうしていくのかと、潤いのまちづくりをどうつくっていくのかという観点で、やはり意見を、委託してきちんとつくったらどうかなというふうにも

思っております。

第5次総合計画ですね、これも見てみますと、阿見町は成熟社会に入ったということで規定しているわけですが、私も阿見町の基本的な潤沢なまちづくりですとかね、大きな公園づくりっていうのは、まあ大体終わってきているんじゃないかなと、これは霞ヶ浦を除いてですけれども、その後はやはりどんなふうにしてそれを潤いのあるまちづくりに管理していくかということが求められているのだと思いますので、それは、今町長の答弁でマニュアルをつくりたいということ。うしくあみ斎場はすぐやりましたけれども、阿見町でも、やはり剪定は毎年委託しているわけですから、早急に専門家を呼んで、協議してマニュアルづくりをやってもらいたいと思うんですけども、具体的にはいつごろからやるつもりなんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。大変、細田議員からいい意見をいただいたと思っております。23年度を一応調査・検討ということで、あとどういう業者がいるのか、その辺なんかも検討していきたいと思っております。それで、24年度には作成していきたいと。先ほど町長の答弁にありましたように、つくばのほうでは、こういう植栽管理マニュアルということを、現状を把握しまして、どういう樹形にしたらいいのかというような——これは当然道路と公園では剪定の仕方も当然違ってきますが、そういうところをかなり詳しく載っておりますので、こういうものを来年、情報等を収集して、24年度には整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 具体的に来年度が調査して、24年度にはつくっていききたいということなんですけども、いい町になるようにやってもらいたいと思います。

それで、私はこれがはらたつんですけども、荒川沖駅から本郷区画整理にかけてのメイン通りできましたよね。その土浦市内のどこ、せっかくケヤキがきれいになってきたのが、今年ですか、ばさっと半分から切っちゃったですね。あれなんか、私はもう阿見町の1つのメインの出入り口であんなことされたんじゃない、とてもじゃないがたまったもんじゃないと思いますけれども。まあ、阿見町からも土浦市に働きかけて、そういう景観づくり、阿見町やるんだから、荒川沖は、土地は土浦市ですけども、阿見町としては唯一の入り口なので、そういう点では、あそこの街路樹もこちらの街路樹と合うような景観づくりというか剪定をしてもらいたいとか、そういう申し入れぐらいはしたらどうかというふうに思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 他の市町村のことなんでね、どうのこうの景観は土浦市ではどういうことを考えているのか……。また要するに、あんまり高くなってね、危険だっていう、そういうとらえ方で切ったのか、それはわかりません。ただ、やっぱりまあ阿見町のほうでね、きちんとやっていくということなんで、まあ、あまりそちらのほうは突っ込まないでいただきたいなと思います。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） まあ、町のやつは町からやっていくということなんで、町のほうはそういうことで具体的にいいまちづくり、いい景観づくりをやってもらいたいなというふうに思います。

まあ、土浦については別のルートもありますんで、私なりに対応をしていきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、18番細田正幸君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後3時からといたします。

午後 2時45分休憩

---

午後 3時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番難波千香子君の一般質問を行います。

4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔4番難波千香子君登壇〕

○4番（難波千香子君） 通告に従いまして、保育行政について、保育ママ事業の導入と放課後児童クラブ事業の拡充についてお伺いいたします。

子育てをめぐる状況がとても厳しい時代を迎えております。阿見町の待機児童数は12月1日現在60名、0歳児から3歳児までの低年齢が多いと聞いております。長引く不況で働くことを希望する母親が多くなっており、恐らくこの傾向は今後も長く続くのではないかと予想されます。このような社会情勢の悪化の中、共働き世帯の要望にこたえ、保育体制の整備は緊急課題であります。阿見町では今年より私立ひかり保育園の開園、施設の増改築や職員増員など、解消に取り組んでおられますが、それでも保育需要の伸びに追いつかないのが現状であります。当町では、平成26年までには、保育所待機児童ゼロを目指して私立保育所を1カ所増やすとしております。積極的な民間保育所の誘致を考え、質・量ともに強化すべきと考えます。

また、保育ニーズに対応した多様な保育サービスも求められております。県では「大好きい

ばらき新エンゼルプラン21」で待機児童の解消を重点施策と位置づけ、保育所の整備を上げております。また、厚労省では、4月から認可保育園の定員を超えている子供を受け入れられる上限の撤廃を通知しております。そして待機児童の解消に向けた明確な数値目標として、平成26年までに、保育サービスを受けている子供の割合を、現在4人に1人から3人に1人以上に、放課後児童クラブは現在5人に1人を3人に1人以上の利用目標が示されたところであります。生活実態に基づいた当町の迅速な対応を求めたいと思います。

そこでお伺いいたします。

まず第1点目は、待機児童、今年4月から12月現在の現状、その解決に向けての対応策は、何か考えておられるのかどうか、お聞かせください。また、次世代育成支援後期行動計画の保育サービスに関する項目について、目標はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

第2点目は、保育ママ、家庭的保育事業の導入についてであります。

国は平成21年10月の時点で待機児童が4万6,058人、その8割強が3歳未満の乳幼児であることから、両親の就労等で保育に欠け、かつ保育所に入所できない児童を保育者の居宅で保育する保育ママ事業制度を、児童福祉改正法により、今年4月から、資格条件を緩和し、公的な資格がなくとも、一定の研修の受講後は、自治体から保育ママとして認められる国の制度として新たにスタートをしました。今年、保育対策促進事業として約28億円を計上、先進的に取り組んでいる江戸川区では、今年350人の児童を209名の保育ママで保育しております。親の育児の相談役ともなり、リピーターが多く、成果を上げているとお聞きいたしました。豊田市では、今年6月から24人の保育ママの認定研修を開始し、来年4月から施設型で開始、水戸市でも、県の安心こども基金補助額2分の1も利用し、国のガイドラインに沿って、今年10月から5人の保育ママで開始いたしております。

単に乳幼児の待機児童対策の補完的事業としてではなく、保育所での保育と並列的に存在する選択的なサービスとして導入すべきと考えます。町長の公約の1つでもございますが、実施するかどうか、お考えをお伺いいたします。

第3点目は、放課後児童クラブ事業についてであります。

放課後の児童の安全安心をより確保する必要性から、放課後児童クラブ、特に阿見小、本郷小、舟島小の6年生までの利用学年の拡充策、新たな施設を建設することも、積極的に考えるべきと考えます。また、平成26年までにクラブ目標、10カ所から13カ所で受け入れ、児童数600人と掲げておられますが、子育てと仕事の両立性を目指す放課後児童クラブ運営の所管担当の明確化と工夫改善と、来年度に向けての課題と方策についてお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 1点目の、待機児童の現状と解消に向けての対応策と次世代育成支援後期計画の保育サービスに関する目標の考え方についてお答えいたします。

今年度の各月初日における保育所入所待機児童数は、4月14名、5月22名、6月26名、7月28名、8月37名、9月43名、10月52名、11月58名、12月は先ほど難波議員が言われたとおり60人となっております。

町の次世代育成支援対策後期行動計画策定にあわせて実施した町民アンケートの結果から、希望する保育サービスの中で最も望まれているのは、認可保育所による保育であります。本計画の中でも示しておりますように、公立保育所だけでは対応が困難となっていることから、積極的に民間保育所の誘致を推進してまいります。これにあわせて現在、具体的な町の方針決定に向けて作業を進めているところであります。

次に、町の次世代育成支援対策後期行動計画の保育所事業の保育サービスに関する目標の考え方ですが、同計画書において設定している平成26年度までの目標数値について御説明いたします。まず、通常保育については、保育所7カ所——公立4カ所、私立3カ所で、合計定員数720人としており、今後、定員120人程度の私立保育所を整備するという考えです。延長保育については、新たに私立保育所を整備ともあわせて、7カ所で75人程度まで受け入れを拡充する考えです。障害児保育については、現在、公立保育所のみで受け入れを実施していますが、今後は、私立保育所での受け入れ協力を求めて、公立4カ所に加えて、私立1カ所以上での受け入れを目標に、5カ所での実施としております。病後児保育については、私立保育所1カ所で、4人程度の受け入れを目標にしております。一時保育については、1保育所で1日当たり3人の受け入れとし、7カ所で1日当たり21人の受け入れとしております。

保育所待機児童数については、平成26年度までに、定員数120人程度の保育所を新設することで、待機児童は解消されると予想しておりますが、今年度末までに決定したい町の保育所整備方針においては、平成26年度以降の保育所入所需要についても検討していく考えでおります。

次に、2点目の、私の公約の1つでもある保育ママ事業について実施するかについてお答えいたします。

保育ママ事業は、保育士または研修により市町村長が認めた者の居宅等において、少人数の乳幼児の保育を実施することで、保育サービスの供給を増やし、待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的としています。事業主体は市町村としますが、認定を受けた保育ママに委託するものです。町民皆様への私の18の約束の1つである「保育ママ制度の新設するための検討を行います」についてであります。さきに述べましたように、町民アンケートは保育サービスの利用希望では認可保育所における保育が



最も望まれており、現在の町における保育所入所待機児童の抜本的な解消策としては、認可保育所を最優先して考えております。民間による新設保育所整備を進めながら、保育サービスの選択肢を拡充する意味からも、保育ママ制度といわれる家庭的保育事業等についても検討してまいります。

3点目の、放課後児童クラブ事業の担当所管の明確化と事業の工夫・改善、次年度に向けた課題と方策についてお答えいたします。

放課後児童クラブ事業は、民生部児童福祉課を担当課として、教育委員会生涯学習課が担当課とする放課後子ども教室事業とともに、阿見町放課後子どもプランに位置づけられた事業として、連携しながら事業を推進しております。

放課後子どもプランについては、事業の一層の効率的に効果が得られるよう、実施する主管課の一元化についても今後検討していく予定であります。

今後の放課後クラブ事業の課題は、全クラブにおける全学年を対象とした受け入れの実施であります。現在、実施場所のスペースに余裕があるところについては、可能な限り高学年生までの受け入れをしており、吉原小、君原小、実穀小、阿見第二小の4小学校では実施しております。他の小学校につきましても、夏休みに限り、可能な範囲で高学年の受け入れを実施しております。平成23年度の入会申し込みから、吉原小、君原小、実穀小、阿見第二小の4小学校に加え、阿見第一小学校区においても、通年を通して6年生までの対象として受け入れを実施いたします。また、舟島小学校については、通年を通して6年生までの受け入れ対応をするための専用施設建設に向けた施設設計費を平成23年度予算に計上したいと考えております。残る本郷小学校、阿見小学校区についても、今後、放課後子どもプランの中で整理検討しながら、段階的に実施してまいります。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

そうしましたら、まず1点目でございますけれども、待機児童が現在60名、また4月現在では14名、途中で待機した児童はもう入れないっていう、この数字を見てわかるわけでございますけれども、保育所が今、公立が4つ、私立が2つでございますけれども、その待機児童の年齢別にどのくらいいるのか教えていただきたいのと、また保育所の中で、どのくらいそれぞれ待機児童がいるのか、ぜひ教えていただきたいと思うんですけど、お願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。待機児童の年齢別ということでございますので、まず0歳児でございますが、こちらは13人、1歳が21人、2歳が16人、3歳が10人、4歳、5歳はございません。で、合計60人ということでございます。それと、保育所別の待機

児童ということでございますが、中郷保育所が11人、二区が14人、南平台が7人、学校区が2人、あゆみ保育園が9人、ひかり保育園が17人ということでございます。以上です。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。本当に随分いるなあということで、本当に大変このお母さんがたは今現在どうしているのかな、働けないのかなっていう想像するわけでありすけれども、先ほどの答弁では、この待機児童に関しての対応ということで、第1番目が民間の保育所を第一、次にまた保育ママも検討にしていこうということでありましたけれども、具体的に平成26年度の中でも書かれておりますけれども、やはり今からどこにどうと、そういうのがわかれば、まだ全然そういうシナリオはわからないということでしょうか。この数字を見ただけでかなりの人数ですけれども、何か平均的にいらっしゃいますけれども、もしわかる範囲で詳しく教えていただければと思いますけれど。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。この点につきましては、今年の6月に川畑議員の御質問にもお答えしている部分にもあったかと思いますが、22年の4月から、ひかり保育園が、私立の保育園が開所しまして、ある程度待機児童の解消が図られるものということで、ただいま申し上げましたように、3歳児までの受け入れ枠を拡大して、私立保育所のほうで開園していただいたというようなことがございますが、それでもなお状況が深刻化しているということで、待機児童が現在のような状況になっているところでございます。

それで、そのひかり保育園につきましても、平成19年につくりました町の保育所の整備方針という中で、そういう民間の保育所——そこは青宿、曙を廃止して統合して民間の施設ということでございますが、今後は学校区の保育所ですね、その老朽化対策にあわせて検討していくということで、今現在そういう設置場所も含めて検討しているというような状況でございます。ですから、今の待機児童の人数とか、その待機している地域の問題とか、そういうことも含めて、どういう地域にどのぐらいの規模の施設が必要かということ、今検討しているというところでございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。学校区保育所、確かにもう老朽化がひどいと、私も行かせていただいていると思っております。ぜひ26年度までには、先があと4年か3年かありますけれども、ぜひお願いしたいと思うところであります。

それで、今困っているわけですよ、現実。で、お聞きしても全然何にも今、御答弁が何もないですよ。私がいただいて見て、それを読んでいただいているような答弁かな、なんて形で今思っている次第なんですけれども、やはり大変財政的にも厳しいのはわかっております

けれども、ぜひ、前倒しでもやっていただきたいと切に願います。本当に土浦、つくば、牛久と、もうお母さん方もどこにしようかと、やはり今度天田町長になりまして、子供を最重点でこの阿見町の施策に加えていくっていう最初の所信表明を聞いて、本当に期待するものでありますので、具体的にそれをあらわしていただきたいと思う次第であります。

あと、幼稚園関係なんですけれども、幼稚園も阿見町には3つあるわけなんですけれども、そういった連携の話し合いとか、そういうので解消するとか、何か今困っている子供には何の手だてもないということで、なってしまうのかなという、やはりこの辺を具体的にやるためにも、保育ママということで、これも検討ということでお話をうかがいましたけれども、実はこの間、12日、3日前なんですけれども、もうとてもいい講演会に行かせていただきました。つくばの県政の立場から考える子供の未来というところで、そこですばらしい先生方が来まして、県副知事の山口やちゆさんもいらしたんですけれども、その中に保育ママということで、フランスの子育て支援を話していただきました。このときに、フランスでは集団保育所っていうことで、それは3歳未満は11%をカバーしていると。また家庭的保育に関しては、フランスでは3歳未満児33%をカバーしていると。その結果、出生率が今2.0%以上になったっていう、非常に海外では進んでいて、すごく、ちょっといい、またホットなお話を聞いたなと思いました。それでこの保育ママを検討するのに当たりまして、今後視察ですかね、茨城県では水戸、やってらっしゃるのは御存じかと思えますけれども、この水戸も、今回の県の補助をいただいてやるわけでありまして、10月から導入ということで、4月から半年かかるわけですね、これ導入するのに当たって。それに当たって、まず視察をしていただけるのかどうか。水戸市に聞いたときには、千葉が進んでいて、市川市等々が進んでいた、八千代も進んでいたということで視察に行くと。市川市に聞いたところ、江戸川区が一番進んでいるということで、やはり視察をまずしていただいて、その後ワーキンググループというのをしっかり組んで、やはり綿密にやって、やっぱり半年から1年かかるということなんです。実はこの保育ママというのは、私の知り合いからも、ぜひやっていただきたいということで、自分もやりたいと。本当に女性の働ける、雇用の進出にもなるのかなと、町長も公約に掲げておりますので、その辺、考えられるのか、そこまでは無理なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。今、議員さんがおっしゃったように、県内では水戸市が取り組んでいるというような状況でありますので、そちらの先進事例を参考にさせていただきながら、今後検討していきたいというふうに考えておりますが、やはり内部で検討してから実際事業が始まるまで、内部で検討で大体1年半ぐらい、それで実際、水戸市では2年ぐらいかけて実際始まったというような経過がございます。その点、やってる部分に

ついては、よくやっていると思うんですが、やはりどういうところが課題になるのか、どういうところが問題なのかというところが、一番今後進めていく上で問題になるかというふうに考えておりますので、その辺も先進事例を、先ほどおっしゃったように視察等もしながら、研究していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。1年半から2年ということで、ちょっとすごい先ですよね、25年になるということですよ。

〔「25年じゃなまけている……」と呼ぶ者あり〕

○4番（難波千香子君） もうすべて、今なんですよ、やっぱりね、危機感ですね。こう何かお話聞いていると、何か外の枠の話なんですよ。やっぱり働けないっていう——歩いていただくとわかりますけど、たっくさんいます。で、また潜在的に働けないっていう、現実が一番多いですね。これ全国的ではありますけれども。やはりこれ真剣に考えていただいて、どうするのかっていう、その辺は答えを出していかなければ、それ行政の責任かなと思います。ちょっと明確な御答弁は、何かいただけないのかなと思うんですけれども。

〔「……いったほうがいいよ」「……がんばらないと」と呼ぶ者あり〕

○4番（難波千香子君） もう本当に、阿見町の私たち親の責任として、本当に保育所もかなり今予算が国も出てますね、基金で夢基金。いろんな分で取れるんですよ、研究すると。だからやる気、どうせやるんだったら、前倒しに全部やるって、もう明日から動く。

もう一度、じゃあこの60名はどうするんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 先ほどから、26年までというようなことですが、これはあくまでも行動計画、これに対する目標が26年度というようなことですが。当然これより前倒してできるものはやっていきたいというふうには考えておりますが、子供を預かるその施設については、これは国で決められた面積なり、それに対応する保育士の数とか、そういうものを整えていかなければ認可保育所にならないというような状況がございます。それで、確かに今年度12月が60人というような状況で、この点については、今が通年でピークというような状況になってくるかと思っております。それで、毎年4月になると、卒園、退所した都合で新年度にまた若干減っていくというような状況がございますが、こういう状況は今後ともやはり続いていくというふうなことで認識はしておりますので、その検討、先ほど述べましたように、1年半、2年ということではなくて、これは本当に前倒しでできるものについては、これは当然、町の財源的な問題も絡んできますが、この辺を十分内部で検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） じゃあ前倒しで、ぜひもう来年度の補正予算には入るぐらいの期待してよろしいんでしょうか。

〔「……な、来年度の補正予算の……」と呼ぶ者あり〕

○4番（難波千香子君） はい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もうだれもね、こういうことは解決したいというのは当たり前でしょう。けどね、やはりやる場所とか……。ただ前にね、細田さんは学校余ってたから、学校でやったらいいべというような話がありますけど、やはりそれはなかなかできない相談なんでね、やっぱりそれだけ枠があるわけだから、そういう一つの法律があるわけだから、それに沿ってやっていく以外ないんでね。なるべくだれでも早くやりたい、それは。なるべく早く手がけて、保育ママ制度にしても早く手がけて、早くきちんとしたものをつくっていくという、そういうことは大事だと思います。すぐできるものとすぐできないものがあるんでね。だれでもやりたい。何でも専決でできればいい。

〔「議会は専決でやれっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） ありがとうございます。じゃあ今度は専決でやらさせていただきますから。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） じゃあ、専決で……。もう、こういうことは喜んでと、もう本当に……。

〔「何でも専決で……」と呼ぶ者あり〕

○4番（難波千香子君） 保育ママは、もう絶対これは、そんなに……。

〔「……できますか」と呼ぶ者あり〕

○4番（難波千香子君） できますよ。もうそんなに……。国としても上げておりますので、1万9,000人は保育ママ制度でやっていくと。今の8倍、10倍をやるとしてますので、1人でも2人でも、また男性のお父さんでもいいという、男女問わず、また60、65歳でもっていう、やはり家庭的な、もう家で一緒に育てていく、愛情たっぷりに見ていくっていう、大変喜ばれておりますので、その辺はすぐ取りかかられるとは思いますが。お願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まず、すぐすぐって、そんなにすぐやれば本当にやってるって言うてるんですよ。やはりやれないから、今計画を立てながら出してるわけだから、やっぱり財源だ何だをずっと積み上げていかなければものをできないじゃないですか。そこで、場所の選

定までまだできてなくてね、やっぱりそれなりに、公約だからすべてできるってものじゃないでしょ。まあ今、細田さんのやつはどうにかやるっていうような状況になるけど、だけど、やはり公約だからすべてどうのこうのではない、それはやっぱりお金を絡む問題ですから、この間も中学校の医療費の無料化も、やっぱりだれもやりたい、けどお金が絡むこと。やっぱりそういう意味では、やはり財源がないことに、ただね、国からの補助があるからって、で補助があったって、じゃあ借金はしなくていいのかって話でしょ。必ず借金はするわけだから。そういうことも踏まえて、やはり財源をどうしていくかっていうのが、今、今、苦労しているわけですよ。本当なら早目にやりたい。けどそれもなかなか難しい現状であるということだけは言っておきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。もう皆さんの、本当に共通課題でありますので、これはぜひお願いしたいと思います。

あとですね、放課後児童クラブでありますけれども、先ほどの御答弁では、舟島小に来年23年度から設計委託をしていくということで、この辺の建設費用、また来年から設計委託していくとなると、いつごろできて、その辺また何人ぐらい、百……。済みません、ちょっと聞き漏らしたのかもわからないんですけど、何人入れて、そういう仕様ということだったんでしょうか。

〔「そういうこと答えてないんです」と呼ぶ者あり〕

○4番（難波千香子君） そうですか。じゃあ済みません、お願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほどの町長の答弁のほうにもありましたように、23年度に設計のほうをして、24年度に建設していくというようなことで、3クラスの開設を予定しております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。そうしましたら、本郷小のは、夏休みが今使えなくなる可能性がある、ニーズが増えているとかがっているんですけども、その辺のところは具体的な御答弁いただけるんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。本郷小学校での夏休みの放課後児童クラブということでございますが、現在ですね、今のところ、そのクラブについては二区児童館のほうで対応していきたいというふうに考えております。それと、全学年全校での受け入れということにつきましても、今後、放課後子どもプランの中で放課後子ども教室の進捗状況とすり合わ

せながら検討して行きたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。放課後子どもプランということで、ぜひ今2校になっておりますので、また全校ということで、この辺もぜひお願いするわけでありませけれども、大変評判がいいんですね、子どもプランも、行かしていただきました。

あと、放課後児童館でも、ここには多くのお母様方で補助指導員がね、ついてくださって、本当に助かっております。で、指導員の配置人数がもしわかれば、教えていただきたいと思えます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） ちょっと今の御質問の内容で確認したいんですが、放課後子ども教室の指導員ということになりますと、児童福祉課ではなくて生涯学習課のほうになってくるんですが、放課後児童クラブの指導員ということで御質問であれば、どこの学校の指導員がどのくらいということによろしいんですか。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ちょっとあれですけど、児童館の——児童館でいうと2つしかないんですね、南平台と学校区しか、今現在は。その立て分けがまだあれなんですけども、それで小学校でやっているのも放課後児童クラブでありながら、子どもプランなんですよ。で、実際に小学校でやっても、お手伝いしていただいている方は、全部ボランティア——補助指導員となっているんですね。管轄は、今のところまだこちらだと思います、児童福祉課で。その指導員はもうこちら……。こちら。じゃあ、教えて……。お願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。児童クラブのほうの指導員といいますのは、各小学校にそれぞれ児童数に応じた指導員を配置しております。それで、ボランティアで指導していただいているっていう方は、放課後児童クラブではございません。そういうことで、ボランティアで指導していただいているっていうのは、放課後子ども教室のほうで指導している方ではないかというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 子どもプランのほうは、ボランティアで、2校でやっているのは存じ上げております。あと放課後児童クラブの指導員さんは、何人ずつついていらっしゃるのか、たしか1クラブ4人とはお聞きしてるんですけども、この人数をある程度増やしていけば、今放課後児童クラブに入れる——学年を増やすこともできると思うんですね。本当によくやっていただいております。二区小学校においても。お願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長高須徹君。

○児童福祉課長（高須徹君） はい、お答えいたします。放課後児童クラブの指導員は、臨時職員で全部賄っております。あと、今1人当たり何人ぐらいを受け持つかっていうか、何人に対して指導員を配置するかというのは、特に国のガイドライン等でも示されておられません。阿見町のほうでもですね、のほうの考え方ではですね、大体まあ、1クラス最大が40名とした場合、2名から3人程度で対応するというような考えで対応しているところであります。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 本当に日ごろからお世話になっている方でありますけれども、わかりました。

あと、今まで保育所は4つあって今2つになったわけですね。この保育所と放課後児童館の何か連携とか、そういうのはもう、その辺をお聞きしたいと思うんです。今まで所長さんというのは、2つぐらいの保育所を見ていたかと思うんですけれども、今現在、所長さんというのは1つの保育所に1つを見ていらっしゃる。だんだん保育所が減ってきておりますよね。その関係で、本当に所長さんとなれば、かなりプロフェッショナルでもあります。そういう連携、保育所と児童館との、そういう連携を切に望む声も非常にあります。そういったことは全然ないのかなと、それはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。公立保育所は、6カ所から4カ所になりました。それでそれぞれに所長を配置しております。今までは6カ所を3人の所長が兼務しておりました、2カ所ずつ。それを今回、4カ所を1人ずつの所長が配置して当たっていると。それで、それとともに、その各保育所に、先ほどから質問がありました子育ての相談の窓口として機能していただくというようなことも、そういう保育所の機能の強化ということで、専任所長ということで配置した経緯でございます。

連携っていいものは、今までの二区と学校区の児童館が2カ所あると。それと放課後児童クラブの連携という意味でいいんでしょうか。ちょっとその辺がよく理解できなかったんですが。

○4番（難波千香子君） そうです、はい。

○民生部長（横田健一君） そういうことにつきましては、昨今のこういう放課後児童クラブの待機人数が増えているというようなこともございまして、その今までの本来の児童館の役割を果たす機能というのは、だんだん薄れてきていると。それぞれ、高学年になりますと家庭に戻ってそれぞれ塾やスポーツとかゲームとか、そういうようなことで家庭で過ごすというような部分が増えてきてると、やはり先ほど言った放課後児童クラブのほうに入って、学校の帰



りの時間を過ごすというような選択肢が増えてきたということで、本来の児童館で過ごす児童の数が減ってきているというようなことがありまして、その辺も、町としては、本来の、そういう利用したい人の枠を確保すべきという点もあるんですが、やはりどうしても、そういう放課後児童クラブのほうを優先して使用しているというようなことがございまして、現状はそういうことで児童館のほうも使っているというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひ今後とも、放課後児童館にしても、やはり質と中身のあるものを安全安心ということで、このほうもぜひ力を入れていただきたいなど、居場所づくりということで、ぜひお願いしたいと思います。

ちょっと時間があれですので、次の質問に行きたいと思います。

図書館の取り組みとブックスタート事業についてでございます。

情報化時代が進展する一方、子供の活字離れが目立ち、情報教育の欠落につながるとも言われております。平成13年12月は、子ども読書活動推進法が制定され、各自治体では行動計画の策定が責務とされ、子供たちが良書に出会うことで心を豊かにし、力強く深い人生を生きる力を得てほしいとの願いから、子供読書運動を全国に広めようという活動が開始されました。阿見町でもボランティアの方を中心に実施されている読み聞かせ運動、全小中学校における朝の読書運動が展開され、大きな成果を生んで、貸し出し数も増えているとお聞きしております。そして今年も国民読書年でもありました。

そこで第1点目は、阿見町の図書館の取り組みは充実してまいりましたが、これまでの事業の充実策について、また子ども読書活動推進計画の意義と当町の策定状況についてお伺いいたします。

第2点目は、子ども読書活動推進法に基づくブックスタートについてであります。

ブックスタートはイギリスの発祥で、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら、このような、いただいたんですけども、こうやって袋に、そしてまたこのような本ですね、かなりの本があるんですけども、選んでいただくと。そいでこうやってすてきなブックスタートのこういう本も、アドバイス集もあるという、こういうものなんですけれども、これをコットンバッグに入れて手渡す運動ということで、平成13年4月に先駆的な21市町村から開始した日本のブックスタートは、親子に本の楽しみを伝える運動として、地域の子育て支援対策として、人づくりまたまちづくりの運動として、人と人とを結びながら、日本の各地に広がっております。

わが町の21年度出生人数は407名とうかがっております。0歳児健診の機会に絵本を贈り、保護者に本を読み聞かせることの意義と重要性を伝え、家庭での読み聞かせを支援するもので

ございます。現在、753市町村、県内では28市町村に拡大し、大きな波動を呼んでおります。

〔「わけわかんないんだもん」「ゆっくり、あわてないで」と呼ぶ者あり〕

○4番（難波千香子君） はい、温かいお言葉をありがとうございました。

お疲れのところを済みません。

去る10月8日、図書館でのブックスタートの講演会に参加させていただきました。平成16年12月議会でも一般質問させていただきました。関連部門との連携を密にし、検討してまいりたいとの答弁でありましたが、進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 1点目の、図書館のこれまでの事業の充実策について、また子ども読書活動推進計画の意義と当町の策定状況についてお答えいたします。

これまでの事業の充実策については、優良図書紹介のためのブックレットの作成、子供読書活動の推進、青少年向け閲覧コーナーの新設、図書館サポーター活動としてボランティアの協力により、図書館と学校間の図書の移動を実施していることなどが上げられます。

また、子ども読書活動推進計画の意義と当町の策定状況については、意義として、読書環境の整備を家庭、地域、学校、その他公共施設等、社会全体で支援する仕組みを構築することにより、すべての子供があらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるようになることにあります。また、策定状況については、平成20年3月に阿見町子ども読書活動推進計画を策定し、子供の読書活動の推進に努めているところであります。

2点目の、ブックスタート事業の進捗状況につきましては、今年度は、「赤ちゃんの笑顔からひろがるまちづくり」という講演会を開催し、町民に対し、ブックスタートの意義が浸透するよう、取り組んでいるところであります。また、平成23年度から、関係各課と連携し、ブックスタート事業を実施していく考えでありますので、議員の皆様にも御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございました。ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

それで、2点ほどお願ひしたいというか、お聞きしたいと思います。

まず最初に、子ども読書活動推進計画を5年ごとということで、策定委員会を見させていただいたんですけども、まず生涯学習課長、図書館長、先ほども紙井さんのほうからありましたけれども、一般の方が入っていない。公募はしたんでしょうか、この作成するときに。それで来なかったのか。今後、やはりかなりお母さん方の読み聞かせとか、いろんな面で、そういう方がいらっしゃいますので、今後、24年には、これまた作成するということですので、その

辺をまず、一般の方も公募したのかどうか、入れるのかどうかということと、あとはもう1点なんですけれども、先ほど、図書館の、これからブックスタートを開始するのに当たりまして、まず健診は何歳児で、4カ月でしょうかね。4カ月とおっしゃった、答弁で、聞いたと思うんですけど。これは先ほども答弁ありましたけど、1つの図書館ではできませんので、保育、健康づくり課、また保育士さんの連携も必要と思うんですけども、またそのときに、これお渡しする人も必要だと思うんですね、ボランティアの方。そういったこともぜひ、養成なんかも募集していただければ、またそういうこともぜひお願いしたいと思います。

あと、もう1点は、この間も言われたんですけども、金曜日までは、今7時までやっている。土日はやってないと。その辺も来年の4月からやるのかどうか。念頭に置いているのかどうか。4日間やっていて2日で、間違っちゃって行ったらあいてないというのを何回か聞いておるものですから、その辺の今回の図書館の事業の中で、その3点だけ聞いておきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。阿見町子ども読書活動推進計画、20年の3月に策定しまして、これに基づいてですね、今充実した部分をしているところでございます。基本方針もしっかりしているわけでございますが、ただ御指摘のとおり、委員さんはですね、公募してないです。今後はですね、一応20年から24年中、5年間ですけれども、この5年間の中で変更がある部分については、今後、ちょっと反省点なんですけど、議員さんに周知できなかった部分がちょっとありましたので、今後反省しまして、今後は公募していきたいちゅうような考えであります。それで、一応今、このときにつくったときには、小中学校それから児童館、保育所、それから教育委員会ですね、そちらのほうに配っていると。あと今、今後窓口にも配布するちゅう形をしましてですね、今後はそういうことで御理解のほどお願いします。

それから、ブックスタートちゅうことで、初めて私、教育委員会に来ましてですね、難波議員さんが平成16年の12月に来まして、もうちょっと5年たちちゃったんですけど、検討するちゅうって、やっとならからやる方向になりましたけれども、この間テレビでやってたんですよ。「クシュラの奇跡」ちゅう形ですね、染色体異常で口もきけない、動けない、先生が見放した部分をですね、おばあちゃんが140冊の絵本を渡したということで、それをお父さんとお母さんが毎日読み聞かせをして、それが普通の人と同じように話せるようになる、動かさせるような形をとられたちゅうことで、脳の活性化には、最初のブックスタートというのは最高だと——まだ今から私、読むんですが、最高だと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、時間でありまして、今実際5時から7時になっておりまして、土日についてはですね、今検証中ちゅうことで、その結果でですね、土日も考えていきたいと今考えております

んで、よろしく御理解ください。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。じゃあぜひ期待しております。また、研修のほうも、ボランティア募っていただいて、ぜひ、初めてお母さんに、子供を温かい、先ほどおっしゃいましたけど、初めてお母さんとのきずなの本が介してということで、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

次に移りたいと思います。済みません、時間が押してるというので、お疲れのところ大変に申しわけありません。大丈夫ですか。

〔「大丈夫だよ、まだまだ」と呼ぶ者あり〕

○4番（難波千香子君） そうですか、本当に恐縮して質問しますけれども。

次に、予防ワクチン助成やがん対策についてであります。

今年度補正予算にワクチン接種の臨時特例交付金1,085億円が盛り込まれました。これは一定の評価ではありますが、期間は平成23年度末であります。地方と公共団体が実施する子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進するために必要な経費として計上されました。負担割合は、接種費用の90%を公費でカバー、内訳は国が2分の1、市町村が2分の1。昨年6月の議会とまた今年の3月、また6月議会においても、再度、阿見町の取り組みについて、一般質問させていただいておりましたが、そのときの答弁は、国の動向を見据えて実施しますとの答弁でありました。一日も早い取り組みを開始してほしいとの町民の切なる声を今もお聞きしております。

そこで1点目、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種への取り組みについてお伺いいたします。細菌性髄膜炎は日本では毎年約1,000人が発生し、5%から10%の患者が死亡、またその30%から40%の患者に後遺症が残っている。発症の原因はヒブと肺炎球菌での感染が約8割を占めている。ヒブワクチンはアメリカより20年おくれて、ようやく昨年12月にワクチンが販売されるようになりました。肺炎球菌ワクチンも昨年承認となり、ようやく今年の2月ですね、販売が開始されたばかりであります。どちらも任意接種で費用に大変負担がかかります。子育て家庭にとっては、非常に接種率が低い原因となっております。接種率向上に向けて公費助成の自治体が広がってはおりますけれども、11月現在、県内におきましては、ヒブに関しては5市、肺炎球菌に関しては3市でありますけれども、ワクチンで防げる病気から町民の命と健康を守ることは、最優先の課題であると考えておりました。一刻も早い全額公費助成について、阿見町の取り組みについてお伺いいたします。

2点目は、子宮頸がん予防ワクチンについてであります。

子宮頸がんは、細胞診とヒトパピロウイルス検診を併用する精度の高い検診とワクチンの

両者によって、根絶が期待できるとされております。検診については、昨年度の第一次補正予算で20歳から40歳を対象に、5歳刻みの無料クーポン券が具体化されて、昨年の子宮頸がんの検診受診率は、20代で前年の4倍以上、それ以上でもそのほかのクーポンをいただかない方に関しても2倍以上アップしたということが、子宮頸がん征圧を目指す専門家会議の調査で明らかになっております。そして今回の補正予算で、検診とワクチンの両輪の国費による公費負担が用意されることになりました。病気の発症は、子供を産み育てる女性にとってはもちろん、一生にわたって大きな心の痛手となり、事前に防げるものなら何としても防いであげたいと、だれでもが考えるところであります。

阿見町でも今回、公費助成が実施されるとうかがい、高く評価させていただきます。本当にありがとうございました。今後の対応、スケジュールについて、対象者への周知、医療機関との連携、実施等、なるべく詳しく伺いたいと思います。

3点目、子宮頸がんのワクチンについての教育委員会の対応についてであります。

当町の対象者となるのは、中学1年生から3年生の女子生徒の皆さんとうかがっております。生徒の皆さんに正しい知識の伝達が必要であります。また、教育現場の先生方の理解とバックアップも大切です。今後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

4点目、子宮頸がん等、検診クーポンの継続についてであります。

がん対策基本計画では、平成23年までに受診率が50%以上という大きな目標を掲げておりますが、当町におかれましては、無料クーポンにいち早く取り組んでいただきましたが、昨年度のクーポンの利用率は上がったとはいえ、子宮頸がん検診は9.6%、乳がん検診20.5%にとどまっております。来年度も乳がん、子宮頸がん、検診クーポンの継続を実施し、子宮頸がんゼロへ向けた町長の決意のほどをお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それではお答えします。難波議員の予防ワクチン助成やがん対策についての御質問にお答えいたします。3点目の、子宮頸がんワクチンについての教育委員会の対応につきましては、教育長から答えをさせていただきます。

1点目のヒブワクチン接種と肺炎球菌ワクチン接種の助成と2点目の子宮頸がん予防ワクチン接種の助成について、関連しておりますので、一括してお答えいたします。

市町村が実施するヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンの接種事業に対して、新たに国が費用の2分の1を助成する制度を含む国の平成22年度補正予算が成立しましたので、町としましても、この助成制度を活用して、平成23年度に公費助成による接種事業を実施していきたいと考えております。これから国の助成制度の詳しい情報が、国や県などから随時示されると思いますので、町としましては、収集した情報を参考に、対象者へ

の周知を含めた実施方法等について検討を行い、あわせてワクチン接種をしていただく医療機関との連絡調整を進めていきたいと考えております。

次に、4点目の、平成23年度に乳がん、子宮頸がん検診クーポンを継続することについてお答えいたします。

現在、国庫補助事業として実施している特定年齢の女性に対し無料クーポン券を配布する女性特有のがん検診事業につきましては、国庫補助事業の動向を踏まえて、平成23年度も実施してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 子宮頸がんのワクチンについての教育委員会の対応についてという質問にお答えいたします。

児童生徒に病気の予防について指導することは、教育上大切なことであると考えます。中学校では、保健体育の「健康増進と病気の予防」の単元でがん予防について指導しており、この授業で子宮頸がんに関しても指導していくようにいたします。また、子宮頸がん予防ワクチン接種助成が実施される場合には、健康づくり課と連携して、生徒や保護者にワクチン接種の必要性について指導してまいります。さらに、学校訪問の際に、教員にも子宮頸がん予防ワクチン接種について正しい理解が得られるよう指導いたします。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。ワクチンのことで1つだけ御質問したいと思います。これは全額補助ではなくって、1%は公費から外れるわけでありますけれども、病院によってワクチンの費用が違います。例えばヒブでありますと6,000円から7,000円、また肺炎球菌ワクチンは1万から1万2,000円、子宮頸がんは4,000円から6,000円と。どこで線引きして阿見町ではやっていたのかどうか。またもしやっていた場合、例えばヒブがありましたら6,000円にいたしましたら、その7,000円のところは持ち出しになってしまうのか。例えばこの7,000円にさせていただくと、その残りは町で負担する1%の1割の中に入るとい、その辺もしっかり考えていただいているのかなと思うんですけれども、それが1点ですね。ぜひ、こちらは全額公費、こちらはお金を出したということのないようお願いしたいと思うんですけれども。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど、町長の答弁にもありましたように、今、国のほうで補正予算が通ったということで、その補助の内容について詳しいものがまだ示されていないので、まだ今の段階では、どうすると、医療機関にどう働きかけるということがまだできない状況にあるわけなんです、それとあわせて、近隣の市町村の取り組み状況、

そこらも判断しながら実施していきたいということでございますが、現段階で国のほうで、その先ほど言われたワクチンの値段ですかね、その辺は若干示されているので、参考までに申し上げますと、ヒブワクチンは8,852円、それで肺炎球菌ワクチンが1万1,267円、子宮頸がんワクチンが1万5,939円というような基準単価が示されております。基本的にはこれの2分の1が国の補助になるというようなことであろうと思いますが、全額その残りの部分を町が補てんするかどうかという部分については、これから検討していくというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ぜひよろしく願いいたします。また、周知も大切だと思いますので、お子さんとまた教育委員会におかれましては、やはり母親が大事だということは、大変先生方もわかっていらっしゃると思うんですけれども、1つだけ、時間がないのに本当に済みませんけれども、御紹介したいと思います。

大学生の3年生と4年生の女子329人に、北海道の北星学園大学の太田寿美子准教授がアンケート調査したそうなんです。そして、子宮頸がんや性感染症の原因となるヒトパピロマウイルスに対する質問で正解は13.4%にとどまったということなんです。で、検診について親から勧められれば受けようと思うということには77.3%を占めている。やはり大学生でもこういう結果が出たということで、親の意向が大きく影響するということをお聞きしております。また、ぜひ、子供は教えていただける権利もありますので、ぜひその辺は、保護者のほうにもくれぐれもお願いしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

そしてあと、クーポンの受診率で、なかなか検診率が上がりませんが、実は私も今回いただいているんですね。で、行こうと思っています。それで、クーポンの受診率で水戸がすごい、茨城県で土浦が一番だったんですね、受診率が。で、聞いてみました。どうしてそんなに上がったのかと。そうしましたら、去年は、去年の分を1月に未受診者にお電話をしたと。そしたらもう慌ててみんな行ってくれたと。それですごい受診がアップして、30%以上いったと。それで、今年は早目にやろうということで、早々に12月下旬、11月とやったと。やはりそういうことも必要かなと思うんですけれども、せめてそこをやったら阿見町もやっぱり上がるのではないのかなと、忘れてる方が多いんですね。来るのがもう本当に連休明けぐらいなので、何かその辺はやっていただけるのかどうか、もしお考えがあれば、そのほかに受診率を上げる方法がほかにあれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。女性特有のがん検診については、無料クーポン券を配布して受診をお願いしているところでございますが、先ほど難波議員がおっしゃったように、県の平均は19.9%であります。それに比べて土浦市が29.8ということで、県内

では一番ということですが、阿見町においては25.1%——これは子宮頸がんのほうでありますが、これは25.1%というようなことで、まあ、県の平均よりは阿見はよかったわけですが、やはりそれ以上さらに受診率を伸ばすということになりますと、やはり個別に土浦市さんがやったように、電話するなり通知を再度勧奨の通知を出すなりするのが有効かと考えております。この点については、財源の問題もありますので、検討して、来年度から実施できれば実施に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。町長も、今回は本当に予防医療はとても大切だと常々おっしゃって、本当に心強い、いつも答弁をしておりますので、ぜひそれをまた目に見える形で、またぜひ御期待しておりますので、本当に予防が大事っていう、このことを全町民にわかっていただいて、その後の雇用創出額のほうが大きいという、その辺はぜひ今日は訴えさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、4番難波千香子君の質問を終わります。

次に、8番柴原成一君の一般質問を行います。

8番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番柴原成一君登壇〕

○8番（柴原成一君） 皆さん、こんにちは。まだ夜になりませんが、短目に済ませたいと思います。

今回の質問テーマは、雪印乳業の東部工業団地進出の波及効果を最大限に引き出すために阿見町がすべきことは、であります。

雪印乳業、今後は雪印メグミルクという社名になるそうですが、東部工業団地への進出が決まりました。11万4,000平方メートルの敷地は、今月中に県から引き渡しになるそうで、雪印は約250億円を投資して、来年3月に着工。プロセスチーズやマーガリンを年約5万トン生産する乳製品統合工場で、一括管理の基幹倉庫を新設します。そのように発表されています。

阿見東部工業団地は総面積64.7ヘクタールのうち、分譲面積が50.5ヘクタール。平成13年度から分譲を開始し、これまでに小川香料やホンダ産業など13企業が進出していますが、約11.4ヘクタールという敷地は最大のもので、今後の分譲にも弾みがつきそうです。価格や税制上の優遇、配慮等がさまざまに講じた上で進出となったものかもしれませんが、県を初め、関係者の御努力には、地元として敬意を払っておかなければなりません。

と申しますのも、これは阿見町にとっては朗報ですが、この新工場の建設は、生産拠点の集約ということで、同時に閉鎖される工場があるということをお気にとめておかなければなりません。私たちも、キヤノン阿見事業所のリストラでは、大変つらい思いをいたしました。かなりの税



収が減りました。閉鎖されるのは、神奈川県横浜市の横浜チーズ工場と海老名市の厚木マーガリン工場、兵庫県伊丹市の関西チーズ工場です。阿見工場が本格稼働する2013年度後半に閉鎖することになっていて、合わせて487人の従業員のうち、正社員は配置転換し、契約社員は雇い止めになり、再就職を支援するそうです。

私が調べた範囲でわかったのは、大体以上のことで、新規雇用、採用の規模、内容まではわかりません。配置転換で阿見にやってくる従業員が何人いて、どれほどの契約社員が新たに採用されるかといった点です。例えば、同様の食品系工場である土浦のプリマハムなどは、工場の製造ラインより倉庫関係に大量の契約社員を採用したりしていて、この辺が近年の傾向のようです。町としても、鋭意、情報収集に努めてほしいと思うところであります。情報収集の体制は整えたのでしょうか。

さて、雪印は、言わずと知れた食品メーカーであります。食品工場というのは、ナショナルメーカーであっても、他の電気や機械工業と違って、地域と連携する色合いが濃いものであります。雪印ほどの大メーカーですと、原料調達は全国規模あるいは世界規模で画一されたものになってるでしょうが、それでも、調達の距離は短いほうがいい。輸送コストの削減は二酸化炭素の削減にもつながるために、企業のニーズが大きくなっているはずですが。プロセスチーズやマーガリン、あるいは乳製品の原料として、私には、牛乳、食用油ぐらいしか思いつかないのですが、阿見町には酪農らしい酪農はないし、何で協力できるのかを考えあぐねってしまったのです。この辺の連携策、協力対応策を町として検討すべきという課題意識はお持ちでしょうか。

雪印のホームページには、「マーガリンはサラダ油などに使用されている大豆油、菜種油、コーン油などの植物由来の油脂を主原料にしてつくられています」とあったりしたので、農業分野では、この辺からのアプローチができるかなとも思ったりしますが、操業が2013年だとすると、農作物の準備というのは、ゆっくりはしてられません。例えば、耕作放棄地の畑に堆肥を入れ土壌改良するには、最低でも3年かかります。どんな商品が、どんな作物が商品にマッチするか、研究や農家への普及もしなければなりません。この準備を進めるなら、早々に雪印にアプローチすべきだと思ったのです。

そこで、町長にお尋ねします。近々に雪印を訪問されるおつもりはないでしょうか。先方の開発関係の部署なり、調達関係の部署なりに、直接リクエストを聞きに行ったほうが早いと思います。幸い、阿見町には茨城大学農学部があるので、アドバイザー役の先生に御同行をお願いして、県の紹介か何かで先方を訪ねます。その上で、雪印の商業に合わせ、阿見町が用意できること、準備できることについて意見を交換する、そんな機会が持てたらいいと思います。私なんかは、農業関係の発想しか浮かばないのですが、商品資材の関係で地元調達があるかも

しれません。その場合、グリーン購入法などの条件もあるはずで、プロセスチーズやマーガリンを使った地産地消料理の共同開発なども可能かもしれません。あるいはまた、従業員の福利厚生面での注文も、雪印側にはあるはずで、その辺まで含め、町長がトップセールスに来てくれて、話を聞いてくれるなんて、雪印にしてみれば、阿見に進出することにしてよかったなあ、そんな手ごたえを感じてもらえるんじゃないかと思うんです。意見の交換なら、大した予算はかかりません。町長、「柴原、同行せよ」と言うんならお供します。早々に手を打ってください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 柴原議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、やはりトップセールスってのは一番大事なことで、これは前から私も言っているところであります。

阿見東部工業団地における雪印乳業株式会社の事業計画については、ただいま議員が話されたとおりであります。11月5日に、親会社である雪印メグミルク株式会社から記者発表がありました。週明けの11月8日には、雪印乳業の役員さんが、県企業局とともに来町し、発表した内容について、私以下、幹部職員で説明を受けております。それ以降も、雪印乳業の関係者は、打ち合わせ等のために、阿見東部工業団地の現場や役場を訪れておりますが、その対応については、商工観光課を窓口とし、関係部署との調整ができる体制を整えているところでございます。

しかしながら、新規雇用や採用規模などに関しては、雪印サイドでまだ固まっていない状況にあり、全般的な町への協力要請にとどまっております。町といたしましては、雪印への協力体制を強化するとともに、情報収集に努めてまいります。

次に、地域産業との連携、協力についてであります。

私は、雪印乳業の社長さんが来町した際にも、工場見学ができるようにしてほしいこと、そして阿見町のブランドでチーズなどの製品を販売できるようにしてほしいことをお願いしました。阿見という名前をつけた、また阿見工場とかね、そういうことをお願いしました。また、原材料の供給面についても、耕作放棄地を有効活用するなど、町は最大限、協力する用意があることを伝えているところです。これもまた、茨大という農学部がありますよという話もさせていただいております。人材の雇用面と同様に、雪印サイドから、製品の製造に関する情報はまだ得られておりませんが、産学連携も視野に入れ、町の産業活性化につなげてまいりたいと考えております。

1日に大体100台ぐらいの輸送っていうことで、そういうことも話されておりましたので、そういうことも、やはり町は考えていけないといけないのかなと、そういうことも言っておられました。

最後に、これは県企業局との間で話していたことですが、土地の売買手続が一段落した段階で、私自身が雪印乳業の本社がある東京まで足を運びたいと考えておりました。今後、町に何ができるのか、意見を交換する機会を積極的に持ちたいと考えております。

今回の柴原議員からの御提案を踏まえ、雪印乳業の進出に伴う波及効果を最大限に引き出すため、町民と一丸となって、さまざまな協議検討を行ってまいりたい、そう考えております。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） 町長の答弁で、本当に期待した以上の答弁で、ありがとうございます。

最後におっしゃいました最大限の波及効果を望む、これは、阿見町にとって、千載一遇のチャンスで、これを活かさない手はないということかと思えます。ただ、これは今から来る雪印さん、それから今ある工業団地との関係もありますけども、例えば、最近はやりの、やはりっていかニュースになっています中国はレアアースの輸出をとめるとか、また漢方薬のカンゾウっていうんですか、カンゾウですね。あれもとめると。そうすると、阿見にあるツムラという会社が、多分漢方薬ですから、使っていると思うんですね。そういう情報をいち早く入手しましたら、ツムラさんへどうでしょうかと、それはどこの部署が行くかわかりませんが、そういった情報を聞いて、阿見町ができること——私のキャッチフレーズってというのが、財政難を言いわけにしないで町を発展させるということでもあります。ですから、財政難を解消するためには営業力が必要であると。町長も先ほどトップセールスが必要であるということをおっしゃっていただきましたので、何も言うことはないんですが、今後とも、雪印についてはね、結局、その後々の、例えば、建築工事から造成、それから最後の植栽管理ちゅうか、日々の管理とかね、それから阿見の運動公園を使う福祉関係でのとか、まあ、要は、雪印さんの社員の衣食住すべてを賄えるという、最大の波及効果を、それを今から準備してほしいと思います。

まあ、一応、その約束です。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい、どうもありがとうございます、本当に。いろんな面で応援をしていただかねばならないなと。私のほうも、やはり住宅政策等もね、ここに都市整備部長がいますけど、そのときにも住宅も何とか阿見町でってというような話、向こうのほうもね、やはりそういう考えも持ってますんで、そういうことも、いろんなね、本当に総合的に考えて、やはり町ができることを、そんで、やはり協力することも、これはね水道関係とか下水関係も、

ある程度はこっちが協力していかないと進まない面もあるんでね、やっぱりそういう面では積極的にかかわって、1つのいいものを町に落としてもらおうということを考えてますんで、どうか協力よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、8番柴原成一君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 4時30分散会

第 3 号

[ 12 月 16 日 ]

## 平成22年第4回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成22年12月16日（第3日）

### ○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
消	防	長 瀬尾房雄君
総	務	部 長 坪田匡弘君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	川 村 忠 男 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
教 育 次 長	竿 留 一 美 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
児 童 福 祉 課 長	高 須 徹 君
農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 芳 夫 君
商 工 観 光 課 長	鹿 志 村 浩 行 君
健 康 づ くり 課 長	朝 日 良 一 君
町 民 活 動 推 進 課 長	飯 野 利 明 君
学 校 教 育 課 長	黒 井 寛 君
指 導 室 長	富 田 耕 大 郎 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

平成22年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成22年12月16日 午前10時開議

日程第1 一般質問

追加日程第1 本日の審議打ち切り



## 一般質問通告事項一覧

平成22年第4回定例会

一般質問2日目（平成22年12月16日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 吉田 憲市	1. 当町における入札制度現状について 2. 阿見町政治倫理条例, 同規則について	町 長 町 長
2. 浅野 栄子	1. 町民の健康と助成について 2. 阿見町の増収を図る 3. 待機児童0（ゼロ）を目指して	町長・教育長 町 長 町 長

午前10時02分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

総務部長坪田匡弘君、町長の出席を求めますのでお願いします。呼んでください。

ただいま6番久保谷充君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

〔「町長来なけりゃ来ないで一般質問始めたらよかつぺ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 町長に答弁を求めているのでありますから、町長がいなくては答弁できないんですよ。

〔「質問の内容だけでも。あとは町長が答弁するかしねえかはくっかこねえかはよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） いや、聞いて答えんでしょうよ。

〔「総務部長が呼びに行ってるんだもん。待たなきゃだめでしょ」「待ちましょう」と呼ぶ者あり〕

○6番（久保谷充君） 議長、どういうことなんだかちゃんと説明したらよかつぺよ。

○15番（大野孝志君） 今、総務部長が迎えに行ったから何だか、なあ。

○議長（佐藤幸明君） ちゃんと説明しろという言葉がございましたが、久保谷充議員がおみえになる前に話はしてありますので、近くの人にお聞きになってください。

○12番（吉田憲市君） 議長、質問時間なくなっちゃうんだよね。

○6番（久保谷充君） 議長どういうことあったんだかだって。来ないっっちゃうだけの話しかしてめえなじゃ。内容話したらいいべ、ちゃんと。

〔「何もないよ」と呼ぶ者あり〕

○6番（久保谷充君） あんじゃねえの。だって話し合いしたんじゃねえの。議長とか。

○議長（佐藤幸明君） 今、町長がみえてないから、町長を今、お迎えに行ってます。で、みえ次第一般質問を行いたいと思います。

〔「暫時休憩だな、議長。暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） もうちょっと待って。もうちょっと待ってください。

○13番（小松沢秀幸君） 来れば、来れば、すぐ開けばいいんだから。時間切んねえで。

〔「答弁は答弁で一般質問始めたらよかつぺよ。答弁後でよかつぺよ」「その前に来るかもし

んねえしよ」 「暫時休憩だよ、暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○12番(吉田憲市君) 議長、議事進行をお願いします。私の質問時間がなくなっちゃう。

○議長(佐藤幸明君) いや、時間はカウントしてませんから大丈夫です。

○12番(吉田憲市君) いや、私の質問を忘れちゃうんだよ。

○議長(佐藤幸明君) 答える人がいないとしようがないですよ。もうちょっと待ってください。

○12番(吉田憲市君) 後でいいですよ、答えは。答えは後でいいです。

○議長(佐藤幸明君) いやいや、ちょっと待ってください。

ただいま14番倉持松雄君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

[「議長、総務部長の報告は」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 間もなくみえるというお話でした。

○13番(小松沢秀幸君) 議場で確認したんだから、議場できちんとかういことになりましたという報告を受けるべきです。

一般質問、議事どおり、議運で決まるとおりに進めるべき。

○議長(佐藤幸明君) はい、町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) どうも皆さん、本当に申しわけございません。一般質問10時からということで、おくれた理由を私自身も皆様に弁明しなければならないと思っております。

今回の一般質問の、最初のこの吉田憲市議員の一般質問に対してどうしてもおかしいのではないかと。要するに、ただ単にこの箇条書きの中では、やはり一般質問の答弁ができないということで、うちの総務課のほうから、また議長さんにもお願いしていろいろお話をさせていただきました。やはり、ほかの議員さんはみんなこういう形でいろんな質問の内容があります。しかし、このような形ではやはり質問のこちらの答弁を書く状況にないということを、何回も何回も言わささせていただきました。

そういう中で、やはりこれでは議員とやはり丁々発止ができないのではないかと。議運のほうからもやはりそういう、最初の議運のときに、執行部ときちんと話をしてくれよという話をしております。そこで、やはりこういうことでやっぱり一般質問受け付けても私としては答弁ができないということを再三言わせていただきました。

また、一問一答方式にした経緯は、やはりあくまでも議員と一般質問者と、やはりこちらの執行部側がきちんとした内容の中でやるという、そういう1つの皆さんの取り決めというか、そういうものがあつたと思います。そのためには、やはり議員と執行部がある程度質問に対してのね、話し合いができてないこちらの答弁ができないという、そういう状況を踏まえた中

で、これではおかしいんじゃないかということで、今、先ほども議長初め議運委員長、議運の副委員長とも話させていただきました。

いろんな形の中で、やはり阿見町を皆さんがいい方向に行かしたいという、これはだれでも思っていると思うんです。やはりそういう面では、ただこういう形の一般質問をやはり今後はね、やはりやっていってはいけないんじゃないか。特に議員みずから自分たちでこういう形にしようという、一問一答方式でこういう形にしようということで、もう何年ですか、2年ぐらいになりますよね。

そういう形でなってきたものを、議員みずから壊していったんでは、これはまずいんじゃないかなと。そういうことを感じました。やはり、どんなにそれぞれの思い、それぞれの感情はあるにしてもですね、やはりそこはやっぱり真摯の中で質問をし、そして謙虚な気持ちでやはり答弁をしていくっていうことがやはり大事なのかなと。

今回、そういう形で私もおくれましたが、ただ今回の質問に対しては答弁書も何もありませんし、答弁できないってことだけはここでお知らせしなければならない。そう思っております。

以上です。

○10番（藤井孝幸君） 議会を軽視したのはだれだ、議会を軽視したのは。

○議長（佐藤幸明君） これより議事に入ります。

---

#### 一般質問

○議長（佐藤幸明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし……。

○16番（櫛田豊君） 議長、暫時休憩。答えられないのに質問するほうも質問するほうだろうが。そういう話ねえぞ。

〔「町長発言する必要あんめえ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、櫛田議員が言われたとおりですね、実際には、私は本当は吉田議員に、まあ皆さんに、議長と議運の委員長、副委員長にも言っただけなんですけど、きちんとした答弁ができるような内容にさせていただいて、そんで21日でも22日でも24日でもやらさせていただきますからと、そういうことを言いました。十分その時間はとらさせていただきます。今後そういう形での一般質問にさせていただいたら、私としては本当に望むところなんです。

やはり、時間帯にね。それはそれとして、そういう形にしてもらうのがいいのかなと。やは

りこれでは、ただただ一般質問になんないんですよ。皆さんが決めてきたことがここで、やはり議会が議会としてね、機能しないという形になっちゃうわけですよ。自分たちが決めてきたことをやっぱり……。そういうことだと思います。

○議長（佐藤幸明君） 16番櫛田豊君。

○16番（櫛田豊君） 町長、私はですね、この質問、今日で2日目ですよ、これ。町長がこの質問の趣旨では答弁できないということ自体が、町長おかしいんじゃないのかと、私は言ってるんですよ。

〔「そうだ」「全くだよ」と呼ぶ者あり〕

○16番（櫛田豊君） 町長も私も。今は町長ですよ。ですが、私も、町長が私たちと同じ立場のときがあったわけですよ。そのときは、町長もこういう書き方はしたんじゃないの。ねえ、町長ちょっと待って。今は、今は議員が一問一答方式にしたから箇条書きに書くんですよっていう話はわかりますよ。わかりますけど、これで執行部が答弁書を書けないということ自体がおかしいだろうよ。

〔「そのとおり」「そうだよ」と呼ぶ者あり〕

○16番（櫛田豊君） 町長が書けなくても、執行部は書けるわけだ。ねえ、町長。そういう話をこの場で、ねえ町長、してること自体がおかしいんですよ、これ。でしょう。20年も議員やってるんだもんわかるでしょうよ、町長だって。今は、箇条書きだというような話になってますよ、これは。議員で決めたことだから議員も守らなくちゃいけない。けど、けど、こういう箇条書きだからこんな文ではできませんという、言っている天田町長が執行部としてちょっとおかしいんじゃないですか。違いますか。執行部だって、答弁ぐらいいは書けると思いますよ。このくらいは。2年前、3年前は書いていたんですから。違うんですか、執行部の皆さん。

〔「……から……ないでしょう。一問一答になったんでしょう」と呼ぶ者あり〕

○16番（櫛田豊君） 何を言ってんだよ。

○議長（佐藤幸明君） 傍聴者は静かにしてください。

〔「退場だよ、退場」と呼ぶ者あり〕

○16番（櫛田豊君） 傍聴に話をしてるんじゃないんだよ、おれは。

〔「議長、退場さしてくれ」と呼ぶ者あり〕

○16番（櫛田豊君） 執行部と話をしてるんですよ、執行部と。

ですから、今までに、一般質問の間にこういう話、会話なんか今まであったか。異例も異例、大異例ですよ、こんなものは。質問者がこういうことをするんだったらわかるよ。普通の質問もしない議員が、執行部に対してちょっと違うんじゃないかという話をしているんですから、その辺のところ、町長は今日は答弁はできませんという話はないでしょうよ、町長。ねえ

町長。答弁を聞いたから、質問者が質問した。答弁をしません。答弁書もありません。執行部部長4人もいて、質問も答弁書も書けなかったのかって言いたいですよ。ねえ。

そういうことですから、町長、町長、やはり答弁しなさいよ。

○議長（佐藤幸明君） 執行部の方々に申し上げます。箇条書きの事項でわかりづらい部分もあることも事実かとも思いますけども、まだ質問を聞いてないわけですよ。聞いてないうちにわからないというのもどうかと、答えられないのもどうかと思います。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） したがって、これより一般質問を行います。質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたします。御協力のほどお願いいたします。

初めに、12番吉田憲市君の一般質問を行います。

12番吉田憲市君の質問を許します。登壇願います。

〔12番吉田憲市君登壇〕

○12番（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。質問の前に、皆様方にお話をしておきたいことがございます。ただいま町長が云々、答えができないということがございましたが、私は正規の質問書によって議運を通して、そして議運で認められて回った質問でございます。そして、質問書がないから答えられないんだよという話でございますが、町長はすべてにおいて阿見町の行政の長でございます。ですから、質問に答えられないことは、私はないと思います。まして、議運で認められ、正規のルートで認められたものでございます。

そして、町長の今のお話の中では、再三にわたってこの答弁ではできないからという話がございますが、町長はだれに言ったんでしょう、それ。私のところへは、町長御自身からは伝わっておりません。町長みずから私のほう等へ連絡をくれるように、私は申し上げましたが、昨日までたってもありませんでした。

それで、ゆうべです。ゆうべと言ったほうがいいでしょう。7時以降に町長に直接頼まれたんだと思いますが、議長、前議長、それから細田議員、事務局の4名の方で私のうちに来ました。そして、今回の質問について答弁、詳しく書いてくれという話で要請されて来たようでございますが、私はこの答弁、質問に対しては議運に通った、正規のルートで通ってる質問ですから、これが私の通った質問の内容ですということで、お話をしました。

そういう形で、昨日は事実の認定をしたいと思います。そういう事実関係がございました。それで、私も昨日はちょっと異例のことなんで、今まで、夜にですね、明日質問するという夜にですよ、町長から頼まれたかわかりませんが、私の質問に対して茶々を入れるというかね、質問に対してそういう行動が行ったと、行われたということは、私も14年議員やっていますが、初めてのことでございます。これは新しい町長のやり方なのかなというふうに思ってお

りました。これが昨晚の事実でございます。

それでは、質問に入ります。

私は当町における入札制度、入札、入札契約の全体について質問をいたします。

最初に、今定例会の議案第87号に関する平成22年13回全員協議会の議題にもなっておりますが、平成23年度組織機構案の中で、管財課を新設し入札制度の改善に取り組むということがうたっておりますが、いまいち新設する趣旨が不明でございますので、詳細な説明をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 今言ったとおり……。あ、どうも、皆さん、おはようございます。

今言ったとおり、管財課の問題をやるなら、なぜここに書いとかないのかなと、私は思いますね。

○12番（吉田憲市君） 入札制度って書いてあります。

○町長（天田富司男君） それならきちんと入札制度じゃなく、管財課に対してどうのこうのっていうなら、ちゃんと書いとけば、十分私たちは答弁できますよ。ただ単にね、そういう形でやるんじゃないで、それでは、ただ執行部を困らせようという、そういう趣旨でね、やってみるよにほか思えないじゃないですか。やはりね、そういうことをやってどうなのかなと。やっぱり吉田議員も本当にね、16年というそういう……。

○12番（吉田憲市君） 14年です。

〔「答弁、答弁」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 年代なんでね。いや、答弁はもうしないってということで、今も言ったとおりですよ。そういうことで私自身も今回の答弁はいたしません。ただ、ここに立ったのは、今のような状況をやはりつくっていったのはだれなんだということをよく考えてもらいたいんですよ。やっぱり議員みずからがね、皆さんの趣旨でね、やってきたものをここで壊すということ自体がおかしいんじゃないか。

そういうことで、今後の答弁は私はしませんし、ここから私自身がやっぱり退場しないことには、皆さんに迷惑かけちゃうんじゃないかなと思うんですよ。

〔「退場」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） うん。退場は、まあ。だって答弁できないのに、吉田議員に失礼になっちゃうんじゃないかなと思うんですけど。まあ、わかりました。

〔「聞いてればいい」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） あ、聞いてればいいんですか。聞いてればいいんなら、聞いてればいいんなら聞かせていただきますけど。やはりそういう意味ではね、きちんと議論がかみ合うような形でね、やはり管財課なら管財課についてどうなんだと。新しい管財課をつくるにはどうなんだということをきちんと書いてもらえれば、もう十分だと思うんですよ。

〔「十分だよ、答えられっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） いやいや、そうはいきませんよ。やっぱりきちんとした内容をね、やっぱり把握しないとまずいでね。そういうことで、答弁はできません。よろしく。

〔「管財課について聞いてんだもん。そのぐらい答えられっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 町長に申し上げます。多くの町民の幸せを願い、そして管財課を設置し、入札関係においてもただしていきたいという考えであろうかと思うのであれば、多少なりとも答弁いただけんじゃないかと思いますが、どうですか。できないですか。

はい、私からは以上です。

はい、12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 答弁がないってということなので、これからは私の質問を聞いていただきたいと思います。

最初の質問に対しての答弁がございませんので、私の考えを述べさせていただきます。以前に国・県から指導等もありまして、行革の一貫として組織を簡略化、スリム化を図るということで、それまであった町長公室をなくし、その仕事の配分は主に総務部に振り分け、そして各部署に振り分けですね。その流れで町民活動推進課というのを設けて、そして組織を少なく簡略したわけでございます。しかし、現在の総務課管財係を管財課として1つの課を増やすことになるわけでございます。

課の新設ということは、それだけ経費が増すことは当然であります。それを減らしてまで、それを減らしてまで、現在の組織形態は何の不都合があつて、何の問題が生じるのでしょうか。その原因・理由を説明願いますという質問でございました。ま、答弁がないんですから、次の質問に移らさせていただきます。

防災協定というのがございます。防災協定についてであります。当町には葵会という建設業協会と第2の建設協会が何かできたと聞いております。名称は不明です。わかりません。が、存在するようではありますが、前川田町長時代には建設業協会葵会との防災協定を締結されておりましたが、ちまたのうわさでは、新しく防災協定を締結するには第2の建設業協会——名称は定かではありませんが——この協会としか締結をしないということが流れております。

防災協定の本旨は天災地変の災害が発生した場合、いち早く復旧工事、まさしく防災活動を行い、町民の安全と利便を図るためのものであると思います。であるならば、災害復旧活動に



必要な建設機械、重機を所有していることが必要不可欠であります。防災協定を結ぶ際ですね、そのような配慮考慮をしているのか、そこをお聞かせ願いたいと思いますという質問です。

また、入札の面からも考えますと、指名願い提出時、または公共工事受注契約時にこの防災協定が影響しているのとあります。必要であり、ランクづけ等においても最も大きなウエイトを占める経営事項審査結果の評定にも大きな影響があります。よって、このような事態があるとすれば、公共工事受注契約に関する公平性、公正性、透明性に欠けると思われますが、いかがでしょうか。

そして、なお過去1年間の災害事故に対する建設工事——指名建設と思いますが——、繰り上がり、繰り下がり指名件数は何件ありましたか。それに対する指名基準はどのようになっていましたか。また、当町における指名基準はいかがでしょうかと。答えがないので次へ移ります。

次に、阿見町契約規則入札参加資格審査会、俗にいう指名委員会についてお尋ねをいたします。まず、公共工事の発生から発注の流れをお伺いしたいと思いましたが、答弁がございませんので、私の知るところをお話します。

指名委員会は毎月第1、第3火曜日に定例にて開催されていると思います。各課担当者より発注の仕事が出ますと、起工起案を提出し、阿見町事務決裁規程に基づいて専決区分権者——専決って町長の大好きな専決じゃありませんよ、専門の決ですよ——専決区分権者である部長、課長が決裁をもらったら、業者選定推薦書をつけて総務課管財係へ——指名委員会ですね——、の審査のお願いをし、選定業者が決まったら町長へ報告、そして町長が決定をします。こういう流れになろうかと思います。

そこでまた、ちまたのうわさなんです、町長が業者選考の段階で業者推薦の指示があるようなことが流れておりますが、確認をいたします。この段階で業者推薦の指示をしたことがございますか。もし、このようなことがあったとしたならば、町長の推薦指示の入ったものが審査会を通り、その業者が落札したとすれば談合問題として疑われる結果となると思います。火のないところには煙は立たないという言葉もございます。うわさのうわさであってほしいと私は思っております。回答はないんですね。

次に、具体的な工事についてお尋ねいたします。工事名H22阿水振興第12号、配水管布設工事。水道工事です。工事金額1,758万7,500円。これは消費税込みです。この工事の入札契約の種類は何だったのでしょうか。ということ、質問しようと思ったんですが、質問したんですが、答えがないので私の調べたところをお話します。

これは随意契約でございます。1,700万もの金額が随意契約ですよ。工事金額が10万円を超える場合には阿見町契約規則第22条より2人以上の者から見積書をとることが規定され

ておりますが、何社から見積もりとったんでしょうか。これは調べましたが、とっておりません。1社のみです。その理由は何だろうということで、質問したら答えがないものですから、私のほうで。

今までの水道工事で、随契によってですね、契約した最高金額は幾らだったんでしょうか。今までに1,700万近い水道工事を随契で発注したのがあったんでしょうか。阿見町契約規則にこの工事の当てはまる条項がありませんが、どこの条項に基づいて、どこの契約規則に基づいて、何条に基づいてこの契約をしたんでしょうか。これをお聞きしたかったんですが、答弁はないというのであれば、これは皆さんのですね、傍聴の皆さんと、それから議員の皆さんがですね、認識しておれば私はそれでいいというふうに思っております。

これは非常に疑い深い。それも随契ですよ、あなた。随契で1,700万。それ2社以上ですよ、見積もりをとらなきゃならないと。1者特命ですよ。これは、本当これは真実ですよ。事実ですよ、これ。あなたは答えないけど、事実ですよ。うなずいてるようだけど、よくわかってらっしゃるんでしょう。わからないですか。何もわからないでやってる町長だなということはわかりました、はい。

じゃあ、私の質問を終わります。

あ、ごめんなさい。もう1つですね。ごめんなさい。もう1つ、阿見町倫理条例のですね、同規則についてということ質問するわけだったんですが、これは皆さん新聞紙上でのですね、お騒がせした内容でございますが、ただいま阿見町政治倫理委員会のほうで調査検討中でございますので、この件については私の質問を差し控えさせていただきます。取り下げます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） これで12番吉田憲市君の質問を終わります。

13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 町長の答弁がないということは異例であります。よって、この内容について議運の開催を望みます。お願いをいたします。

○議長（佐藤幸明君） 一般質問終了後で行いたいと考えておりますが、一般質問終了後でいかがですか。

〔「だめだ、だめ」「議長、一般質問続けろよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開を11時15分といたします。議会運営委員会を開催します。よろしく申し上げます。

午前10時48分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長諏訪原実君、報告をお願いします。

○議会運営委員会委員長（諏訪原実君） それでは、議運の結果を報告し、また執行部に対して要望をしたいと思えます。まず最初にね、町長の出席のおくれた理由、多少説明がありましたけども、もっと丁寧に具体的にお願いをいたします。そして、2番目に管財課の新設について、この質問の中で、吉田議員の質問の中で、櫛田議員が先ほど述べたようにね、答弁する義務とね、答弁できる——まあ、これは拒否してもいいんですけども——このくらいは答弁できるという委員会での確信に至りました。

それで、申し上げます。管財課の新設について、それから防災協定ですか、葬会の、そういいですか、それと随意契約です、随意契約。その3点、4点について具体的な答弁をお願いします。そういう議運の結果であります。よろしくお願いします。

〔「24日」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員会委員長（諏訪原実君） あ、失礼申しあげました。それで、もちろん答弁できないという場合には、24日まで、最終の議会までに具体的な答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいま議会運営委員長の報告が終わりました。

〔「議長、1,100万も問題だっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 吉田憲市議員の質問の中で答えられる部分がありましたら、答弁をお願いします。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 前半の3点ほどは、24日の冒頭のほうで答えさせていただきます。あと随契の1,700万の件に対しては、皆さん不信を持っていますよね。やっぱりこれは担当課のほうで答えたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤幸明君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、水道の随契の件でございますが、私のほうからお答えしたいと思います。

これはもともと実穀地内の集落排水事業の事業が入っているところでございます。その中で、その同じ堀山の中に設置できればかなり安価にできるということで……。

〔「業者はどこだ、業者は」と呼ぶ者あり〕

○都市整備部長（横田充新君） 業者名まで言っているんですか。

〔「いいんだよ、答えろよ。思ったように。答弁者は」と呼ぶ者あり〕

○都市整備部長（横田充新君） はい。

〔「やじなんか気にしねえで答えろよ」と呼ぶ者あり〕

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。基本的なる根拠としましては、地方自治法の施行令167条の2の7項に、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるときというような随契の条文がございます。そういった中で、水道工事、これ単独で発注しますと、工事費が2,500万弱ほどになると。そういうことで、同じ堀山にやれば土抗の分がかなり安くなるということで、工事費として——税抜きですね——1,776万ほどになると。ここで差として700万からの有利になるということで、この地方自治法施行令を運用しまして発注し、随契したものでございます。

以上です。

○12番（吉田憲市君） 施行令には、これは反してますよ。

○議長（佐藤幸明君） 吉田憲市君に申し上げます。先ほどのような形で、質問は終わりましたけれども。

○12番（吉田憲市君） 確認です。

○議長（佐藤幸明君） はい。じゃあ、12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 部長の、令第167条2の1項の幾つ。

〔「7」と呼ぶ者あり〕

○12番（吉田憲市君） 7。随意契約運用基準ですよ。令だよ。じゃあ、それね、改めてね、ちょっと配付してくんない、そこ。場所。この法律ね。契約規則と並びに随意契約運用基準というのがあるんだよ。阿見町のね。その167条の2からずっと出てんですけども、それを、部長はそのお話をした内容の断片だけじゃなくて、その前後。

要するに、例えばですね、本体工事と密接に関係する付帯工事とか、そういう条件が必ずついていると思うんですよ。その条件に当てはまってほかよりも安くやってるんだというような、その条件が有利だというような話で、今説明ありましたけども、果たしてその今の工事がそういう形につながるのかどうか。そこら辺が問題だと思います。その理由づけはわかりましたから。しかし、それが果たして随意契約運用基準の中でね、果たして当てはまっているのかどうかという判断はですね、これできないと思うんですよ。

ですから、今の言ったね、167条の何項とか言ってましたけども、それがそういう形をお願いをしたという形なんですけども、私はそれは、これに、条項に合意されているとは思っておりません。

○議長（佐藤幸明君） 24日にですね、詳細なる答弁をほかのものともあわせましてお願いしたいと思います。24日にお願いします。

はい、総務部長……。今、管財課の答弁ができるということで、今答弁を求めますが。

総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） それでは、管財課の新設ということで御質問いただきましたんで、これはお答えできますのでお答えしたいと思います。

毎年ですね、役場の組織機構の見直しについて検討しております。いろいろ行政課題や町民ニーズに柔軟に対応できるような組織にしたいと。それから事務事業の進捗や社会情勢に合わせて、より効率化が図れる組織体制を目指すということで検討して、実施する場合と実施しない場合がございます。

で、今回はまず部のほうで総務部を町長公室と総務部と2つに分けております。町長公室には政策秘書課、企画財政課の2課、総務部には総務課、管財課、税務課、収納課の4課。そのほかに、組織機構の中では、生活産業部の環境課霞クリーンセンターを再編しまして環境政策課、廃棄物対策課に再編をしております。また、都市整備部で区画整理課、建設課、これを区画整理課の事業も進捗したものですから再編をいたしまして、道路公園整備課、都市施設管理課に再編をしたところでございます。

〔「管財課のことを聞いている」「管財課のことを答えてくれよ、部長」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（坪田匡弘君） で、管財課のほうの御説明をいたします。現在入札関係の仕事は、総務課の管財係で行っているんですけども、入札関係、入札制度につきましては……。

〔「議長、議長」「ちょっと黙って聞いてろよ」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（坪田匡弘君） 常に見直し改善に努めておりますけれども、監査委員に決算のときに指摘事項を随意契約が多いので競争入札にしようとか、してくださいとか、いろいろ検討余地が多いということでございます。

例えば電子入札への対応、それから郵便入札——今、試行でやっておりますけれども——郵便入札の実施、それから一般競争入札に関しましては総合評価方式の導入等々いろんな課題がございます。それと、一般競争入札も含めてかなり業者の方、仕事に参加する機会を増やすということで業者の方、なるべく間口を広くとろうというようなことでやっておりますけれども、やっぱり施工してもらった後の検査体制も充実しなければならないだろうというようなことで、そういったことを集中的に取り組むために管財課を新設するものでございます。

そのほかに、営繕ですね。建物の修繕関係です。いろいろ町のほうでも建物、施設たくさんつくっておりますけれども、かなり老朽化で修繕しなければいけない時期になってまいりました。現在、担当課でそれぞれ老朽の修繕の考え方を別々にやって、修繕やっておりますけれども、それも1つの課で統一した考え方によって、財源も限られているものですから、優先順位を考慮して進める必要があるだろうということで、営繕もこの管財課に入れたいということでございます。

そのほか、情報政策係——今総務課にありますけども——、こちらのほうも管財課に持ってまいりまして、今情報処理が事務の処理の中で占める割合が高くなっています。電算処理費で3億円以上の処理費があります。こういったものを効率化、それから情報のセキュリティーも重点的にこの係で管財課の中で進めていこうと、こういった趣旨で管財課を新設するものでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） 私のほうからですね、先ほど防災協定の御質問がされました。で、今現在防災協定につきましては、建設業組合葵会と平成19年から締結をしております。で、先ほどそういった組合なり会との協定が、話があるというようなことが質問されましたけども、今現在そういった話、私は全然認知はしておりません。今までどおり葵会とは引き続き防災協定を結んでいくということでございます。

○議長（佐藤幸明君） はい。そのほかに関しましては24日までにですね、答弁をお願いしたいと思います。

次に、9番浅野栄子君の一般質問を行います。

〔「議長、答えられっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 浅野栄子君の一般質問を許します。

○9番（浅野栄子君） 答えていただけるのでしょうか。

〔「質問席で聞かなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり〕

○16番（榎田豊君） そんな話あつかよ。継続することがおかしいべ。何を考えてんだよ。当たり前だろうが。吉田議員のときには答えられない。浅野議員のときは答える、答弁する。そういう一般質問あんのか。今までもあったのか。

○議長（佐藤幸明君） 私に聞いてんですか。

○16番（榎田豊君） そうです。

○議長（佐藤幸明君） これは、答えるのは私じゃなくて執行部です。

○16番（榎田豊君） だって、議長にしか言えないでしょうが。

〔「ここは議長が議事進行してるんだろう」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 答えられないと言うのに答えろとは私は言えません。

○16番（榎田豊君） だから継続をするのかって聞いてんですよ、議長。

〔「議長、進行。進行しろよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君、登壇願います。

〔9番浅野栄子君登壇〕

○9番（浅野栄子君） 皆様、おはようございます。通告に従いまして、1つ町民の健康と助成について。2つ阿見町の増収を図る。3つ待機児童ゼロを目指しての、3つの課題について質問させていただきます。

これらの質問の中には、以前にも私自身質問したり、ほかの議員の方も質問しているものがあり、また本会議の中でも重複する言葉、内容があるようではございますけれども、あえて何度もそして何人もの方から質問があるということは、注目度が高く重要性を持つものであることを認識していただいて、行政の推進を図っていただくところに意義があると考えますので、あえて省かず質問させていただいたわけでありますので、御了解いただきたいと思います。

重複している質問につきましては、答弁を省略していただいても結構でございます。しかし、本日の傍聴の方にはわかりませんので、御回答いただければ大変幸せに存じます。

それでは1点目、町民の健康と助成についてを質問いたします。

健康で元気な町民、笑顔があふれる町は、活気・活力ある町だという印象の第一要素です。町民が元気でないと活力は生まれません。みんなの元気は町の元気です。しかし、いつまでも元気であり続けるという保証はありません。元気で健康に自信のある人は、病気に対して体力を過信しているため、無防備で関心が薄く、病気を発症して初めてその大変さにおろおろすることになってしまうのです。

そうならない前に一人ひとりが健康に対する意識を持って生活をするという基盤の上に、行政の働きかけがあって、町民の健康が保証されるのだと思います。町民一人ひとりの健康づくり対策、生活水準を向上させ、長寿を喜ぶことができる社会づくりのため、疾病の予防から早期発見、早期治療、リハビリテーションまでの一貫性のある保健医療、福祉体制を構築することが必要であるということです。

阿見町第5次総合計画後期基本計画の中の第4章健やかで明るくやさしいまち。第1節では、健康で元気なまちづくりが掲げられております。施策体系1として健康の保持・増進、内容の1、健康づくりの推進では、町民が健康づくりに積極的に取り組み、健康な状態を維持する。そのために食生活改善推進事業を進めていく方針が書かれています。2は健康診査・健康教育の充実で、町民が生活習慣病やがんなどを早期に発見し、病気の予防や早期治療に取り組み、健康に関する正しい知識を保持するという内容であります。各種がん検診の受診者をより多くする対策が、展開方針に記されております。

3は母子健康事業の充実で、母親などが育児に関する不安を解消し、母子ともに健康な状態で生活できるように、そのための施策があります。4は感染症予防事業の充実として、高齢者のインフルエンザ予防接種率の向上を目指すということです。

本日の質問の1番と3番に関係がありましたので、あえて読ませていただきました。これら

1 から 4 までの指針，恵まれた医療環境を活かした医療体制の構築など，目標が達成され充実することができれば健康な町の実現はより現実味を帯びてくるでしょう。そしてまた，町民の健康は財政を圧迫する医療費の抑制にもつながります。

現に医療福祉費を調べてみると，平成15年度決算医療給付事業は2億196万1,390円。内訳医療費助成2億196万1,390円。このときは，外来負担金の項目がありませんでした。そして，5年後の平成20年度は2億2,438万3,028円。内訳医療費助成2億1,752万2,196円，外来負担金助成686万832円ということで，何と5年間で医療費は2,242万1,638円増加したのです。昨年21年度2億2,674万2,602円とさらに235万9,574円も増えています。

3年前より後発性の医薬品ジェネリック医薬品を普及させ，阿見町の医療関係，諸機関において阿見町はジェネリックにうるさい，よくやっていると評を得て，医療費の削減に取り組み効果を上げているにもかかわらず，この増加は大変深刻にとらえなければなりません。そして町民の健康にはみずからの自覚と行政が一体となつての取り組みが本当に必要なのであります。

そこで，町の健康の現状をお聞きいたします。早期発見のため，健康状態を知る特定健康診断，がん検診などを含めて，1点目，検診の受診率はどのぐらいなのでしょう。

2点目，ワクチンの接種について。疾病の予防から特にワクチンが全国的に話題になっています。昨年新型インフルエンザ流行は，日本のワクチン供給体系が不十分であったことが反省となり，日本のワクチン行政を転換させようとする機運が高まりました。今年12月14日には，全国の患者団体や市民団体，小児科医たちが東京の六本木から霞ヶ関まで希望するすべての子供にワクチンをとデモを行ったそうです。子供を感染症から守るための当然の要求であります。

効果と安全性が確立している予防接種は，インフルエンザ菌B型，ヒブや小児用肺炎球菌，子宮頸がんを起こすヒトパピローマウイルスHPV，水痘，おたふくかぜなどです。先進国では，これらのワクチンが公的接種の対象になっていますが，日本は任意接種のまま個人が実費を負担して接種しています。接種にかかる費用が高額であるため，接種率が低いのは遺憾であります。

乳幼児のヒブワクチンは，1回約8,000円。子宮頸がんワクチンは，1回1万5,500円を3回，65歳以上の肺炎球菌ワクチンも1回8,000円と，どのワクチンも高額です。そして，どの病気も発症すると大変恐ろしく，死または重い後遺症の残る病気ですので，ワクチン接種はすべての人が受けられるような体制を築くべきであります。

そこで，ワクチンの接種率の現状はどのようになっているのでしょうか。現状についてお伺いいたします。

3点目，女性特有のがん検診についてであります。一昨年より5歳区切りの20歳，25，30，



35, 40歳と、その年齢の女性にがん検診無料クーポン券を配布しましたが、そのクーポン券の使用結果はどうであったのでしょうか。

4点目、前段で申し上げました子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌などのワクチン接種についての補助ですが、近隣の市町村では全額助成や半額助成など早急に実施している市町村が増えていますが、阿見町としてこの補助については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。この件につきましては、昨日状況を見て実施して下さるという回答がありましたが、再度お願いいたします。

5点目、子宮頸がんは二十から30歳代の女性に急増していますが、予防できる唯一のがんといわれています。特に11歳から14歳の女子中学生に接種すると、発症を7割減らせるそうです。全員必ず接種させるための工夫が必要と思いますので、中学生に対してどのような対応をお考えでしょうか。

6点目、昨年健康づくり課が新設されました。健康づくり課はこれから町民の健康づくりにますます注目される部署となると思います。新しい病気、新種のワクチンなど、疾病に関して問題は発生する可能性がありますので、課としての役割はきちっと心構えとして決めておき、早急な対応が必要になったとき、素早く行動がとれる体制づくりが必要かと思いますが、健康づくり課の役割をどのようにお考えでしょうか。

以上、町民の健康を保持増進し、健康で元気な笑顔があふれる町になるための一端を質問させていただきました。御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 浅野議員の町民の健康と助成についての御質問にお答えします。5点目の中学生対象の子宮頸がん知識と啓蒙につきましては、教育長から答えていただきます。

まず、町の健康診査の概要について説明させていただきます。40歳から74歳までの国民健康保険に加入している方を対象とした特定健康診査、主に75歳以上の方が加入している後期高齢者制度の方を対象とした後期高齢者健康診査、20歳から39歳までの若年層を対象とした成人健康づくり健康診査及び特定の年齢に達した方を対象とした胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんの各種がん検診等を実施しております。

1点目の受診率についてお答えいたします。特定健康診査の受診率は、平成20年度32.8%、平成21年度34%。胃がん検診は、平成20年度13.2%、平成21年度15.3%。大腸がん検診は平成20年度12.5%、平成21年度15%。肺がん検診は、平成20年度22.5%、平成21年度23.4%。乳がん検診は、平成20年度8.4%、平成21年度10.3%。子宮がん検診は、平成20年度8.9%、平成21

年度11.1%。となっており、平成20年度と平成21年度を比較すると特定健康診査及び各種がん検診の受診率は増加傾向にあります。

次に、2点目の予防接種ワクチンの接種率についてですが、当町の予防接種は、予防接種法で定期予防接種として定められているポリオ、三種混合、二種混合、BCG、麻疹風疹、日本脳炎の6種類について全額公費負担で実施しています。平成21年度のワクチン接種率について報告いたします。ポリオの接種率は93.9%、三種混合は100%、二種混合は90.3%、BCGは100%となっております。

なお、国が撲滅計画を立てて実施している麻疹風疹については、1歳児に実施する1期は100%、5歳児に実施する2期は96.3%、経過措置として実施している中学1年生に実施する3期目は98.6%、高校3年生に実施する4期は80.4%となっております。

また、日本脳炎につきましては、国からの通知で平成17年度から接種勧奨の差し控えとなっており、希望者のみ接種となっております。そのため、7歳半までの1期完了の接種率は6.9%となっております。

次に、3点目の女性特有がんの検診推進事業における無料クーポン券配布の実績についてお答えいたします。

子宮頸がん検診における無料クーポン券配布の対象者は20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の方で、平成21年度の配布者数は1,530人、受診者数は384人、受診率は25.1%。年齢別では、20歳代は受診率が低い傾向が見られます。

乳がん検診の無料クーポン券配布対象者は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方で、平成21年度の配布者数は1,517人、受診者数は425人、受診率は28%となっており、子宮頸がんとは異なり年齢別での傾向は見受けられません。

次に、4点目のヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチン接種の助成についてお答えいたします。

昨日の難波議員からの一般質問にもお答えしましたが、平成23年度に公費助成による接種事業を実施していきたいと考えております。

次に、6点目の健康づくり課の疾病に関する役割についてお答えいたします。本町の健康づくり施策については、平成16年3月に「すべての町民がいつまでも元気で生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを進める」ことを基本理念とした「あみ健康づくりプラン21」に基づき、各種施策を展開しているところです。

プラン21には3つの基本方針があり、「疾病対策と健康管理の推進」は基本方針の1つとして設定されております。具体的には、「自分の健康は自分で守る」という意識のもとで町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを前提に、健康診査の実施、各種検診の結果に

より精密検査が必要な方への受診勧奨、定期予防接種の実施、毎年作成している「健康診査・予防接種予定表」の全戸配布、広報や阿見ホームページを通じて疾病予防に関する情報提供等を実施しております。

これからも疾病の早期発見及び予防の体制づくりを進めることにより、町民の健康づくりを推進していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 中学生対象の子宮頸がん知識と啓蒙についてお答えいたします。

昨日難波議員の一般質問でもお答えしましたが、児童生徒に、病気の予防について指導することは、教育上大切なことであると考えます。

中学校では、保健体育の「健康増進と病気の予防」という単元で、がん予防について指導しております。この授業で子宮頸がんに関しても指導していくようにいたします。

生徒たちが、健康的な生活を送るために、公衆衛生に関する知識・自分の体に関する知識・感染症に関する知識などを身につけて、成長していけるように努めていきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は、午後1時からといたします。

午前11時53分休憩

---

午後 1時54分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

午後1時から会議の再開のお約束をしたわけですが、45分から全員協議会を開催いたしました。

内容は、午前中の一般質問において答弁ができないと言われたこと、そしてまたこの議場の出場を拒否されたということに関しまして、また答弁をいただけた方、いただけなかった方、こういうことがあっていいのかというようなことなどがございまして、ただいまの時間の開会になりましたこと、まず御報告申し上げる次第でございます。

そのような中で、出場・答弁を拒否することが地方自治法120条に違反するのではないかというような御意見まで出たことを御報告いたします。

〔「違反じゃなかつぱよ」「何だよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） はい、そのようなことでございます。

○10番（藤井孝幸君） 動議を述べます。

○議長（佐藤幸明君） はい、10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） けさからのごたごたは、非常に見苦しい議会であったこと、双方に対し責任はあると思いますが、町長が出席を拒否した。そして答弁をも拒否した。これは地方自治法第121条に抵触をいたします。議長から出席を求められた場合は、議場には出なければならないという。これはもう前々から出席をお願いしてるわけですから、それを出なかった。しかも、ある答弁者には審議を拒否、回答答弁を拒否した。

このような町長のもとで、これ以上議会を続けることは、私はできません。で、議会の打ち切りを議長に求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ただいま10番藤井孝幸君から審議の打ち切りが提出されました。動議については、会議規則第16条の規定により1名以上の賛成者が必要であります。賛成者はありますか。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

---

本日の審議打ち切り

○議長（佐藤幸明君） 本日の審議の打ち切りを日程に追加し、追加日程第1号として直ちに議題といたします。

提出者から、動議提出の説明を求めます。

10番藤井孝幸君、登壇願います。

〔10番藤井孝幸君登壇〕

○10番（藤井孝幸君） 先ほども申し上げましたが、けさほどから会議がいろんな理由で停滞をしました。で、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務ということがあります。その中で、議会に審議に必要な説明のために議長から出席を求められたときは、町長は議場に出席しなければならないということで、昨日から、もう前から、出席を、町長、執行部に求めているわけです。それで、出席をしなかったと。

いま一つは、ある議員の一般質問がございました。その一般質問に対して、その答弁を拒否ということも地方自治法第121条答弁義務に違反をするものであります。したがって、私は動議を出し、会議の打ち切りを求めました。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本日の審議打ち切りは、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより起立により、採決いたします。

本日の審議打ち切りに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって本日の審議打ち切りは、可決することに決しました。

---

#### 散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 本日の審議打ち切りの動議が可決されました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 2時01分散会

第 4 号

[ 12 月 21 日 ]

## 平成22年第4回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成22年12月21日（第4日）

### ○出席議員

1番	佐藤幸明君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
14番	倉持松雄君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

### ○欠席議員

2番	平岡博君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	瀬尾房雄君	
総	務	部	長	坪田匡弘君
民	生	部	長	横田健一君

生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	横田充新君
教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
児童福祉課長	高須徹君
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	大塚芳夫君
商工観光課長	鹿志村浩行君
健康づくり課長	朝日良一君
町民活動推進課長	飯野利明君
学校教育課長	黒井寛君
指導室長	富田耕太郎君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久



平成22年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成22年12月21日 午後4時開議

日程第1 会期日程の変更について

日程第2 一般質問

日程第3 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

平成22年第4回定例会

一般質問3日目（平成22年12月21日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 浅野 栄子	1. 町民の健康と助成について 2. 阿見町の増収を図る 3. 待機児童0（ゼロ）を目指して	町長・教育長 町 長 町 長
2. 久保谷 充	1. 道の駅整備構想について	町 長
3. 石井 早苗	1. 男女共同参画条例施行後の阿見町一般行政職の不均衡是正への取組みについて	町 長

午後 4時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

ここで、町長から発言が求められておりますので、これを許します。

○町長（天田富司男君） 議会からの、今回の定例会の正常化に向けた申し入れということで、「町長は、再開後の本会議冒頭において、この紛糾、流会に至った経緯についてと、町民に対して謝罪していただきたい」。

私自身は、もう新聞にも載っているとおり、また、最初の吉田議員の一般質問に対する、まあ、答弁ではなかったんですけど、その時点においても、今回の20分おくれたことに対して、本当に町民には申しわけなかったと、そういうことを謝罪しております。

心から、今回も、謝罪ということで、町民に対して、本当にこういう形になってしまったことの責任を感じていることを町民に伝えて、心からお詫びを申し上げたい。そう思っております。

紛糾、流会に至った経緯ということではありますが、ここで長々と、この流会に至った経緯を皆さんにおしゃべりすること、伝えることが本当にいいのかと、そういう考えを持っております。ただ、一点だけ議員の皆さんに言いたいのは、自分たちで決めたことを、やはり自分たちで守らなければならない、このことですね。そして、もう一点は、やはり16日の日に、記者の皆さん、6社の皆さんを呼んで、ああいう形で発表しました。そういう中で、やはり記者の皆様方に対しても、これは本当に申しわけなかったと。議会は、やはり自分に対して、そういう意味ではやはり、どこかで皆さんのけじめをつけていく、このことは、私は大事ではないかなと思います。で、今回、このような形で開催ができたこと、本当に、議長初め議運委員長、議員各位の勇気ある行動に対して、心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 議長としまして、今後とも円滑なる議会運営に努力を重ねてまいりますので、皆様方の御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

---

会期日程の変更について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，会期日程の変更についてを議題にします。

本件については，本日12月21日，議会運営委員会が開かれ，協議されましたので，その結果について，議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長諏訪原実君，登壇願います。

〔議会運営委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（諏訪原実君） それでは，会期日程の変更の件についてを御報告申し上げます。

平成22年第4回定例会につきまして，本日，12月21日，議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で，執行部から総務課長の出席を得て，審議をいたしました。

会期日程につきましては，本日，本会議で一般質問，3名。

9日目は，休会で議案調査。

10日目，12月23日は委員会で，午後1時30分から総務常任委員会。午後2時15分から民生教育常任委員会。午後4時30分から産業建設常任委員会。

11日目，12月24日は最終日となりますが，午前10時から本会議で，委員長報告，討論，採決，閉会。

議会運営委員会といたしましては，以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして，報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） お諮りいたします。本定例会の会期日程は，ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおりにしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。よって，会期日程については，以上のおおりの変更することに決定いたしました。

---

#### 一般質問

○議長（佐藤幸明君） 次に，日程第2，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間を1時間といたしますので，御協力のほどお願いいたします。

初めに，9番浅野栄子君の一般質問を行います。

質問は，通告の1番，町民の健康と助成についての再質問から行います。なお，残り時間は47分といたします。

9番浅野栄子君の質問を許します。

○9番（浅野栄子君） 皆様、こんにちは。このたびのねじれ国会、いえ、ねじれた議会の発生のため、質問が5日間空白の状態でありました。また、決して戻ってこないはずの時間が戻ってまいりましたので、最初から仕切り直しをさせていただきたいと思いましたが、それがかなわないので、私の「町民の健康と助成について」の概要をお話ししてから、再質問にさせていただきます。

私は、町民の健康と助成についてという質問で、健康で元気な町民、笑顔があふれる町は活力ある町の源です。町民が元気でないと活力は生まれません。健康を維持・増進するためには、病気に対しての知識、早期発見、早期治療が必要不可欠です。町民の健康は、財政を圧迫する医療費の抑制にもつながります。町民の健康を守るために、次の6点をお伺いいたしました。

1点目は、定期健診の受診率。

2点目、ワクチン接種率。

3点目、無料クーポン券の実績結果。

4番目、子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌ワクチンの補助について。

5点目、中学生対象の子宮頸がん知識と啓蒙。

6点目、健康づくり課の、疾病に関する役割。

という質問をさせていただきました。

この質問に御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

座ってもよろしいでしょうか。はい。

それでは、初めの質問です。

検診について、パーセントが出てまいりました。特に、がんは生活習慣病の中の死亡1位でございまして。がんは、早期発見、早期治療を行えば、高い確率で完治することができるようになります。がんは不治の病ではなくなってきました。早期発見をするためには、健康診査を必ず受けることですが、検診率が大変低いということです。例えば、女性の乳がん。平成20年度は8.4%です。平成21年度、10.3%。何と低い受診率でありましょう。

この原因は、大変低いということのこの原因は何なのでしょう。それに対して、どのような対策をお考えでしょうか。そして、受診率の向上を見据えた予防医療はどうお考えなのか、御回答をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。ただいまの質問で、がんの検診率の向上ということに関して、その町の取り組みというようなことであろうかと思いますが、ただいま議員から御指摘のあったように、がんの検診率については、まだまだ低いというようなこと

で、こちらでもその点は大変認識をしておるところでございます。

それにつきましては、集団検診の、これまでは、いろいろ公会堂なり地域の細かいところまでやってた経緯がございましたが、最近のその検診車の大型化ということで、地域のなかなか細い道まで入っていけないということで、ただいま実施しているのは、その大きな地区の公民館とか、そういうところで実施するというようなことになったわけでございます。そういうことから、なかなかその場所に行くのに、交通機関とかそういう状況もあろうかと思えます。そういう部分で、その場所になかなか行けないというようなことも、1つの理由になっているのかなというふうに感じております。

もう一つは、平日に検診をしているというようなこともございまして、今後は、そういう休日、日曜日に検診日を設定するとか、そういうことで、検診の機会を拡大していくというようなことで考えているところでございます。

あとは、がんに対する知識とか、そういう啓発、それについては、町の広報紙とか、そういうホームページ等でお知らせをしているところでございますが、その辺についても、工夫を凝らしながら、周知の徹底に図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） ただいま、場所の確保が難しい、それから、平日の検診なので受診率がやはり低いのではないかというお話がありましたけれども、前は各公民館で行っていたわけですね。で、その大型の検診車というのは、これはレントゲンだけですね。レントゲンのほかは、やはり小さな集会所で行えると思いますけれども、レントゲン車以外の、そういう診察は、各地区の公会堂などで行ってみてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えをいたします。ただいま申しましたように、胃がんとかそういう検診につきましても、そのレントゲンというようなことになります。バリウム飲んでレントゲンということで、大型の検診車というようなことでございます。

それと、それを受診するためには、衣服を脱いだり、そういう部屋を確保しなけりゃならないということもございまして、小さい公会堂のほうでは、なかなかそういう部屋の確保も難しいというようなこともございまして、今のような状況にしているというようなことでございます。

それと、先ほどちょっと説明もれましたが、受診率を向上させるという意味では、そういう集団接種ではなくて、個人で医療機関のほうで受診をしていただけるようにということで、そういうほうの勧奨も行っていきたいということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） ありがとうございます。

それではですね、ある方から聞きましたが、その自分の地域の検診の日にどうしても行けなかったと。それで、違うところで検診をしているところに行きましたら、その医療、それが足りなくて受けられなかったというんですけれども、各会場で、少し多目にですね、医薬品を備えていただけたらと思いますけれども、この点はいかがでしょう。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。検診を受診するについては、基本的には原則予約制ということでございますので、その希望日に受診できない場合は、違う日に予約をしていただくと。その日に、ですから、できないということはないかと思えます。そういう第一希望日に、人数が多くて、違う日にちに受診日を変更するというようなことで、どうしても自分の都合に合わない日に受診をしなければならないというケースが、それはまれに出てくる可能性はあるかと思えますが、だからといって、その日に行って、その薬がないとか、そういうことで検診できないということはないかと思えます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは、確認させていただきますが、予約なしでも、あ、今日は都合がよくなったと。それで、そこに行けば、予約なくても、その票を持っていけば受診できるということですね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど申しましたように、原則予約制ということですので、たまたまその日に行ってできるというようなことは、できないというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは、やはり町民が、その日にね、受けられないといえ、受診率はやはり低いままだと思うんですね。やはり、その都合がいい日に、あ、今日行ってみたい。そのぐらいの医療の備品は備えていただきたいと思えますけれども、それは受診率につながるのではないかと思えますが、いかがでしょう。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。まあ、予約制というのは、要するに、検診を受ける側、健診協会のほうのスタッフとか、機材の準備があるわけでございます。その予約に応じてそういう準備をしてくるというようなことで、それ以上のスタッフなり、その機材を余分に用意してくるというようなことは、なかなか対応できないというようなこととなりますので、原則予約制という方法で実施しているというようなことで御理解いただきたいと思

います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それではやはり受診率はね、向上するような感じはしないんですけど。やはり、少しは多目に、そのときに何十人も行くわけではありませんから、少し多目に備品をね、用意していただきたいと思います。よろしく願いいたします。いかがですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 検診は、やはり皆さんも御存じのとおり、何時に行くという、どここの検診でもそういう予約制やってるわけですよ。やはり、ただ単に、あ、今日は暇があいたから行くべって、そんですっとできるのは、なかなかそれは難しいと思うんです。ただ枠を広げるんじゃないかとね、やはりそういうルールのもとにやってるわけですから、それはやっぱり、その人もそのルールに従ってやるというのは、これは当たり前だと思うんです。その点は、やはりそういうルールがある以上は、その人も、やっぱりきちんと検診の日を、自分がこの日にやりたいという検診の日を予約して検診していただきたい。そう思います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） まあ、ちょっと優しさが足りないような気がしますけれども、次に移りたいと思います。

ワクチンの接種率ですけれども、子供用の、乳児のワクチンは大変接種率が多いという報告がありました。国は予防接種法の改正を進めて、予防ワクチン接種の公費助成について来年度予算要求が通過したとの報道があったのですが、国の動向を踏まえて、23年度から、そのワクチンの助成を実施していきたいという、先日、御答弁がありましたけれども、その助成は、どのぐらいの割合で助成していただけるのでしょうか。2分の1とか、無料とか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは、先日の難波議員にお答えしたとおりでございます。今、23年度の実施に向けまして内部で検討しているというような状況でございますので、まだそういう、何割、町の負担というようなことを申し上げる段階ではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） そのワクチンの助成ですけれども、取手市は、ヒブ、肺炎球菌、子宮頸がんの予防接種を半額助成。それから11月から、乳幼児や中学女子対象に、感染予防接種を半額助成。これは1,752万の予算を立てていると。それから、水戸市でも、ヒブワクチン、乳幼児に補助。大洗町でも、子宮頸がん予防接種、中学生対象に、10月スタートで、本人負担を



1回1万5,000というのを500円にして、3回で1,500円であると。それから、大子町では、すべての女子中学生対象に、8月から全額助成で実施している。守谷市も、予防接種5種は全額助成である。潮来市も、子宮頸がんワクチン、本年度中に無料接種と。山梨県は、全市町村全額助成。牛久市も、22年11月より、子宮頸がんの予防接種助成を開始したと。そのように、この近隣の市町村では、大変早く取り組んでおります。

とすればですね、じゃあ来年度、どのぐらいの時期に、阿見町は助成スタートするのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。ただいま、内部で協議中と。平成23年度の当初予算に向けて、まさに今、編成中という作業中でございますので、ただいま議員からおっしゃられたような、近隣の町村、県内の状況と、いろいろ踏まえまして、今、検討している最中でございますので、年度当初から実施できるように、今、作業を進めておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） なるべく早いスタートを、よろしく願いいたします。

次に、中学生対象の子宮頸がんのことですけれども、この子宮頸がんの接種率も、大変高額なために低いというお話がありました。で、またそれは、低いというのは、やはり啓蒙も足りないと思いますが、保健の時間に指導していると。じゃあ、保健の時間、今、男女共学ですので、男性、女性一緒に授業を受けていると思いますが、男女一緒に指導なのですか。その指導の方法ですね。啓蒙・指導について、一言お願いします。

○議長（佐藤幸明君） 指導室長富田耕太郎君。

○指導室長（富田耕太郎君） はい、議員の質問に答えたいと思います。子宮頸がんの指導につきましては、現在のところ、まだ文科省・県の保健体育課のほうから通知、通達が来ておりませんので、指導のほうはしておりません。しかし、議員、御心配のように、どのように指導していくのかということで、指導室としましては、小学校の例を1つ挙げますと、第二次性徴ということで、女の子の生理の問題があるかと思うんですが、性教育によっては、男女別にして指導するということもございます。したがって、関係諸機関との、ちょっと連携をとって、指導法の研究も行いまして、子宮頸がんの指導につきましては、男女別にして指導をしていくとも考えられます。今のところは、そのくらいしかお答えできないんですが、申しわけございません。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） やはり、受診率を上げるためには、その啓蒙、知識の取得が必要だ

と思いますので、ぜひ、その啓蒙を図っていただきまして、子宮頸がんにならないための接種を勧めていただきたいと思います。

最後に、今はですね、新しい、まあ新しいがんというのでしょうか、口腔がんというのが、12月の新聞に出ておりましたけども、口の中にできる口腔がんが高齢者に増加しているということですので、口腔がんは、胃がんや子宮がんなど、国が自治体に実施を推奨するがん検診に含まれていませんが、全国各地の歯科医師会や自治体で独自に検診を行っている例が増えていて、そのように書いてあります。これもやはり、早期発見、早期治療が有効であると。口腔がんについては、どのようなお考えでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。ただいま提案がございました口腔がんにつきましても、高齢者に多いというようなことでございます。そういう高齢者に対する介護予防とか、そういう部分については、これまで実施してきているところですが、そういう中でも、そういうがんについての啓蒙・啓発、そういうがんに対する知識の啓発を広めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは、笑顔があふれる町は健康な町民の暮らす町です。どんなにお金があっても、病気には勝てません。健康が一番でありますので、町民の健康の保持・増進のために、よろしくお願い申し上げます。

それでは、2点目の質問に移させていただきます。

2点目、阿見町の増収を図るという質問です。

2007年、アメリカの住宅バブル崩壊、いわゆるサブプライムローン問題に端を発した金融危機は日本へも波及し、財政に多大な影響があり、不況に陥った。その後、続いて2008年9月には、アメリカの名門投資銀行であるリーマンブラザーズが破綻、リーマンショックが発生しました。世界的な金融危機が始まり、財政を圧迫し、現在、景気は明るい兆しが見えてきてはいますが、なお、不景気ムードは一掃されず、不況は続き、経済的に大変な思いを強いられております。

この数年、阿見町の財政も圧迫され、行財政改革に真剣に取り組み、多方面の事業・企画が削除、支援も削減され、厳しい状況にあることは否めません。また、人口も4万7,000台から動きが見えません。人口が増えない、高齢化は進んでいく、増資・税収は減少する、給料はカットされるという、財政を守るための策は喜ばしいものではありません。「入るをはかりて出づるを制す」という言葉がありますが、出づるを制すばかりでは、前向きとは言えません。入るを工夫して増やすことは、当然、考えていらっしゃるかと存じますが、そこで、提案させてい

ただきたいと思います。

1点目、阿見町へ企業の誘致をするということです。

阿見東IC直結の産業の町へと飛躍できる要素は整いました。優良企業立地の推進を図るところ、地域経済の活性化、雇用機会の創出が図れます。工業団地の立地業種の拡大を図るとともに、産業立地推進本部を立ち上げ、企業活動を組織的、積極的に展開し、税制の優遇措置、インフラの整備、許可の簡略化など、ほかの市町村間の競争に負けない基盤をつくって、誘致の促進をするということです。雪印乳業に続く企業はどのようなのでしょうか。

2点目、フィルムコミッションについてです。

余り聞きなれていないと思いますが、これは映画の撮影支援やロケ誘致を行うもので、少ない投資で経済効果が大きく、町の認知度が大きめにアップできるという、情報化時代の先端的事業だと思います。県のフィルムコミッションに問い合わせると、県内では17市町村に設置されており、近隣では、取手、牛久、土浦、龍ヶ崎、石岡、つくば、つくばみらいと、大変多くのところが設置しています。牛久市で聞いてみますと、18年3月に設立し、フジテレビの「フリーター、家を買う。」、朝日テレビ「ナサケの女」「ナニコレ珍百景」などなど、多くの作品が撮影されています。平成15年にも、NHKの「御宿かわせみ」のロケがあったということで、多くの実績がありました。利益はあるのかと聞きましたら、ロケ弁の注文、宿泊施設の利用、エキストラでの参加などが上げられ、長期ロケになれば、その分多くあるとのことでした。稲敷市も立ち上げたばかりと言いましたが、どの地域も、ホームページの第一面に、フィルムコミッションのクリック場所があり、その内容は、自分のまちの自然、施設、歴史、文化などを、すばらしく紹介しています。

活気と収益、少ない投資でできるフィルムコミッションの設立はいかがでしょうか。

3点目、全国各地でマスコットキャラクターがブームになって、まちおこしに一役買っています。町のキャラクターをつくり、アピール活動をするというものです。町のアピールに、町のイメージに合ったキャラクターをつくり、催しのとき、祭りのときに登場させ、町民のマスコットとして盛り上げ、他地域の人にも楽しんでもらえ、町を知ってもらえる武器となるものです。「ゆるキャラ」などとも呼ばれるものもあり、子供たちも関心を持っています。取手市の「トトリくん」、筑波山の「つくケロくん」、古河の「ゆきとのくん」、それぞれ新聞紙上でデビューしています。子供から大人まで関心の持てる、親しみのある、そして阿見町にふさわしいキャラクターを募集して、活気づけてはいかがでしょうか。

4点目、アウトレットから町内へ誘導策をです。

アウトレットが7月にオープンし、もう600万人を突破したといえます。阿見町内は変化が見えるでしょうか。何も変化はありません。時々、カスミに他県の車があつて、アウトレット

から来たのかなと思うぐらい無風です。遠いところから集客するのではなく、すぐ近くまで来ている人たちを、なぜ見逃しているのでしょうか。全くもったいないことです。アウトレットからのコースは、大仏、そして牛久シャトー、牛久湖畔と、牛久のほうへ行ってしまう、阿見におしりを向けてしまっているのです。また、一昨日の新聞には、あみアウトレットと筑波山温泉が連携するという話題が載り、アウトレットに温泉源湯を持ち込み、足湯を設置し、つくばへ客を向けるということで、ますます、他市町村へ向かって流れていってしまいます。予科練の年間目標は5万人、アウトレットは500万人なのです。これを見過ごしているのは、大変大きな損失であります。

この状況をどのようにとらえ、対策をどうお考えなのでしょうか。町へ流れ、町の販売力アップこそ、商店街の活気にもつながるのではありませんか。

以上、阿見町の増収を図る一たんを提案させていただきました。お考えをお聞かせください。  
○議長（佐藤幸明君） ただいま、14番倉持松雄君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は13名です。

ここで、本日の会議時間は、阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい、それではお答えいたします。

阿見町を豊かにするための御提案を幾つかいただきました。ありがとうございます。

まず、工業団地の重要性の認識についてですが、阿見東部工業団地は、東京から50キロ圏に位置する恵まれた立地環境は大きな魅力の1つであります。平成24年度には圏央道が東関道に接続し成田空港へ直結するなど、圏央道の整備延伸に伴い、交通アクセスが格段に向上することから、今後とも着実に立地が進むものと考えております。

また、雪印乳業株式会社の立地決定を受け、その関連企業の誘致を積極的に働きかけるなど、あらゆる策を講じて、早期分譲に努めてまいりたいと考えております。これは、柴原議員の質問にも答弁しておりますが、この間、まだそちらに訪問する日にちがってということで、ここずっと対応してきましたんで、1月17日に、雪印の本社に訪問するという、そういう日程が決まりました。まあ、積極的にやっていきたい、そう思っています。

私は、トップセールスが必要だということをいつも言っております。浅野議員は御存じではないかもしれませんが、私は、県庁そして企業局へは、たびたび足を運ばさせてもらっており、県企業局とともに、阿見東部工業団地の優位性をアピールしながら、誘致活動に取り組んでいるところでございます。

次に、フィルムコミッションについてであります。

これも、私が議員のとき質問をしている問題であります。

私は、町長就任直後から、担当する商工観光課に対しフィルムコミッションを推進するよう指示しているところですが、来年4月には、商工観光課内に、仮称「あみ観光協会」が設立される見通しであります。町では、これまで、古民家など撮影に使われた程度の実績しかありませんので、観光協会におきましては、「あみフィルムコミッション」の設置により、撮影場所や撮影隊受け入れ態勢の検討を行うほか、茨城県フィルムコミッション等協議会に加入し、県との連携を図ってまいります。

次に、キャラクターについてであります。

町では、今年春に開催した、たけのこ料理フェア「たけのこほっぺ」においては「ほっぺちゃん」、今月5日にあみプレミアム・アウトレットにて開催しました、まい・あみ・マルシェでの「ヤーコンフェア」においては「こんちゃん」でイベントを盛り上げるなど、独自のキャラクターをつくって、アピール活動を行っているところであります。

また、まい・あみ・まつりキャラクターである「アミゴン」は、皆さん御存じのとおりと思いますが、今年のまい・あみ・まつりでは「アミゴンジュニア」をそれぞれ「ピース」「さくら」と命名いたしました。今後は、この2つのキャラクターをまい・あみ・まつりのシンボルとして活用していきたいと考えております。

最後に、アウトレットからの誘致策についてですが、議員の御指摘のとおり、アウトレットの来場者を予科練平和記念館や町内へ周遊させることは、阿見町を豊かにする上で最も重要な認識であります、認識しております。

このため、先ほども申し上げましたが、各種観光施策の推進母体となる「あみ観光協会」を設立し、多くの観光客に対する「買う」「食べる」「遊ぶ」のおもてなしを充実・強化してまいります。

現在、町で進めている道の駅構想は、その大きな柱になると考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） では、企業誘致の問題ですけれども、今、町長さんは、トップセールスというお話がありましたけれども、やはり、トップセールスマンという言葉からはですね、宮崎県の知事がすぐ思い浮かべられますけれども、トップセールスマンとして、東京やまたは茨城の各地にですね、出向き、みずから阿見町の産物をアピールする、県に出向きセッションすると、そういう機会を何度ぐらいお持ちになりましたでしょうか。また、その町のアピールする、どこでアピールしたか、そういう経験がありましたら、お願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○9番（浅野栄子君） どこへ行ってらっしゃるの。

○町長（天田富司男君） 企業局と行って、企業局から来たり……。企業局は6回も……。あと……。も来てるし、……。

○議長（佐藤幸明君） 挙手の上、お願いします。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ、企業局との連携は積極的にやってるつもりです。向こうからも、4度か5度来ているような気がしますね。そして、まあ、やはり東部工業団地の立地っていうものを、やはり積極的にアピールをしている。そして、また私、今、企業訪問等を、今日もキンレイ等に行ってまいりましたが、やはり企業との連携っていうものを、やっぱり積極的にしていきたい。ツムラあたりも、工場がやはり増設しているという状況であります。そういう面では、少しずつ町が活性化しているような状況が見受けられる。また、吉原の区画整理事業においても、5ヘクタール当たりが準工業地域ということで、都市計画を見直すということで、いろんなものが立地ができるような状況をつくっているということ。あと、まあ、出たところに、民間でね、セブンイレブン等もできたり、今後、やはりそういう意味では、商つうか、物販とかそういうものが、やはり来ていただけるような状況をつくりたい。まあ、道の駅構想は、まあこの後、久保谷議員のほうから質問がありますが、やはりこれもやっぱり、大きな核としていきたいということが、私の1つのコンセプトです。また、霞ヶ浦湖畔の開発、これは、すぐにはなかなか今できない。今回の補正つうか、国の補正で、お金がちょっと、こちらが見積もったより少ないっていう状況があるんでね、それでもやはり、構想をどう描いていくかっていう、そういうものに対しては、やはりつくり上げていきたいと、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） ただいま、11番久保谷実君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は12名です。

9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 東京からも近くて大変立地がよいと、それから、町長さんもいろんな企業に出向いて回っていらっしやると、そういうお答えがありましたけれども、やはりこの数年、企業は、まあ、雪印が来ましたが、まだまだあそこの地域は、こう見ますとですね、まだまだ来る立地どころがたくさんあります。やはり、来るのには、その企業ですね、来たいという意欲を持って来なければ、来られませんよね。ですから、今の、現在の企業誘致の優遇措置というんですか、優遇措置はどのような優遇があるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えいたします。阿見町の場合は、3つの工業団地がございます。福田それから筑波南につきましては、もう100%の立地率。で、東部工業団地につきましては、今回雪印が決まったということで約65%ですか、の立地率ということで、これは全

国自治体を比較しましても、阿見町はかなり恵まれていると。企業がかなり、こういう経済状況の中で、鈍化している中で、雪印が11.4ヘクタールですか、進出したということは、これはもう、大げさに言えば、千載一遇のチャンスというようなところもございます。

それで、その優遇策ということですが、今現在は、町としては、企業局の誘致を積極的に、県の経営企画室と商工観光課でタイアップをしてやっているわけでありまして、県は県なりの企業局として、いろいろ水道料金だ、その他、優遇措置があります。また、町としましては、2年前ですか、立地奨励金ですか、固定資産税見合い分の立地奨励金、それから最近では雇用奨励金ということで、新たに条例を一部改正をしまして、そういう企業立地がしやすいような形で、最大限の努力を図っているというところでありまして。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 固定資産税は何年間取らないわけですか。何年間、固定資産税。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えいたします。3年間ということですよ。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） その3年間というのは、ほかの市町村でも、3年間というのはもう普通なんですよ。ですから5年間とか、またはその雇用のね、促進する、そういうところを少しオーバーに、大きくね、優遇措置をとらなければ、今のまんまじゃないかと思うんですけども、その優遇措置をもう少し優遇するようなお考えはないんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） そうですね、お答えします。町は町として、やはり独自のですね、他市町村にない優遇策をどんどん積極的に取り組んでいきたいという考えは、当然ながら、これはございます。まあ、いろいろ財政状況その他もかんがみながら、対応を検討しなくてはならないということもありますので、まあ、私個人としては、積極的に、そういう制度的なものについては、積極的に優遇制度については考えていきたいということでありまして。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） ただいまありましたように、優遇措置を考えていきたいということは、優遇を拡大すると、そのように受けとめてもよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） いろいろな角度からですね、その優遇策については、今後、検討はしていきたいということで考えております。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 不動産の優遇策は3年ではありますが、その、やっぱり立地してくれる企業とのいろんな話し合い、まあ水道料とか下水、またその他もろもろの関係の中で、やはり阿見町ができることを優遇していきたいと、そういうことはやはりやっていきたいと思っています。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） ただいまの答弁のように、たくさんの企業が来て、町が豊かになるように、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、アウトレットの看板なんですけれども、アウトレットの看板がちょっと少ないのではないかと思います。間違ってますね、私たちの地域のほうにも、こうぐるぐる、このごろは余り見かけなくなっただけなんですけれども、やはり看板が——町の人にはわかるんですけども、ほかから来ると、大変、アウトレットに行く道がわからないと、そのようにおっしゃる方が多いので、もしできましたら、方向案内板、それからまた、そのアウトレットとか予科練に行く方向ですね、そちらの案内板のほうも、できたらお願ひしたいと思います。

または、アウトレットからですね、先ほどの、客を取り寄せるために、例えばですね、アウトレット・予科練・筑波山、アウトレット・予科練・茨城空港、アウトレット・予科練・土浦イオンとか、そんなふうなコースをたくさんこうつくっていただいて、観光会社または観光バス会社、そういうところに、どんどんそちらのルートです、開発していただきたいと思ひますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えします。まず、その案内板の設置ということで、まあ今のところ、チェルシージャパン・アウトレットの位置がですね、まあ道路がですね、幹線道路がまだ完成していない。竜ヶ崎阿見線アクセス道路等も、まだできていないという状況の中で、今の地の利としては、なかなかちょっと事実上、難しいかなというところもあるかと思ひます。それにつきましては、こちらとそれからチェルシージャパン——会社のほうと、ちょっとそのあたりの要望的な形でしてみたいということ考えております。

それから、町の周遊ということなんですけれども、アウトレットのほうには年間400万人以上の方が見えているということで、残念ながら、その400万人を町に引き込む、今の阿見町のそういったスポット的なものが足りない、少ない。今後はですね、まあ雪印ができると、来るということで、そこで工場見学をしたり、試食をしたり、あるいはそこで雪印の販売をしたり、製品の販売をしたりという1つの観光のスポットにもなりますし、さらには、道の駅の構想ですか。任期中にということで、町長はマニフェストにうたっておりますけれども、そこで道の駅



ももうすぐできるだろうと。それから、霞ヶ浦湖岸公園，そして予科練記念館というような形で、今後ですね，ある程度いい形で，その拠点施設ができ上がってくるということになりますので，そういうことになれば，ひとつ周遊観光というような形でできると思います。先ほど議員からありました，そのおとといの新聞ですか，筑波山温泉とアウトレットが提携をしたということですので，ちょっとこれもいい——町としては，ニュースかなと思ひまして，そのあたりも，町もその中に幾らかでも参画できればいいのかなということ考えています。いずれにしましても，阿見町の場合は，これからいろいろなそういった拠点を整備しながら，周遊観光については，積極的に取り組んでいきたいということ考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは，増収を図るということで，企業誘致またはフィルムコミッション，アウトレットからの集客，そんなようにお話ししましたけれども，例えば，フィルムコミッションはね，牛久市では，20年では587万，ところが21年度には，そのフィルムコミッション関係ですね，1,013万も収入があったと，そういうことですので，やはり，収入を増やす，そういう策については，これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは，3点目の質問とさせていただきます。最後の質問になりますので，よろしくお願ひいたします。

3点目は，待機児童ゼロを目指して。

厚生労働省の2009年の雇用均等法基準調査によると，2008年度に出産した民間企業で働く女性のうち，育児休業を取得した人の割合が5.0ポイント低下して，85.6%となり，1996年以降，つまり13年ぶりに減ったということです。育児休業をとらず働くということは，不景気の影響が大きく，経済的に休めない現状があります。そこで，働かざるを得ない母親にとって一番の悩みは，子供を預かってもらえないということです。「子育て応援します。働きながら安心して子育てができる環境を」と言いながら，保育所へ入れず，入所待ちをしていたのでは，家族が大変に困る大問題です。そして，この問題は出生率に大きくかかわる重大な課題でもありますので，真剣に早急に対処していただきたいと思ひます。

そこで，阿見町の現状と対策についてお伺ひいたします。

この質問につきましては，過日，難波議員の質問に重複することが多いと思ひますが，本日の傍聴の方のための対応，御解答等，お願ひしたいと思ひますので，執行部の方もよろしくお願ひいたします。

1番，保育所施設の現状と子供数。

2，待機児童の現状。

- 3, 待機児童解消への施策と方針。
- 4, 保育ママ, 認定保育園について。
- 5, 保育所新設について。

以上5点について, よろしくお願ひいたします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) それでは, お答ひいたします。

まず, 1点目の, 保育所施設の現状と子供の数についてお答ひいたします。

町における, 今年度12月1日現在の認可保育所数と定員数及び入所児童数は, 公立保育所4カ所, 私立保育所2カ所の計6カ所で, 合計定員数は600人に対して入所児童数は678人となっております。内訳は, 町立中郷保育所は, 定員150人に対して入所児童数は144人。南平台保育所, 定員数90人に対して入所児童数は116人。二区保育所は, 定員数90人に対して入所児童数110人。学校区保育所は, 定員数60人に対して入所児童数69名。私立あゆみ保育園は, 定員数90人に対して入所児童数124人。ひかり保育所は, 定員120人に対して入所児童数115人となっております。

2点目から5点目までの御質問につきましては, 今定例会の難波千香子議員の一般質問に対する答弁と重複することから, 大変恐縮でございますが, 要約して答弁いたします。どうぞ御理解いただきたいと思います。

待機児童の現状については, 平成22年4月当初には14人でありましたが, 12月1日現在では60人まで増加しております。

現在の町民が最も利用したい保育サービスは認可保育所による保育であること, 抜本的な待機児童解消策としては, 民間誘導による認可保育所の新たな整備が必要と考えております。阿見町第5次総合計画後期基本計画を初めとする関係計画等を踏まえて, 早急に具体的な方針を決定した上で対応していきたいと考えております。

認可保育所の整備と並行して, 保育サービスの選択肢を広げる観点から, 保育ママと呼ばれる家庭的保育事業や, 幼稚園に保育所機能を持たせ, 認定こども園などについても調査研究しながら, 阿見町に適した保育サービス等の導入を検討してまいりたいと考えております。

○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。

○9番(浅野栄子君) 保育所施設の現状をホームページから見ますと, 平成22年度保育所入所状況ということで, 中郷, 南平台, 二区, 学校区, あゆみ, 阿見ひかり, そこで入所率が112.7%と出ております。今まで入所率は, 昭和40年には110%, それから51年には125%, 現在は125%, 今もですね。限度があったわけですけども, その限度がなくなったと聞きます。つまり無制限ということですね。それなら, 入所可能なところはあるのではありませんか。例

えば、中郷は入所率96.0%、阿見ひかり、95.8%。阿見ひかり保育園は、最初は122名のところを108名の入所でした。現在は122名のところを115名であります。そんなふうに見ると、まだまだ入れるとですね、入所できる保育所があると思われまますけれども、この点はいかがなものなのでしょう。入所をここだと決めなければ、待機児童はなくなるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。ただいまの質問は、定数に満たないところは、まだ入れる余地があるのではないかというようなことだと思いますが、待機している現状から申しますと、やはり0歳から2歳までの待機が多いというところがございます。その辺につきましては、その定数に満たないというところは、3歳以上というようなところが定数に満たない状況になってる保育所もあるということでございまして、1、2歳のところが待機が多いというようなことでございます。それにつきましては、認可保育所で保育するということにつきましては、その保育所の設備基準というものがございまして、2歳未満の保育施設については、1人について3.3平米というような基準がございまして、2歳以上の場合には1人1.98というような基準がございまして、その基準を満たす中で、最大限の児童を預かっているというようなところが今の現状でございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 次世代育成支援対策行動計画の第5章目標事業量の設定ではですね、平成21年は7カ所で646人、平成26年は7カ所で720人と、こう増えていますね、箇所同じなんですけれども。この同じ箇所でも入所児童が多く設定されるというのは、どのようなことからでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは次世代育成行動計画の行動目標設定というところの御質問なんですけど、21年度においては、公立が6カ所、私立が1カ所というようなことで7カ所になってございます。その後、公立を2カ所統廃合して1カ所の新設、民間の新設保育所をつくったというようなことで、今現在6カ所でございます。それで、26年度までにもう1カ所、民間の施設を誘致していくというようなことで7カ所というようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） その場所なんですけれども、牛久市ではね、来年1月から、県内初めて空き教室で実施すると、ゼロにするためにですね。阿見町でも、青宿では、昔、用務員室を改築して受け入れるようにしたと聞いております。そのほか、用務員室や事務室などで活用す

る場所はないんですか。または、今は子育て支援センターがありますが、あの事務室、事務所ですね、大変広い場所があります。あの場所はいかがなんでしょうか。あともう一つ。中郷の事務所ですね、あそこも大変広い。そういう広い、あいているところを利用して、活用して保育をできるようにはできないんでしょうか。子育て支援センターは、お母さん方が寄ってきますね。でも、お母さんと子供一緒は、そこではなくてもできるわけですから、そこを公民館に行けば、そこで保育ができるのではないかと思います。待機をゼロにするために、極力あいているところを活用していただきたいと思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。ただいまの議員の御指摘のように、町の公共施設あるいは学校、そういうところも、担当部署のほうではできるかどうか検討はしているところですが、なかなか今の段階では、実際、そういう預かれるような状況にはないと。具体的に、その中郷とか子育て支援センターの事務室とかというようなことも出ましたが、そこはやはり日中、そういう相談者が来られるというようなこともございまして、なかなかそういう、そこで預かれるというような状況にはならないと。そういうものを、ほかの公民館のほうで実施してはどうかということですが、そもそもそこにつくったというのは、そういう場所できないので、プレハブでも、簡易的な建物ではございますが、そういうものも設置しないと実施できないという経過で、経緯があってつくった施設でございますので、なかなかほかの場所に移して実施していくというのが、なかなか今の状況で難しいというふうに考えてございます。

それで、今こういう状況が今後も続くということは、当然想定している状況でございます。なかなか、その民間の保育所を誘致するというふうについても、前の難波議員の質問でもお答えしたとおり、2年からくらいの期間は要してしまうというようなこともございまして、早急なそういう対応をしていかなきゃならないというふうには認識しているところでございますが、そういうことで、町の公共施設でそういうものが実施できるかどうかということで、今、検討している段階でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 検討している段階、それを早急に、4月には待機児童をゼロにしたいだけのように。これは、今15人という、60人から出て、入ると15人の待機児童がいると。この15人はね、15分の1であり、15分の2であり、でもその人にとっては100%なのです。その人の経済的負担、それをね、そのお母さんの、家族の気持ちを考えれば、ぜひぜひ預かっていただきたいと思いますので、早急に、今から3カ月ありますので、その今言いました、広いところですね、広いところの活用について、しっかりとお願いしたいと思います。

そしてまたですね、これはもう建ててしまったので、言っても仕方がないことではございますが、青宿保育所と曙保育所を合併するときに、どちらも定員が60人でした。で、新設阿見ひかり保育園は、定員が120名なんです。どうして新しく新設するのに、同じ人数にしたのか。そここのところがですね、大変私は残念に思います。あの広い敷地でしたら、もう少し、120ではなく130、そのような、受け取れる人数が少しでも多くですね、入れるような施設にしていたら良かったんですけども、その新設について、その規模について、どのような考えである規模にしたのでしょうか。もう言っても仕方がないんですけど。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。曙と青宿を統合して120にしたということにつきましては、そもそもそういう民間の保育所を誘致するという保育所整備計画に基づいて、そういう誘導をしてきたわけでございます。それで、120人の定数は変わらないんですが、これは昨今のそういう待機児童の年齢の状況が2歳未満、3歳未満というようなことに多いということで、そのクラスの編成については、3歳未満児の定数を、曙と青宿のときの36人から、ひかりのほうでは42人に、6人の増員ということで、クラスの編成をしております。それで、逆に3歳以上については、曙と青宿の合計が今まで84人だったものを、ひかりのほうでは78人ということで、6人の減というようなことで、そのクラスの編成で、その待機の多いところに重点的にクラスを増やしたというようなことで対応したというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） やはり、一番最初に言いましたように、リーマンショックそれからそのブラザーズですね、それがあって、もう不況だということはわかってたわけですよ、その新設をする前に。そうすればですね、待機児童が増えるということはわかってたと思うんですね。やっぱり将来を見据える、それがちょっと甘かったのではないかと思うんですけど、この点はいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やっぱり、2歳児未満の受け入れということに対してね、やはり100人も受け入れられるような状況っていうのはないわけですよ。それだけ多く場所も必要になるっていうことで。それはやはり無理なことだと思います。設計段階でどうのこうのじゃなくてね。やはり、受け入れ態勢っていうのは、0歳とか1歳、2歳の、その受け入れっていうのは、やはりそんなに多くは受け入れることはできない。1つの保育所ではできない。そういう設計は、もう当たり前のことだと思います。それだけ凝縮してやるっていうような保育所は、まずないのではないかなと。やはり今後、保育ママ制度等をね、やはり充実させていく、積極的に取り入れていく、そういうことを、やっぱり町はやっていきたいと思っております。

これがすぐできるっていう状況には、まあ、ないかわからないですけど、まず選択肢を広げたい。そういう意味では、やはり積極的に取り入れていきたいんですけど、どのぐらいの時間がかかるのか、今、こちらの執行部のほうで考えているところなので、時間をいただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 今、町長さんがおっしゃいましたように、保育ママの事業または認定保育所、それを、もう早急にですね、早急にお願ひしたいと思います。

それから、学校区保育所が、もうね、昭和46年でしたよね。児童館は昭和40年。もう改築の時期に来ていると思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えをいたします。学校区保育所については、先ほど説明したとおり、今後の保育所整備計画の中で、その老朽化対策というようなことで、民設民営あるいは民間誘導というような手法で設置していくというようなことが、その整備計画の中で盛られてますので、そういう方針に基づいて整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは、新設に際してはですね、ひかり保育園のようにならないようにですね、少し規模を考えていただいて、あいていれば、そこでいろんな事業もできるわけですから、その規模をですね、よくよく考えていただきたいと思います。

私、1つ案なんですけれども、保育所の決算額、それで調定額つまり保育料を引いたものでですね、調定額を引いて、入所児童の人数で割ると、保育所の1人は約90万から100万円かかるというんですね。そこに預けていると100万円かかると。じゃあ、そこに預けないで、自分の家で、預けないで自分の子供を育てているお母さんに、1人分100万円をあげる——まあ、100万円は無理でしょうけどもね、80万円だとしてもあげると。そうすればですね、絶対に保育の待機児童はゼロになると思いますけれども、そういう予算はありませんよね。

〔「そんなのやっちゃだめ」と呼ぶ者あり〕

○9番（浅野栄子君） 私ね、本当に待機児童をゼロにするために考えております。執行部の皆様、皆様には、もうね、お子さん、小さなお子さんはいらっしゃらないと思います、もうね、ですから、その母親、家族の気持ちは、余りね、こう感じないのかもしれませんが、本当にその小さな子供が預かってもらえないって、家族は大変なんでございますので、そのところをよく考えていただいて、15名の待機児童をゼロにしてください、4月には。

出生率の向上は、社会全体の最も重要な今日的課題です。その源には、安心して子育てができる環境づくり、総合的に支援していく体制づくりが最大の対策であります。そのためには、

妊娠、出産、子育ての希望が実現できる町にしなければなりません。保育の充実、待機児童ゼロに向けて、これからも保育行政の推進を強く願って、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、9番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、6番久保谷充君の一般質問を行います。

6番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔6番久保谷充君登壇〕

○6番（久保谷充君） 皆さん、こんばんは。阿見町で「こんばん」という議会は初めてかなというふうに私は思います。私、日ごろ思ってる夜の議会、休日の議会が、ひょんなところから達成できるのかなと思いつつ、一般質問をさせていただきます。

通告により、道の駅整備構想について一般質問をさせていただきます。

道の駅整備構想については、さる9月議会で、石井早苗議員が、ある会合で、茨城県知事から、阿見町から道の駅を整備したいと言ってきているが、どのようなことなのかと尋ねられて、十分な回答ができなかった。阿見のほかに美浦や土浦も整備意向を持っているので、阿見としてもおくれなように早く進めようという質問がありました。天田町長からは、町民の約束であるマニフェストに上げており、実現までの手順については、まず町内の検討会を立ち上げて、課題等について調査研究を行うと答弁されております。また、町長は、道の駅を魅力ある施設として整備していくには、町民活力を活用し、阿見町の特産物となる商品開発など、地域ブランドの強化に取り組みが必要なものと考えております。今後、関係事業者と密に協力しながら、積極的に検討してまいりたいと答弁しています。平成23年度には、行政と有識者を含めた民間とでの道の駅検討委員会を立ち上げる予定だとも答弁しています。

今回、私からは、道の駅整備構想実現にかかわるさまざまな課題や整備構想の方向性について提言し、今後の議論のあり方、検討のあり方について質問させていただきます。

天田町長が選挙の大きな公約として掲げられ、町長に就任して以来、その実現に向けて多方面に働きかけていることは、9月議会の石井議員の発言でもはっきりとわかります。就任早々、担当部長、課長を通じて、茨城県に対して整備意向を明らかにして、手を挙げてられました。また、所管である国土交通省に対しても、直接働きかけているとお聞きしております。

まず、農業の活性化につながるさまざまな課題について伺います。

私も、仕事や遊び、さまざまな施策等も含め、県内に限らず、全国の多くの道の駅を訪ねる機会があります。そうすると、その土地の特産品や名物といわれるものが、必ず置いてあります。よくできたものもありますし、いま一つだと思われるものもあります。阿見町に道の駅が整備されるとして、道の駅の土産物売り場や農産物直売所など、阿見町の特産品として売り出

されるものが幾つあるだろうかと考えてみる必要があります。また、首都圏近郊の町・阿見としては、従来も今後も、首都圏をにらんだ農業政策をとる必要があります。圏央道が延伸してきた状況の中では、なおさら首都圏の消費者の指示が得られるような農業生産物開発が求められると思います。

そこで、道の駅を整備するに当たって考慮しなければならない地元農産物の特産化やブランド化、首都圏消費者の指示が得られる農産物の調査のためのアンテナショップ、遊休農地や農園事業者等後継者の確保、茨城大学農学部との連携、市民農園制度との連携、JAや産直農業団体との連携について、現時点の考え方を質問いたします。

次に、地元商工業につながる課題について質問をいたします。

2009年3月に一般質問をいたしました。行方市には「道の駅たまつくり」があります。その行方市では、地元商工会が市の助成を受けて霞ヶ浦の特産ナマズを使用したハンバーグを開発して売り出しているということで、マスコミに話題になっております。阿見町でも、商工会が、予科練平和記念館の整備に伴って、ヤーコンクッキー「予科練の街クッキー」を開発し、阿見町の土産物として認知されてきたようです。こうした阿見町の農林水産物を原料にしたさらなる商品開発が極めて重要であり、道の駅整備の成功のかぎだとも思われます。

雪印メグミルクが250億円を投じて新工場を建設するということですが、ぜひとも、阿見町でしか味わえないチーズやバター、乳製品の開発をして、道の駅で販売してもらいたいというふうに思います。

阿見町発の地場特産品の開発、特産品開発の助成制度、スイカやブルーベリー、レンコンなど、阿見町の農産物に付加価値を与えるジャム化やキムチへの加工、焼酎など農産物加工、商工会との連帯・協力、町内立地企業への協力要請などを積極的に行う必要があると考えますが、現時点での町の考え方を伺います。

次に、観光・交流人口の増加について質問をいたします。

日本全体の人口は2006年をピークに減少していくという中で、阿見町ですら、人口の減少が始まる予測を立てられております。15年後の2025年には、茨城県では現在より30万人減少し、2035年には50万人減少するという予測を立てられております。阿見町でも、2025年には1,000人、2035年には4,000人の減少が見込まれているそうです。そうした中で、阿見町で産業が生き残っていくためには、優良な自然を活かし、また維持しながら、観光や交流人口を増やしていくという戦略を立てていく必要があると思います。そのことが道の駅整備構想には、最も重要なこととなります。町にある観光拠点のネットワークの整備、予科練平和記念館やアウトレット、役場等、各拠点のレンタルサイクルの整備、ため池百選に選出された神田池や産業技術研究所など、新たな観光拠点の整備、霞ヶ浦の魅力を伝える場の形成、グリーンツーリズムの



検討、阿見町町内立地企業の見学コースの整備・開放などを進める必要があると考えますが、現時点の町の考え方をお伺いします。

次に、町の触れ合い拠点について質問をいたします。

阿見町には、全小学校区に整備検討した地区公民館があります。ふれあいセンターもあり、総合福祉会館や福祉センターまほろばなど、多くのコミュニティー施設があります。そこでは、多くの町民の方々が生涯学習を通じて触れ合い、生き生きと過ごしています。町内には、レストランや居酒屋なども数多くあり、生活を楽しまれております。しかし、国際姉妹都市、友好都市交流等のことで感じるのですが、阿見町が特色を前面に出して、阿見町の特産物を取りそろえて、お客様を迎えることができる迎賓館的交流拠点があれば、なおよかったなあというふうに思うことがあります。そうした機能を、道の駅整備構想に期待をいたします。地場特産品を使用したレストラン施設、阿見町のことを紹介できるプレゼンス機能を持った会議室、国際交流のお客様をお迎えする宿泊設備機能を持った拠点、農産物の直売や首都圏消費者との交流拠点となる機能を兼ね備えた交流の触れ合い拠点を必要とすると思いますが、現時点での町の考え方をお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 久保谷議員の質問にお答えいたします。

ただいま、道の駅整備構想に対しまして、いろいろな御意見、御提案をいただき、ありがとうございました。

道の駅構想につきましては、久保谷議員同様に多くの方々からいろいろな御意見等をいただいているところですが、ここで、道の駅の整備構想に対する私の考えと、現在の状況について、少し述べさせていただきますと思います。

私は、町内をくまなく歩いた中で、この恵まれた自然環境や地理的条件、そして予科練やアウトレットモールといった歴史資産・観光施設の地域資源を有効に活用し、地域全体の活性化が図られるのは、道の駅が最良の拠点施設であると判断しております。その整備に向けて取り組み始めたところでございます。

まず、これから各方面の協議をするためのたたき台の作成を、役場内関係課で組織する庁内検討会に指示いたしました。あわせて、国及び県に対し、阿見町で道の駅を整備するという意思表示を明確にするとともに、要望活動を実施してまいりました。具体的には、10月には県の窓口である土木部道路維持課、11月には国土交通省を訪問し、小泉政務官を通して、意思表示と要望活動を実施したところであります。平成23年度は、庁内検討会にJ A、商工会等の民間

事業者等を加えた「阿見町道の駅検討委員会」を組織し、整備・運営に向けて、さまざまな方向、視点から検討するとともに、社会実験等による立地調査等も実施し、より具体的な検討を進めていく計画であります。

以上が現在の状況であります。実際に整備・運営を想定すると、さまざまな課題が考えられます。それがまさに、議員が言われる農業の活性化、商工業の振興、観光・交流人口の増加、触れ合いの拠点といった課題であります。これらの課題について、今後、多くの方々と議論を重ね、アイデアを出し合って解決していくべきものと考えておりますので、議員におかれても、積極的な参画を期待するものです。

道の駅の整備は、他自治体の例を見ますと、5年程度の期間を要するとともに、巨額の財源が必要となる事業であることから、慎重に検討する必要がありますが、私は、可能であれば、今任期中に整備をしていきたいと、そう考えております。

それには、議員各位初め多くの方々の積極的な御意見、御提案と御協力が必要となります。久保谷議員におかれましても、今後も貴重な意見、御提案を期待しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 社会実験等による立地、実施ってということなんですが、どこでどのような形でやるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えします。道の駅の前段としての社会実験ということで、来年度、臨時観光物産館と——案ですけども——を今のところ予定をしております。この事業は、県の10分の10の事業でありまして、道の駅の立地調査事業ということで、アンテナショップの設置・運営を考えております。事業手法としましては、緊急雇用創出事業を活用するということでもあります。事業内容としましては、チェルシージャパン・アウトレットの近隣におきまして、町を中心とした観光物産にかかわる情報の提供及び物販等をそこで行うということでもあります。当然、社会実験ということですので、期間は23年度に限りということをやってみたいと考えております。場所につきましては、阿見の吉原の土地区画整備事業内ということで、今現在のところ、場所については今後検討していくということでもあります。ちなみに、事業費としては800万ということで予定しております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 23年度にそのようなことっていうか、仮称でやるってということなんですけど、今、現状っていうか現実的に、何ていうんですか、いろいろ商工会でもね、いろいろ

な形で、アウトレットのところで夏場やったり、いろいろとやっておりますが、どうしてもね、特産物、そういうものが何か阿見町で、まあね、ないので、道の駅構想も、それとも一緒につながってくるというふうなものなんですけど、これ、先にそういうものを、やっぱり町全体でね、作り出していかないと、いつも売るものがなくて先に進まないっていうような状況なので、何ですか、いろいろな、例えば、仮称・地域活性化委員会じゃないけど、やっぱりそういう土産物をつくり出すようなものを、先に皆さんのいろいろな人たちで、そういうものをつくり出して、またできなければというか、食材じゃないけど、いろいろなものを出して、いろいろな人からね、アドバイスを受けながら、例えば、ブルーベリーじゃないけどね、そういうことをいろいろなところであれしてると思うんで、そういう、ちょっと町の中では考えられなければ、別のところの人に、そういうもので、食材とかそういうものをね、こういうものがあるんだという中で開発してもらおうとか、何か考えていかないと、これはなかなか厳しいものなのかなあというふうに考えてますが、どのように考えておりますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えします。議員御指摘のとおりですね、やはり道の駅にですね、それだけの相当の人を呼び込むには、やはり普通の野菜を、農産物を売ってただけでは当然ながら人、入ってこない。やはりそこには、安心安全な農産物に加えて、やはり一番大事なところは、やっぱりそこでしかない、その阿見の道の駅にしかない、そういったそういう加工品なり工芸品、そういったものをやはり展示・販売することが、当然必要なのかなということで、それは私も思っております。

町長の答弁にもありましたように、今現在、庁内会議で動き出したところということで、来年度につきましては、関係機関の商工会、JAかすみ等、それから三大学連携やっています茨城大学農学部との連携等もやはり強化をして、そういった中でいろんな形で客観的、多角的見地からですね、いろんなアイデアをみんなで出しながら検討していかねばならないということで、いずれにしましても、今現在動き出したところですので、今後、その検討会の中で、そういった面に関しても協議していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 特産品というか名産品、その他つくり出すのにも、何というか、阿見町も国際交流っていうことで、アメリカと中国でやっておりますが、国内でもね、私が例えば今思っているのは、岐阜のほうに、キムチでまちを興しているところがあるので、例えば東のほうは阿見町でキムチでまちおこしとか、そういう形で、いろいろな農産物っていうか、野菜とかそういうものをね、作り出して、提供すればできるのかなというふうに思いますけどね、

そういうやつを、まあ、1つ例なんですけど、そういうのを何とか、どこかそういうところと提携してやっていくような形をつくってもらいたいんですけど、どうですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、そうですね。議員のおっしゃるとおり、それにつきましては、はい、検討していきたいということしかないんですけども、まあ、町でも特産品として、今のところそういう、干し芋とか島津の南高梅だとか、それからヤーコン、落花生とかです。さらには今JAで独自の漬物なんかも加工品でやっております。そういったものもございますので、今後やはり新たな加工品の創出というようなことで、調査・検討なりですね、していきたいというところ、今のところ答弁では、そのあたりの答弁しかないのです、御了承願いたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 土産物は、いろいろとこれから町のほうが、そういう組織でもつくって検討してくれるというふうに理解して、これはあれですけど、あとですね、例えば、今あれしてますアウトレットのそばに、神田池ですか——百選に選ばれた、ため池百選、そういうところを、もうちょっと整備してね、あと、うら谷津とか、そういうことをちょっとね、近辺なんで、整備して、またあの辺に来た人にね、看板とかそういうものをあれしていったらいいんじゃないかなというふうに思いますが、いろいろそういうところの神田池とかうら谷津と、まあ2つでいいですけど、それ、整備をしていくつもりはあるのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えします。神田池につきましては、既に御承知かと思っておりますけども、全国のため池百選に選定をされました。これはひとえに地元、飯倉区あるいは「神田池を保存する会」の方々たちの御協力によりまして、今回選定されたということでもあります。やはり全国で100ですから、かなり貴重な神田池と、ため池ということが認められたということでもありますので、町としても、その神田池が、そういう周遊観光の1つ、観光の目玉となるような形で、今後検討していければなということ。ちなみに、今現在、選定されたことによりまして、そういう選定されたプレートの製作を今年度実施しております。さらに、この先の話になりますけども、やはり神田池の整備につきましては、環境問題、環境それから教育それから観光と、多面的な機能を有しているということですので、この神田池に関係しております行政区とそれから保全する会、それから土地改良も絡んでますので、先月でしたか、一堂に会して、神田池を今後どのようにしていったほうがいいのかどうか、それを一度、会を開いたところであります。今後につきましても、その組織との連携強化を図りながら、神田池につきましても、1つの町としての大きいポイントになればいいのかなということで、整

備方法等も23年度以降、考えていきたいということで思っております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） うら谷津のほうは。

○生活産業部長（川村忠男君） あ、うら谷津……。

○6番（久保谷充君） はいはい、済みません。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） うら谷津再生についてもですね、これ今現在、上長地区ですか、茨城大学中島紀一教授が中心となって再生をしております。これが、とりあえず今モデル地区となっておりますので、そのモデル地区を参考にしながら、今後、町内のそういううら谷津再生については、積極的に活かしていきたいということを考えております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） ちょっとかわりますけど、阿見町の産業観光ということで、町のホームページにはですね、阿見町には福田工業団地、筑波南第一、阿見東部とがありますが、工業団地以外にも多数の企業が進出しております。そして、産業の見学または体験できる工場がありますので、ぜひ、阿見町を訪れて、産業観光を楽しみくださいと、香澄の里、筑波南第一工業団地内の河村電器産業・つくば工場と吉原福田工業団地内のトーダン・茨城工場が案内されておりますが、そのほかにもね、産業技術研究所やフタムラ、ツムラなどね、漢方博物館などが、全国にも誇れるような博物館機能を持ったものがね、施設がありますのでね、その辺の施設は、町のほうで、どのように、どこまで、そういうね、産業観光ができるようなね、あれを、町のほうでどのくらいまで知ってますかっていうことで、把握してますかっていうことで、一応、お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 済みません、わかっている範囲だけで結構です、はい。

○議長（佐藤幸明君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えします。今現在、町内で工場見学等できる企業としては2カ所ございます。それから、先ほど来、出ます雪印につきましては、これは町のほうから要望して、ぜひとも見学ができる施設を整備してほしいということで話しております。そういうことで、それから蚕糸試験場とかいろいろありました。それにつきましても、いろいろ御提案、今、いただきましたので、今後の検討会の中で、それらは十分に町の持っているいいものをどんどん引き出ししながら、道の駅のことにつなげていきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今日もキンレイに、こちらに観光課長も一緒に行ってきたんですけどね、やはりキンレイはうどんとか、そういうものをやはりつくっているんで、もしも道の駅ができたときに、やはりここで、ほかでできないようなめんをつくって販売してもいいんじゃないかなっていう、そういう話も出ました。私もまだまだ企業回りが少ないので、回っていくといろんなものがね、提案できたり、向こうから提案されたりしています。今日は、吉野工業が来たときにも、いろんな話をして、この間、ワークライフバランスの話もさせていただきました。すべての企業が来たときに、その話をしていきます。そして、今回も、いろんな関係でね、これは久保谷議員の質問にはならないんですけど、やっぱり企業との関係、それとやっぱり障害者に対する雇用の問題も吉野工業所にお話ししたら、今、ほかに頼んでくれと、だけど、今度はね、やっぱり障害福祉課があるから、そちらにちょっと声かけてくれと。そうすれば、そこに見合った人が、町で把握してれば、そういう形でやってくれよっというような話をしましたんで、そういうことも、いろんな関係を踏まえてね、やはり企業の持っているものを町がどうやって使っていくかということ、やはり考えていくということが大事なのかなと。今日はキンレイに行って、非常に有効な話ことができました。無駄に250トンもの水を使っているようなね、そういうものもありましたので、いろいろ考えながら、そこの道の駅構想に、やはり通じるものは通じていきたい、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） それではね、最後に、構想や夢は大きく持ってね、その夢の実現に向けて、頑張っていたきたいというふうに思います。また、町内だけで考えるのではなくね、進出している企業の力や大学あるいは中央の専門家などと、知恵と力をお借りしてね、それで、道の駅整備が実現できるようにね、ぜひとも頑張っていたきたいというふうに思いまして、私の質問といたします。

終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、6番久保谷充君の質問を終わります。

次に、7番石井早苗君の一般質問を行います。

7番石井早苗君の質問を許します。登壇願います。

〔7番石井早苗君登壇〕

○7番（石井早苗君） 皆さん、こんばんは。本当に、そろそろおなかのすく時間になりました。最後でございます。平成22年、最後の一般質問でございます。もう少々お時間をいただきたいと思います。

今年は春に町長もかわられ、世代交代での町長のもとで、新しい風がこの町にも吹き込まれ

ることと期待しておりますが、そんな中での、今回の私の質問が、来年4月の人事に、少しでも考慮していただければということをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、今年4月に施行されました阿見町男女共同参画条例の施行後の阿見町一般行政職の不均衡是正への取り組みについてお尋ねいたします。この質問は、人事権をお持ちの町長のお考え一つに委ねられておりますと思うので、しっかりと腰を据えたお答えを期待しております。

さて、この国も県も、まず条例を定めてから、基本計画を策定し、今日に至っておりますが、当阿見町は、平成17年3月に男女共同参画プランを策定いたしまして、本年3月に男女共同参画条例を制定いたしました。このことは、どちらが先でも構わないことですが、プランが策定されてはや5年が経過しておりますが、平成22年度職員録によりますと、当町の総職員数は366人。そして一般事務職は296人中、管理職といわれる部長、もちろん課長でさえ、女性は一人も在籍しておりません。それでは、係長はと見ますと、62人中、わずか13人で、この数字は消防職は抜いておりますので、13人おりますが、この中の7人は保育所関係の係長でございます。ということは、実質6名ということです。男女共同参画プランは、まるで絵にかいたもちで、この役場に働く場所を求めた女性たちが夢も希望もなくして、やる気も失せてしまうのが目に見えるようではありませんか。私たちが、まだ、私がですよ、私の世代がまだOLと社会で言われているころでしたら、女性はお茶くみとコピーとりをすればいいんだよって言われておりましたが、私たちを取り巻く社会も環境もどんどん変化して今日を迎え、この社会に対応していくために、男女共同参画社会へと国を挙げて変革しているのです。

私は、行政こそ、この世の中の旗振り役となって、変化する社会の先頭に立って行動してほしいと願い、平成17年、18年の2回、この町の男女共同参画について一般質問させていただきましたが、現在の阿見町役場は、一般企業よりかなりおくれているように思います。

ここで、1つ御紹介したいと思いますのは、私が最近目にとめて驚かされたテレビドキュメンタリーで、皆さん、ごらんになった方、いらっしゃるかもしれません。羽田空港のハブ化に向けた京浜急行電鉄の取り組みの中で、何と女性の営業部長が男性の部下を伴って、羽田に乗り入れることになった各航空会社を訪問し、自分の企画を説明し、商談をまとめ、事業を成功させたことでした。また、聞くところによりますと、阿見中央のカスミストアは、数あるカスミストアの中でも、そして近くにライバル、タイヨーストアが出店したにもかかわらず、常にトップの業績を出しているそうで、そこには女性管理職が女性の視点でのさまざまな改善を取り入れる営業努力があるからだそうでございます。まちづくりの上でも、町民の半数が女性である以上、女性の視点を大いに取り入れて活用していただきたいものでございます。先ほど出

ておりました道の駅構想に対してもでございます。

そこで、質問の1，5年前、参画プランがあるのに、女性係長が10%前後というのは、どういう意味があるのでしょうか。

質問の2，女性職員が定年まで勤務し続けたとしても、つけるポストは係長どまりという現実をどうお考えなののでしょうか。

質問の3，平成18年12月の定例議会で、私の一般質問に答えて、「管理職への女性の登用をそれぞれの適性に応じて進め、能力と知識の向上を図るため研修を行っております」とおっしゃっていましたが、あれから丸4年たちました。では、その成果はどれほど上がっているのでしょうか。また、今後これを早めるために、どのようなカリキュラムで育成していくのか、できれば数値目標を上げていただきたいと思います。

質問の第4，当庁舎内では、年功序列は撤廃できないのでしょうか。また、もし撤廃するとすると、どんな障害が考えられるのでしょうか。

質問の5，男女参画係を町民活動課内に設置すると——来年度ですね、計画をお伺いしましたが、条例施行後の今、なぜ、課を立てられないのでしょうか。

質問の6，以前、町長公室内に、女性行政推進係というのが置かれておりましたが、係長のいない係でした。行政改革で公室がなくなると同時に係も消滅してしまいましたが、今回の男女共同参画係には係長を置いていただけるのでしょうか。と申しますのは、男女共同参画とは、ただ女性の管理職を求めたり、女性が強くなることを推奨することでは決してありません。社会から求められるあらゆる場面への女性の社会参加、また今話題になっている子供や女性への家庭内暴力、育児放棄、虐待、不登校に至るまで、大変広範囲な問題を包括しているわけですので、他の仕事をしながらの片手間では、片づくことでは決してないと私は思っております。で、認識を改めて係をつくるのなら、ぜひ係長をつけていただきたく質問をしているわけです。

以上、通告に従って、6点を質問させていただきます。前向きな御答弁を期待しております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 石井議員の、阿見町男女共同参画社会基本条例施行後の阿見町一般行政職の不均衡是正への取り組みについてお答えいたします。

まず、私自身は、女性を蔑視してるわけでもないし、今回も、教育委員に小松澤孝子さんという女性も入らせていただきました。やはり適材適所、やっぱり女性自身が自分自身を高めて



いくということが一番大事だと思うんですよね。そういう面で、やはり職員自身が、自分をやはり一段高めるためにはどうしたらいいのかっていうことを、まず考えてもらいたい。そういう意味ではね、若い女性たち職員は、非常にはきはきとして、能力があると、そういう思いを、今回の面談等で感じとれました。今後、非常に期待している、そう思います。

それでは、阿見町の男女共同参画の推進につきましては、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、阿見町男女共同参画社会基本条例を、平成22年4月1日に施行したところであります。今年度は、条例に基づき、阿見町男女共同参画推進会議、及び推進会議の下部組織として、阿見町男女共同参画社会推進会議検討部会を立ち上げております。この人たちは、本当に一生懸命やっただいております。阿見町男女共同参画プランの後継となる男女共同参画推進に関する基本計画策定に向けて、三大学地域連携の枠組みの中で、茨城大学との連携協定を結び取り組んでいるところでございます。

さて、1番目の、役職係長で女性係長が20……。20%。

○7番（石井早苗君） 10%です。

○町長（天田富司男君） 10%って言ったの。だって、あれには20%って書いてあったんで……。10%とはどういう意味があるのかの質問であります。現在の行政職員数は271名で、男性が167名、女性が104名であります。うち係長職は36名で、男性係長が24名、女性係長が12名であり、女性係長の比率は3分の1の33.3%となっております。行政職員のうち女性職員の割合が38.4%であることから比較すると、それほど低い数字ではないと考えております。

2番目の、女性は係長どまりという現実をどう見ているのかであります。

現在、保育所長として4名の女性管理職員がおりますが、一般事務系の職員としては、以前は女性の部長、課長が在籍していた時期もありますが、現在はおりません。しかしながら、先ほども言ったとおり、性別によって昇格させないといった、そのようなことはありません。やはり今、女性が、今の職員の役職適齢期の人たちがどれだけやる気があるかと、それが一番大事ではないかなと思います。

したがって、的確な人事評価に基づき、昇格者を決定していきますので、今後の推移を見守っていただきたいと考えております。

3点目の、研修5年の成果、また、どのような方策で育成するのか、できれば目標値を上げて、との質問であります。

まず、研修の成果であります。これが研修の成果であるというふうに申し上げることは、なかなか難しいことでもあります。研修を受けた内容がすぐに役立つ場合、何かの場面で潜在的に身につけていたことが役立つ場合、複数の研修内容が複合的に組み合わせられて役立つ場合等々、いろいろな成果のあらわれ方が考えられます。したがって、一言で研修の成果を言

いあらかずことはできませんが、これまでにそれぞれの職員がそれぞれに積み重ねてきた研修は、職に活かされていると考えております。

また、今後どのような方策、カリキュラムで育成していくのかとのことではありますが、現在の職員研修は、人材育成基本方針に沿った研修計画に基づき行っているところであります。

大別しますと、新任・初級・上級・係長・課長補佐・課長・部長の各階層別に行う階層別研修、公務員倫理・待遇・町民協働研修等の特別研修、茨城県自治研修所で行う行政法・法制執務・民法講座等の派遣研修、そして日常業務の中で上司や先輩等から教わるいわゆる職場研修、さらには自己啓発といった研修であります。

これらの研修を今後も継続していくとともに、人事評価制度の中で行う目標管理と業績評価そして能力評価等を連携させ、性別に関係なく公平・公正な人材育成を行ってまいります。

4番目の、年功序列は撤廃できないのか、撤廃するにはどんな障害が考えられるのかであります。

これまでの状況といたしましては、経験年数や経歴、業績や能力等を総合的に判断し、役職への登用を行っておりますが、今後は、現在取り組んでいます新たな人事評価に基づき、適正な評価による昇格を行っていきたいと考えております。

5番目の課の設置と6番目の係長の配置につきましては、組織機構の観点から一括してお答えいたします。

町の男女共同参画推進体制は、現在、町民活動推進課の町民参画係に係長と職員の2名体制となっております。県内44市町村の状況につきましては、平成22年4月現在、課を設置している市が2市、課内室の設置が6市となっております。新設課の設置につきましては、さきの9月議会の紙井議員の一般質問にお答えしましたように、町内における体制や職員数を考慮しますと、現時点で独立した課の新設は考えておりません。しかし、石井議員が言われたとおり、男女共同参画の係長、これはやはりきちんとした専任の係長を置きたい。石井議員におどかされたから言ってるんじゃないんですけどね。

○7番（石井早苗君） ああ、そうですか。

○町長（天田富司男君） 専任の係長を置きたい。そう私は思っておりますので、どうか御期待のほど、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 御答弁ありがとうございました。数値に関しましては、私、職員録から抜いて計算しましたので、町長のおっしゃったことと大分違っているのか、どこでどう違っているのか、もう一度検討して、質問があればさせていただき——この場では無理なので、後日させていただきたいと思っております。

それですね、男性と女性とでは、区別をしていないよと。前町長もそのようにおっしゃいました。今度の町長もそうおっしゃいました。しかしですね、男性が新卒でお入りになって、あつという間に係長になられて、あつという間に課長になられたところを、私は現実に見てきてます。それで、その方よりかも前に女性として職員になっていらした方なのに、ああ、まだ全然係長にもなってないな、あ、やつと係長になれたなと思ったら、もう定年で卒業しちゃったっていう方を、もう何人も見ているんですよ。ですから、表面はしていませんと言いながらも、男性にだけはこの研修を受けられるとか、この業績、上がりそうな業績の仕事が与えらるか——わかんないですよ、実際、町長でないし、部長でないんですから。もし、そういうことが行われるとしたら、女性は表に出ることが、限りなくゼロに近くなってしまいうんじゃないんでしょうかね。

それですね、私は本当に、いつも町長とお話ししているときに、女性だからといって係長、課長にするということは、とても嫌がっております。町長もきっと女性だからするとかって、そういうことはなさらないと思います。私もそうなんです。女性課長の下に、とんでもない女性課長の下にね、男性職員がいっぱいついて、大変苦勞しているっていう例を、他市町村でよく見てきてますので、やっぱり、幾ら女性といえども、能力のない人になるということは、よくないことなんですけれども、反対に、役職が人を育てるということもあり得ますので、ぜひとも、来年度は、ポジティブアクションというものをですね、取り入れていただいて、この人はまだ若いけれどもやれるかな、あるいは、この人はちょっと内気だけど、きっとやればやるだろうとかいう人がいたらですね、ぜひとも抜てきしていただきたいと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。昇給・昇格につきましては、町長も答弁で申し上げましたとおり、男女の差は設けておりません。基本的に人事評価制度がありますので、その評価結果に基づきまして、公平に優秀な人を昇格させていくという基本的な考え方で行っておりますし、今後も行っていくということでございます。

で、現在、女性の管理職の方がいらっしゃらないんですけども、平成20年の4月に——このところずっと、団塊の世代の退職の方が多くてですね、管理職に昇格するという人も多いんですけども、たまたまこの年代がですね、管理職候補ですか、で管理職になった人が、年代の階層で男性が多かったものですから、こういった結果になってるのかなというふうに分析はしております。ただ、これから具体的な編成——昭和60年ぐらい以降、採用された職員の方は、男性ばかりじゃなくて女性の職員の方も多いですし、もちろん優秀な人もたくさんいらっしゃいますので、その方が今から係長とかという昇格の段階になってきますので、必ずしも、多い

から数多く昇格ということではないんですけども、男性と女性と平等に競っていただいて、優秀な方は昇格してもらおうというようなことになってくるかと思います。基本的には、人事評価制度で評価して、適正に評価して、昇格者を選んでいくといいますか、昇格させていくということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） ありがとうございます。適正な人事評価。これが非常に難しいことだと思います。今までの慣例によりますと、何か下積みの大変な作業は女性に押しつけて、まあちょっと成果だけ、中間の方がとって、私はこういうふうにやりましたみたいなことが出ちゃう可能性が多いわけですよ。ですから、その辺をね、しっかりとわきまえていただいて、女性にもこの仕事ならやらせられる、やらせてみようと思っただきたいと私は思って、常々、質問しているわけなんですけど、前の町長は、年代がやはり大分、70代で古かったから、ちょっと無理だったのかなと思って、それで新しい町長に期待しているわけです。で、男性職員が層が厚くて、課長とか課長補佐になっていると聞きますけれども、それでもやっぱり、私どもが見ると、大分、申しわけないんですけども、質の悪い方がなっぺらの方が、あの方だったら、この女性のほうがよっぽど働くなと思う方が目に見えるわけですよ。申しわけない。今日だって、こうやって並んでらしてね、本当、教育長お一人ですよ、本当、女性の輝く星は、みーんな真っ黒け。どうぞね、この次の議会のときは、少しは色の違う方が乗ってくださるように、期待しておりますが、その辺、先ほどから申しております、要するに、25年とか30年たたなくても、この人はやれるという人にやらしてみようというお気持ちはありますかどうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やはり、能力があればね、それはもう、やらせるっていうのは当たり前だし、ここ、職員採用を見たときに、非常に、何ていうんでしょう、女性の力が、これはもう、55歳までの採用っていうことでね、私がやりました。それで、やはりすばらしい人は、やはりいます。非常にいます。本当に、ああ、この人も雇いたいな、この人もっていう人が随分います。しかし、その中から、本当に公平・公正にみんなが、ああ、この人なら、この人ならっていう意見がぴったり合うんですよ。やっぱり、人を見るっていうのは、やっぱり大体同じ見方っていうのが見えます。それで、今回ね、新卒はね、女性だけなんです。残念なこと。本当にね、やっぱりいろんな面で、能力がね、人を伝わってくる。そして、私は管理職以下の人たちとの面談を、課ごとにやらさせていただきました。このときも、やっぱり発言するのは、やっぱり若い職員なんです、女性の職員。やっぱり、草食系になってしまったのかなっていう杞憂や、もう——いや本当にそういう思いを、やっぱりそこにいた、やはり管理職の人たちも感じたのかなと思いますけど、やはり、今から相当町の職員のレベルが、女性職員に

よって、どんどん上がってくるんだなっていう、そういう感触を得ました。必ず、そういう人材は出てくると。そのときには、やっぱりきちんと評価して使っていくと。これは、やっぱり当たり前だと思いますので、ただ、すぐどうのこうのっていう人材がいるかどうかは、これは、私には、まだそこまでの把握はできてないんですけど、でも、やはり、女性としてきちんとした考えを持った人はいます。そういう面では、一所懸命、目を見開いて、その人の能力を定めたい、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 大分、新しい町長になられて、前向きなお答えをいただけたとは思っておりますけれども、あと1つ、ポジティブアクションについては、いかがでございますか。お考え、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「日本語で言って……」と呼ぶ者あり〕

○7番（石井早苗君） あ、日本語でいいでしょうか。申しわけございませんでした。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） ちょっとお待ちくださいませ、御説明申し上げますから。

どこかな。挟んできたのに、抜いてしまった。済みません。

○議長（佐藤幸明君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） いわゆる格差の解消等を図るための積極的な取り組みという、大体そういった意味だと思うんですけども、あくまで男女共同参画社会と言われていとおおり、格差がなく、研修にしろですね、いろんな勉強会にしろ、格差がない形で、人材育成を図っていききたいというふうに、基本的に考えています。それが、やっぱり組織の力ということになるかと思っております。ただ、先ほど町長が言われたように、若い女性の方の力は、どんどん高めてもらって、それが組織の力になっていけばということですので、それはもう意識して取り組んでいききたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 済みません。聞いている議員の方でも、ポジティブアクションって何だっという声が聞こえたので、一応、お知らせしたいと思っております。

ポジティブアクションとは、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業及び行政がですね、行う自主的かつ積極的な取り組みのことをいうんだそうでございます。それを今伺いましたところでございます。

阿見町の参画プランでは、各審議会は30%女性ということで、ほとんどその要素を、この間

の、お答えいただきましたね、要望に対してのお答えの中で、現在27.5%、各審議会などを占めているということもございますので、徐々ではありますが、目標値に近づきつつありますが、何しろ役場内のことは、やはり町長さんに一生懸命頑張ってくださいしかないので、ぜひとも、女性の力を振り絞って、奮い立たせるように、夢や希望を育ててくださるように、明るい、町長のおっしゃっている、笑顔のあふれる町、阿見町にしていくためにも、ぜひともよろしくお願ひしまして、私、強い要望でございますから、よろしくお願ひしまして、終わらせていただきます。長い間ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、7番石井早苗君の質問を終わります。

---

#### 休会の件

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月22日から12月23日までを休会にしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「済みません、もう一度復唱してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） もう一度、最初からね、はい。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月22日から12月23日までを休会にしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 6時25分散会

第 5 号

[ 12 月 24 日 ]

## 平成22年第4回阿見町議会定例会会議録（第5号）

平成22年12月24日（第5日）

### ○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

### ○欠席議員

12番	吉田憲市君
-----	-------

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	瀬尾房雄君	
総	務	部	長	坪田匡弘君
民	生	部	長	横田健一君



生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	横田充新君
教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	大塚芳夫君
水道課長	坪田博君
学校教育課長	黒井寛君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成22年第4回阿見町議会定例会

議事日程第5号

平成22年12月24日 午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第86号 阿見町の私債権の管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第87号 阿見町行政組織条例の一部改正について  
議案第88号 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について  
議案第89号 阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第90号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号）  
議案第91号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第92号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第93号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第94号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第95号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第96号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第97号 平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第99号 訴訟の提起について
- 日程第6 請願第2号 TPP交渉参加反対に関する緊急請願  
請願第3号 TPPの参加に反対する請願  
請願第4号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願
- 日程第7 請願第5号 後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書
- 日程第8 意見書案第2号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加に関する意見書（案）  
意見書案第3号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の加入に反対する意見書（案）  
意見書案第4号 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書（案）

日程第9 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 諸般の報告

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。本日、町長より議案第99号が提出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 議案第86号 阿見町の私債権の管理に関する条例の制定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2，議案第86号，阿見町の私債権の管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る12月14日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は12月23日午後1時30分に開会し、午後2時1分まで、慎重審議を行いました。出席議員は全員の6名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員11名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第86号，阿見町の私債権の管理に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。討論を許しましたところ、討論なし。討論を終結し、

採決に入り、議案第86号、阿見町の私債権の管理に関する条例の制定については、全議員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第86号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第86号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第87号 阿見町行政組織条例の一部改正について

議案第88号 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について

議案第89号 阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、議案第87号、阿見町行政組織条例の一部改正について、議案第88号、阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について、議案第89号、阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る12月14日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 先ほどに続きまして御報告申し上げます。

議案第87号、阿見町行政組織条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、新しい行政組織の中での参与の位置づけと配置はどうなるのかという問いに対して、当初は非常勤特別職設置の中に参与を位置づけ、専決処分をしましたが、6月の議会で承認されなかったという経緯があります。その後、町の地域戦略室の中の職員として任期つき一般職にするという条例は、皆さんの賛同を得られないということで、提案をしませんでした。そこで、非常勤一般職の参与の専決処分を行ったということになります。

このたびの機構見直しの中では、町長公室の中の政策秘書課の政策係に位置づけをして、いろいろな政策の推進、また町長の公約でもある4つの誓いと18の約束並びに笑顔のあふれるまちづくりのお手伝いをしていただく、また、町長に対していろいろな政策のアドバイスをしていただくということになります。

町長公室を置いた位置づけは、現在、副町長のいない中、トップマネジメントという位置づけを部長格で必要であるということと、各部との調整も図っていかなくてはならないであろうということで設置をしてまいりたい。その中で、政策秘書課政策係ということになりますと答弁がありました。

ここで、質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、議会としても圧倒的多数で参与を承認していない。よって、この条例の改正は反対でありますと反対討論がありました。

次に、討論を許しましたところ、前町長るとき、平成20年までは町長公室はあり、その後廃止になった。町長がかわれば政策も変わり、政策をスムーズに進めるには町長公室は必要である。いろいろな役職は人をつくるという面もある。やる気を出すためにも、役職をつくりながら行うことも大事であると思うと賛成討論がありました。

次に、討論を許しましたところ、以前、行政改革推進委員をやっていたとき、行革を推進する中、町長公室は要らないということになり、前町長るときに町長公室は廃止になりました。このたび新しい町長になったからといい、町長公室をつくることは反対しますと反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第87号、阿見町行政組織条例の一部改正については、賛成少数により、原案は否決されました。

次に、議案第88号、阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、町営住宅、水道料、給食費の滞納の人に課していくのかという問いに対して、税外諸収入といいますのは、公債権といまして、介護保険料、後期高齢者医療保険、保育料というものです。

ここで、質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、延滞金の利率が14.6%というのは、払えない人には高過ぎる利率である。よって、この条例の一部改正については反対い

たしますと反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第88号、阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正については、賛成少数により、原案は否決されました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は12月23日午後4時30分から午後5時46分まで、審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員13名、議会事務局2名の出席をいただきました。

まず、議案第89号、阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、農業集落排水の対象戸数は何戸かという質問があり、小池地区が136戸のうち124戸、君島・大形地区が124戸のうち107戸、福田地区が117戸のうち35戸、実穀・上長地区は、事業を進めている最中であり、計画300戸ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第89号、阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正については、全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

17番諏訪原実君。

○17番（諏訪原実君） 私は、議案第87号、阿見町行政組織条例の一部改正について、反対討論を行います。

町長公室を設けることは、政策の推進に必要なことかもしれませんが、既に、再三申し上げているとおり、議会は参与を承認しておりません。参与がいる限り、町長公室は十分に能力機能を発揮することは到底できないと私は思います。よって、今回の条例改正には反対をいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 議案第88号なんですけれども、先ほど、委員長の説明では、14.6%の延滞金が取られるから、これは……。

〔「違う、違う」「町長公室の……」「88号のやつ」と呼ぶ者あり〕

○14番（倉持松雄君） あ、88号。

〔「87号」と呼ぶ者あり〕

○14番（倉持松雄君） 87号。ちょっと、ちょっと眼鏡持ってきてください。わかんないですから。

あれ、87号、88って言うたのか。

〔「今のやっているのは、町長公室のやつだから、賛成討論やったからかっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 87号について、これは、今回、天田町政になって、いろいろな施策も町長として方針もあるし、達成、やらなければならない事業がかわっているとしますので、町長が、ぜひともこれは必要だと、町長の片腕として相談役として入れなくてはならないということで定めたんですから、それはぜひ、私は、町長の方針とし、提案どおり賛成すべきと思います。賛成です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

反対討論がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第87号を採決します。

本案についての委員長報告は、否決であります。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第87号は、否決されました。

次に、議案第88号を採決します。

本案についての委員長報告は、否決であります。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕



○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第88号は、否決されました。

次に、議案第89号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第89号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第89号は、原案どおり可決することに決しました。

〔「……でも採決だと思ったんですよ」と呼ぶ者あり〕

---

議案第90号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

議案第91号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第92号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第93号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第94号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第95号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第96号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第97号 平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、議案第90号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、議案第91号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第92号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第93号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第94号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第95号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第96号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第97号、平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る12月14日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 議案第90号，平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち，総務常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第90号，平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち，総務常任委員会所管事項については，全議員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に，民生教育常任委員会委員長浅野栄子君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 皆様，おはようございます。

それでは，命によりまして，民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして，審査の経過と結果につきまして，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は昨日12月23日，祝日を返上し，午後2時15分に開会し，午後3時43分まで，慎重審議を行いました。出席委員は4名でありました。佐藤議長の出席をいただき，議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員20名，議会事務局から局長以下1名の出席をいただきました。つけ加えまして傍聴者が4名おりました。

初めに，議案第90号，平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち，民生教育常任委員会所管事項についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑あり。

質疑1，給食センター整備事業の業務委託料，PFIアドバイザー委託料の637万5,000円の減額について。川田町政のとき，膨大な費用をかけてきた経過があり，議会としても，報告書の内容を了解してPFIでやると決まった経過がある。しかし，PFIではなく直営でやるという方向修正をしようとしているが，その方向修正をするための説明が納得しにくい内容である。このPFIアドバイザー委託料の減額は，廃止にするということが明らかになったがゆえの減額なのか。

答弁，PFIアドバイザー委託料は，本事業，給食センターの建て替えの事業手法で，PFIではないということで減額となるので，給食センターの建て替え事業を廃止するという事ではない。

質疑2，PFIではできないということの理由は何か。

答弁，従前の建て替え計画では，今の機能——おかずを調理して学校へ提供する，そのままPFIの事業を構築してきたが，今まで外注して行っていた米飯の提供も本事業の中に取り込んで，週3回の米飯給食を，目標4回，それ以上に増やすと，それによるコストアップも，そのラインを入れることで吸収できるということと，その時点では，3者からの競争があつて，

適正な契約が結べるだろうと思っていたが、建設、設計、調理器具とそれぞれの事業を分解すると入札参入業者が多くなり、そのほうがいいだろうという判断になった。

質疑3、このアドバイザー委託料の減額について、修正予算を求めたいと思う。PFI方式をやるといって3年研究し5,000万を投入し、町長がかかわったからといって方針を変える。行政の継続性をどう考えているのか。3年も時間を費やして、一生懸命にやったことが、方針を変えるのはどうか。受けていたところをやめたとすると、雇用問題も出てくる。この方式が一番よいと説明したにもかかわらず、いろいろな理由をつけてこっちがよいと言う。お金をつぎ込んでやってきたのに、アドバイザー委託料の減額は反対である。

答弁、公設民営にかえたということは、やはり米飯内容を入れなければ、この建物を建て、30年以上の食育をそのセンターでやっていくことになる。食育は安心安全は当たり前、知力、体力を加えた食育をしていかなければならない。PFIは1つの事業体でできてしまうと、そのまま、もう入れません。しかし、公設民営の場合は、それぞれの部門の中で、この町で事業をやりたい人がどんどん入れるような状況はできるわけである。それぞれの職種に町の人が手を挙げてやれるだけの土俵は必ずつくれると思っている。

質疑4、知力、体力を考えた食育ということだが、今までの教育委員会における給食センターのあり方、これは当たり前です。今まで考えていなかったことではない。今までも、知育、体育を考えて食育をしてきた。今般、PFIを除くことで、改めて知育、体育を考える、そういうことではないと思うが。

答弁、教育委員会の食育の件ですが、今までも、阿見町は食育に力を入れて、特に、茨城大学農学部の協力を得て、何回もシンポジウムを行い、また、地産地消を推進するために、JAやその他団体の力を借りて、いろんな活動を行ってまいった。これからも、施設ができ上がってから、継続して、さらに発展するような食育をできる形で施設を整備したいと考えている。

質疑を終結し、討論に入り、討論1、給食センターの建設方法については、しばらく前ですが、他町村の給食センターを視察し、調べてきましたが、やはり公設民営がいいと、当時は天田議員と私が考えていた。町長になったので、天田カラーを出して、公設民営の意志をかたくもってもらいたい。なぜPFIがだめなのかと言われても、うろうろせず、天田カラーを出して突き進んでいただきたい。

討論2、私は反対をいたします。理由は、行政の継続性、地域の解雇。これはPFIでできないことはない。研究を重ねれば、5,000万をつぎ込んだことをペアにすることは許せないの、この議案については反対です。

この後、修正案を望むという声。削除する方法があれば、方法を追及するという意見が出て、暫時休憩となりました。

休憩前に引き続き、会議を再開し、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第90号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち、民生教育常任委員会所管事項につきましては、賛成少数のため、否決することに決しました。

続きまして、議案第91号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第91号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第95号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第95号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、議案第96号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第96号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 引き続きまして、議案第90号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会所管事項についての審査経過と結果を御報告いたします。

質問を許しましたところ、歳入の部で、国庫支出金の汚水処理施設整備交付金の155万円及び県支出金の浄化槽設置事業補助金の370万円の内容について詳細をという質問があり、合併浄化槽10基の補助の追加ですとの答弁がありました。

また、合併浄化槽の今までの実績はとの質問があり、昭和63年から今までで、818基ですとの答弁がありました。

また、農業集落排水事業への繰出金336万8,000円は、どういった事業に使うのかという質問があり、中継ポンプ16カ所の工事を行うとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、人件費について、人事院勧告案は減額案であり、容認できないとの反対討論がありました。討論を終結し、採決に入り、議案第90号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち、産業建設常任委員会所管事項は、賛成多数で、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第92号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、管渠維持管理費の減額及び公共下水道整備事業の減額は何かとの質問があり、管渠維持管理費の減額は、契約差金で、公共下水道整備事業は、荒川本郷地区で予定していた都市整備機構が撤退したため、整備を見送ったものですとの答弁がありました。

また、公共下水道整備事業の土地購入費はどこかとの質問があり、荒川本郷の調整池の一部ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第92号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、全員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第93号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許したところ、本郷第一土地区画整理地内の分譲した区画数と残っている区画数は幾つかとの質問があり、118区画売って、残っているのは26区画です。なお、これから商業用地の販売がありますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第93号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については、全員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第94号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許したところ、委託料340万円は何か、また土地購入費は何かとの質問があり、中継ポンプ場16カ所の測量設計管理委託料で、そして16カ所の土地購入費ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第94号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、全員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第97号、平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第97号、平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）については、賛成者多数により、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。討論ありませんか。討論ありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 議案第90号、平成22年度阿見町一般会計補正予算に反対をいたします。

理由は、3年かけて5,000万近くのお金をつぎ込んだ。そして、現執行部が研究に研究を重ね、最適な方法としてPFI事業を持ってきました。それで、要はそのPFIをやめるという意味での減額が、補正で入っております。そういう意味では、我々は、一応、議会が納得したPFI方式を、私は、急に見直すということについては断固反対をさせていただきますので、反対討論をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 22年度阿見町一般会計補正予算、この内容は、主に9月の議会で人事院勧告を通しましたけれども、これは給与の減額でございます。私は、そのとき、給与は減額すべきではないと、今、不況が続いている中で、公務員の給与を減額するということは、さらに不況を長引かせるものになると、そういう意味で反対をしました。この一般会計補正予算については、その給与の減額がほとんどのっておりますので、その点について反対をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

反対討論がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第90号を採決します。

本案についての委員長報告は、総務常任委員会は原案可決、民生教育常任委員会は否決、産業建設常任委員会は原案可決であります。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第90号は、否決されました。

次に、議案第91号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第91号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第91号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第92号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第92号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第92号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第93号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第93号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第93号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第94号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第94号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第94号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第95号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第95号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第95号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第96号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第96号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第96号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第97号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第97号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第97号は、原案どおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時15分からといたします。

午前10時47分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時30分からとします。

午前11時15分休憩

---

午前11時37分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 議案第99号 訴訟の提起について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第99号、訴訟の提起についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第99号の訴訟の提起について、提案理由を申し上げます。

本案は、都市計画道路荒川沖寺子線整備予定地であります阿見町大字実穀字寺子1626番16外



4筆において、東京都葛飾区亀有4丁目25番15号、富士和開発株式会社が登記している所有権移転請求権仮登記の抹消について訴訟を起こすものです。

町では、この道路予定地を取得するため、仮登記の抹消作業に着手しましたが、富士和開発株式会社は既に解散しており、清算人を初め会社役員であった方たちの所在も確認できない状況となっております。

仮登記等が付されている土地の所有は、後に争いを起こす可能性があることから、土浦簡易裁判所に対し、所有権移転請求権仮登記の抹消について訴訟を起こすものです。よって、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号は、原案どおり可決することに決しました。

---

請願第2号 TPP交渉参加反対に関する緊急請願

請願第3号 TPPの参加に反対する請願

請願第4号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、請願第2号、TPP交渉参加反対に関する緊急請願、請願第3号、TPPの参加に反対する請願、請願第4号、米価の大暴落に歯止めをかけるための請願、以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る12月14日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） それでは、請願付託事項の審査の結果を御報告いたします。

請願第2号、TPP交渉参加反対に関する緊急請願の審査の結果を報告いたします。

まず、紹介議員の諏訪原実議員より説明を求めました。質疑を許し、質疑なし。討論に入り、賛成討論あり。討論を終結し、採決に入り、請願第2号、TPP交渉参加反対に関する緊急請願は、全委員が賛成し、原案どおり採択しました。

続きまして、請願第3号、TPPの参加に反対する請願の審査の結果を報告いたします。

紹介議員の諏訪原実議員より説明を求めました。質疑を許し、質疑なし。討論に入り、賛成討論あり。討論を終結し、採決に入り、請願第3号、TPPの参加に反対する請願は、全委員が賛成し、原案どおり採択しました。

続きまして、請願第4号、米価の大暴落に歯止めをかけるための請願の審査の結果を報告いたします。

紹介議員の浅野栄子議員より説明を求めました。質疑を許し、質疑なし。討論に入り、賛成討論あり。討論を終結し、採決に入り、請願第4号、米価の大暴落に歯止めをかけるための請願は、全委員が賛成し、原案どおり採択しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 請願の第2、第3、TPP交渉に関することに関して、私は反対討論

をさせていただきます。

確かに、農家の窮状、大変、米の暴落とかいろいろありまして、後継者不足とか、窮状はよく私も承知はしておりますが、今、日本の国の状況を見て、例えば、成田空港のハブ化に失敗したために、今、韓国、シンガポールなどに追い抜かれて、やっと羽田にハブ化構想を持ってきたとか、日本は、もう10年、20年とおくれてしまっているわけです。今ここでTPP交渉に参加しなければですね、日本の産業は、農業だけではなく、すべてが没落してしまうと私は考えております。農業の対策は、また別に考えればいいことであって、TPP参加は絶対すべきだと私は思っているのです、反対いたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、TPP交渉参加反対に関する緊急請願について賛成討論をいたします。

このTPPの問題、これはまあ、環太平洋連絡協定ですけれども、本当の内容は、主にアメリカの農産物を自由化すると、そのためのいわゆる貿易協定——関税ゼロにするという、まあ、本当の裏の目的があります。で、御存じのように、日本の農業は、今まで関税が引き下げられたために、それだけでもかなりの打撃を受けております。さらに、農産物が全部関税がゼロになれば、この請願の内容にもありますように、日本の農業の9割が壊滅的な状況を受けると。でまた、今、日本国民の食料自給率は40%を切っている状況でございます。そういう中で、このTPPの自由化がなされれば、日本の農家が打撃を受けると同時に、それに関連して働いている人たちも当然影響を受けるわけでございます。まして、世界的には今、天候異変で、農産物の生産が大変動を来しております。特にオーストラリアなど大干ばつで、小麦が輸出できないと、そういうことも起きているわけです。世界はどこの国でも、自分の国の食料は自分の国で自給すると、そういう方向になっております。そういう中で、日本も、今の民主党政権は食料自給率を50%に高めるという公約を掲げておりますけれども、これをTPPを行えば、50%どころか14%ぐらいに激減するだろうということをいわれているわけですよね。で、私はやはり食料自主権を守ると、日本の米の自給率を守ると、農家を守るという立場からすれば、一致して賛成すべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

反対討論がありますので、順次採決いたします。

初めに、請願第2号を採決します。

本案についての委員長報告は、採択であります。請願第2号は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって請願第2号は、原案どおり採択することに決しました。

次に、請願第3号を採決します。

本案についての委員長報告は、採択であります。請願第3号は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、これより起立によって採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって請願第3号は、原案どおり採択することに決しました。

次に、請願第4号を採決します。

本案についての委員長報告は、採択であります。請願第4号は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって請願第4号は、原案どおり採択することに決しました。

---

請願第5号 後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第7、請願第5号、後期高齢者医療制度廃止に関する意見

書の提出を求める請願書を議題といたします。

本案については、去る12月14日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き御報告申し上げます。

請願第5号、後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

この請願提出者は、日本年金者組合茨城県阿見支部支部長水野秧一郎氏、紹介議員は細田正幸議員、吉田憲市議員、平岡博議員です。

本案について、紹介議員として細田正幸議員が趣旨を説明しました。趣旨を要約いたしますと、年齢によって差別する後期高齢者医療制度は、世界に例を見ない医療保険制度で、2008年4月から実施されたものである。この制度は、医療内容の低下や保険料の引き上げ、年金からの天引き、保険料の払えない高齢者の保険証を取り上げるなど、高齢者の命と暮らしに重大な影響を及ぼしている。この制度は廃止の方向になったが、2013年まで先送りし、公約違反でもある。8月末、高齢者医療制度案を発表したが、国民健康保険に集めて別勘定の制度をつくるなどして、国民が安心して受診できる医療制度ではないとして、1、後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、もとの老人保健制度に戻すこと。2、保険料の負担増が生じないように、国民健康保険への負担金を増やすなど、必要な財政措置を講ずること。3、国庫負担金を増やし、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担をなくすこと。

以上を請願するとの説明がありました。

質疑を許しましたところ、質疑なし。紹介議員が退席し、討論を許しましたところ、討論1、民主党政権は、後期高齢者制度を廃止する方向といているが、民主党政権も始まったばかりで日が浅いので政権のやり方を見て、公約違反をしてそのまま継続をしているとはなっていないので、請願を出すのは早いのではないかと思う。

討論2、高齢化が進んでいる中で、医療費を平等に受けられるということは、非常に大事なことであると思う。後期高齢者医療費を全国広域で見っていくということによって、地域の格差をなくすことが、そもそものねらいであったことから、阿見町の保険料も適正にされていると思っている。これをなくすと、地域格差もでき、保険料が上がってしまう。現保険制度では、年金をたくさんもらっている人は少々上がるが、低所得者に対しては、医療費の負担軽減がなされているというのがこの制度のねらいであるので、そのことから、この廃止については反対

であるという討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、請願第5号、後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書につきましては、賛成者なしのため、不採択と決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、この後期高齢者医療制度廃止に関する請願に対して賛成討論をいたします。

75歳以上の人を今までの保険から分離して、新たに、2年前に後期高齢者医療制度が発足したわけですけれども、75歳以上を年齢的に区別するというのは、大きな問題があるってことで、全国的な反対運動、不満の声が広がったわけでございます。そして、昨年総選挙で、この後期高齢者医療制度を廃止をすると公約した民主党政権が誕生したわけです。で、多くの高齢者、国民は、当然廃止されるものと思っていたわけですが、現在でも廃止するっていうふうにはなっておりません。で、今の時点で、8月に発表された内容は、名前だけをなくして、内実は、この、70歳以上の人を新たな保険に加入させて、県全体で運営するという案ができております。これは、なし崩し的な継続だというふうに思いますので、私は75歳以上の人に負担を——これは保険金を年金から天引きして取ってるわけですから、そういう制度は廃止すべきだというふうに思います。

以上の点から、この点について賛成をいたします。皆さん方の賛成をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 私は、この後期高齢者医療制度廃止に関する意見書に対して反対討論をいたします。

これは以前の老人保健制度のときは、経済的に豊かな自治体また若い世代が多く働き手が多いところと、そしてまた経済的に非常に厳しいそして高齢化の進んでいる地域とでは、同じ医療を受けても、この保険料の格差が非常に大きかった。この各自治体の市町村の負担、個人的な、個人個人の負担を平等にしていこうということで、この後期高齢者医療保険制度がつくられたわけでございます。茨城県においては、東海村だけが保険料は高くなりましたが、この阿

見町を含めて、ほとんどの自治体が安くなっております。東京、横浜、神奈川等、非常に豊かなところは、この制度によって高くなったところはあるかと思いますが、我が町にとってみますと、これは保険料が、もとに戻すということはまた負担が高くなるということでありまして、これは反対いたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第5号についての委員長報告は、不採択であります。本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって請願第5号は、不採択とすることに決しました。

---

意見書案第2号 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加に関する意見書  
（案）

意見書案第3号 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）の加入に反対する意見書  
（案）

意見書案第4号 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書（案）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第8、意見書案第2号、環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加に関する意見書（案）、意見書案第3号、環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）の加入に反対する意見書（案）、意見書案第4号、米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書（案）、以上3件を一括議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

8番柴原成一君、登壇願います。

〔8番柴原成一君登壇〕

○8番（柴原成一君） 続きまして、意見書案第2号の御説明をいたします。

環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加に関する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成22年12月24日。

提出者，阿見町議会議員柴原成一。賛成者，同じく議会議員難波千香子。賛成者，同じく細田正幸。賛成者，同じく大野孝志。賛成者，同じく平岡博。

提案理由，別紙意見書のとおり。

意見書の提出先，衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，外務大臣，農林水産大臣，経済産業大臣，内閣官房長官，内閣府特命担当大臣（国家戦略担当）。

別紙意見書（案）を読み上げます。

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に関する意見書（案）。

政府は，10月1日の臨時国会における内閣総理大臣所信表明演説において，例外なき関税撤廃を前提とする環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への参加について検討することを表明したが，これまでの我が国の国際貿易交渉の基本理念から大きく逸脱するものである。

米国，欧州，豪州——オーストリアといった農業大国が含まれるＴＰＰへ参加し，関税が撤廃されれば，国内産農産物のほとんどが輸入農産物に置きかわり，国内食料自給率の低下を招くばかりでなく，国土の保全や水の涵養，文化の伝承といった農業・農村が持つ多面的機能を失うことになる。これは，日本農業と地域社会を崩壊させるものであり，全国有数の農業県である本県及び我々の地域においても農業経営や農村資源に与える影響は大きいものと予想される。

さらに，農業は地域において生産資材や農業機械等の製造業，食品加工，運輸，流通販売，観光など，広範囲な産業と結びついており，農業への壊滅的な打撃は，単に農業関係者だけでなく，関連する産業においても甚大な被害をもたらし，雇用環境を極端に悪化させるおそれがある。

現在，国においては，11月9日に，「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し，環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）について，その情報収集を進めながら対応していく必要があり，国内環境整備を早急に進めるとともに，関係国との協議を開始するとしているが，我が国の農業振興や食料安全保障を初め，経済全体に与える影響を考えれば，環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への参加については絶対に認められない。よって，下記のとおり対応されることを強く望むものである。

#### 記

政府は，環太平洋戦略的経済連携協定の情報収集を目的とした関係国との協議を進めるとしているが，関税への完全撤廃は，国内産業，農村へ甚大な影響を与えると同時に，食料安全保障の観点からも，我が国を極めて危険な状況に追い込むおそれがある。ついては，ＴＰＰへの参加検討については即時撤回すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



平成22年12月24日。茨城県阿見町議会議員佐藤幸明。

続きまして、意見書案第3号を読み上げます。

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）の加入に反対する意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

平成22年12月24日。

提出者、阿見町議会議員柴原成一。賛成者、同じく議会議員難波千香子。賛成者、同じく議会議員細田正幸。賛成者、同じく議会議員大野孝志。賛成者、同じく議会議員平岡博。

提案理由、別紙意見書のとおり。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、農林水産大臣。

別紙意見書（案）を読み上げます。

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）の加入に反対する意見書（案）。

菅首相は、臨時国会の冒頭、所信表明演説で、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加を検討し、アジア太平洋貿易圏の構築を目指すと突如表明した。そして、11月初めにも、ＡＰＥＣ——アジア太平洋経済協力首脳会議に臨む政府の基本方針を作成すると報道されている。

これは、11月13日から14日で横浜市で開催されたＡＰＥＣ首脳会議で日本が議長国を務めたことから、これを機に、6月に閣議決定した新成長戦略で提唱したＥＰＡ、ＦＴＡ自由化路線を一気に加速させようとするものである。菅首相が参加を検討しているＴＰＰは、原則すべての品目の関税を撤廃し、例外なく自由化させる協定である。

既に農水省が試算しているように、我が国の食料自給率は40%から14%に急落し、米の生産量は90%減、砂糖、小麦はほぼ壊滅する。北海道庁の試算でも、地域経済への影響額は2兆1,254億円にも及び、農家戸数3万3,000戸も減少する。

このように、日本における米や乳製品、牛肉、砂糖、小麦などの重要品目が例外なしの関税撤廃となれば、日本の農業と地域経済に与える影響は極めて甚大である。国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上とＴＰＰ交渉への参加は、絶対に両立しないものであり、断固反対する。我々は、各国の食料主権を尊重した貿易ルールづくりを要求する。

## 記

1 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）に参加しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月24日。茨城県阿見町議会議員佐藤幸明。

続きまして、意見書案第4号、米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

平成22年12月24日。

提出者，阿見町議会議員柴原成一。賛成者，議会議員難波千香子。賛成者，議会議員細田正幸。賛成者，議会議員大野孝志。賛成者，議会議員平岡博。

提案理由，別紙意見書のとおり。

意見書の提出先，衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，農林水産大臣。

意見書（案）を読み上げます。

米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書（案）。

農水省は，米戸別所得補償モデル事業によって米の需給は均衡し，米価は安定するとしてきましたが，相対価格は下落を続け，22年産の9月の相対価格は前年を14%，2,000円も下落する事態に至っています。

各地のJAが示した概算金は1万円程度，中には7,000円台ともいう驚くべき水準で農家に衝撃を与えています。今，農村では，農家が余りにも安い米価に失望し，無策で冷淡な政府の姿勢に憤りを募らせています。こうした事態を生み出した最大の原因は，戸別所得補償を口実に価格対策はとらないと公言してきた政府の姿勢にあることは明らかです。

この数年来，生産費を大幅に下回る米価が続いている中で，生産者の努力は限界を超えており，かつて経験したことのない米価の下落が，日本農業の大黒柱である稲作存続の土台を破壊し，それはまた，国民への主食の安定供給を困難にし，政府が進める米戸別所得補償モデル事業さえ台無しにするものと考えます。

私たちは，米の需給を引き締めて価格を安定，回復させるためには，政府が年産にかかわらず，過剰米40万トン程度，緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。

以上の趣旨から，下記の事項について，地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

#### 記

- 1 米価の下落対策を直ちに講ずること。そのために，年産にかかわらず，40万トン程度の買い入れを緊急に行うこと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月24日。茨城県阿見町議会議長佐藤幸明。

以上が意見書3案。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号から意見書案第4号までの3件については、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第2号から意見書案第4号までの3件については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって意見書案第2号から意見書案第4号までの3件については、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除を願います。

---

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第9、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長、並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

閉会の宣告

○議長（佐藤幸明君） これで本定例会に予定されました日程は、すべて終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成22年第4回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後 0時17分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 佐 藤 幸 明

署 名 員 紙 井 和 美

署 名 員 久保谷 充

## 参 考 资 料

平成22年第4回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第86号 議案第87号 議案第88号 議案第90号</p>	<p>阿見町の私債権の管理に関する条例の制定について 阿見町行政組織条例の一部改正について 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第90号 議案第91号 議案第95号 議案第96号 請願第5号</p>	<p>平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号） 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第89号 議案第90号 議案第92号 議案第93号 議案第94号 議案第97号 請願第2号</p>	<p>阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） 平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号） T P P 交渉参加反対に関する緊急請願</p>

産 業 建 設 常 任 委 員 会	請願第3号	TPPの参加に反対する請願
	請願第4号	米価の大暴落に歯止めをかけるための請願



## 閉会中における委員会（協議会）の活動

平成22年 9月～平成22年12月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	11月18日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回臨時会会期日程について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	12月7日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4回定例会会期日程について</li> <li>・ その他</li> </ul>
総務常任委員会	10月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・ 入札制度について</li> <li>・ その他</li> </ul>
民 生 教 育 常 任 委 員 会	10月5日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・ その他</li> </ul>
産 業 建 設 常 任 委 員 会	10月15日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・ その他</li> </ul>
行 政 改 革 特 別 委 員 会	9月24日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政改革特別委員会の今後について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	10月20日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政改革特別委員会の今後の取組みについて</li> <li>・ その他</li> </ul>

行政改革 特別委員会	11月25日	本郷ふれあい センター	勉強会 ・芸術文化の町づくりについて 講師 指揮者・声楽家 佐藤宏之 先生
議会だより 編集委員会	9月9日	第2委員会室	・議会だより第126号の発行について ・その他
	9月29日	第2委員会室	・議会だより第126号の発行について ・その他
	10月7日	第2委員会室	・議会だより第126号の発行について ・その他
全員協議会	9月22日	全員協議会室	・デマンド交通計画について ・新学校給食センター整備事業の方針計画について ・その他
	11月11日	全員協議会室	・平成23年度町行政施策及び予算要望について ・その他
	11月18日	全員協議会室	・阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について ・高速・路線バスの路線廃止について（報告） ・平成23年度町行政施策及び予算要望について ・その他
	11月30日	全員協議会室	・平成23年度組織機構（案）について

全 員 協 議 会	11月30日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私債権の管理に関する条例の制定及び 税外諸収入の督促手数料及び延滞金徴 収条例の一部改正について</li> <li>・ 新地方公会計制度に基づく財務4表に ついて</li> <li>・ 教育委員任命予定者について</li> <li>・ その他</li> </ul>
-----------	--------	--------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	10月28日	第2回定例会 ・平成21年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について ・平成22年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号） ・平成23年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について	原案認定  原案可決  原案可決	大野孝志 吉田憲市
	10月6日 ～7日	研修視察 ・視察先 奈良県奈良市浄化センター		大野孝志 吉田憲市
牛久市・阿見町齋場組合	10月13日	全員協議会 ・平成22年第2回組合議会定例会の議案説明について ・齋場運営状況報告について ・利用者アンケート調査結果報告について ・その他		細田正幸 小松沢秀幸 久保谷実
		第2回定例会 ・専決処分を求めることについて（平成21年度牛久市・阿見町齋場組合一般会計補正予算（第3号）） ・平成22年度牛久市・阿見町齋	原案承認  原案可決	細田正幸 小松沢秀幸 久保谷実

牛久市・阿見町 斎場組合	10月13日	場組合一般会計補正予算（第 1号） ・平成21年度牛久市・阿見町斎 場組合一般会計歳入歳出決算 認定について	原案認定	細田正幸 小松沢秀幸 久保谷実
-----------------	--------	--	------	-----------------------

請 願 文 書 表

平成22年第4回定例会

整理番号	受年月理日	件名および要旨	住所氏名 提出者	氏名 紹介議員	議決結果
2	平成22年12月2日	<p>1. 件名 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願</p> <p>2. 主 旨 わが国は、W T O ドーハ・ラウンド交渉において、世界の国々において多様な農業が共存しうる貿易ルールの確立を国の方針として主張してきました。</p> <p>しかしながら、菅首相は、10月1日突如として米国、豪州など9カ国が行うT P P（環太平洋連携協定）への参加について言及しました。</p> <p>T P P は、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指すものであり、T P P への参加は日本農業・農村を崩壊させる恐れがあり、断じて認められないものです。</p> <p>我々は、工業製品の輸出拡大や資源の安定確保を否定するものではありません。</p> <p>しかし、この国が貿易立国として発展してきた結果、我が国は世界で最も開かれた農産物純輸入国となり、食糧自給率は40%と著しく低下しました。さらに例外を認めないT P P を締結すれば、農産物輸入が激増し日本農業は壊滅します。</p> <p>茨城県における影響額も米が901億円減少（減少率94%）、豚肉は307億円（減少率70%）、牛乳は85億円（減少率56%）等、主要農産物合計で1,481億円（減少率35%）を超える生産縮小が想定されます。</p> <p>さらに関連産業は廃業し、地方の経済・雇用、農業が守ってきた多面的機能も失われます。これでは、国民・県民の圧倒的多数が望む食糧自給率の向上、安全・安心なくらしの実現は到底不可能であります。</p> <p>我々は、食糧自給率向上、農業の多面的機能の発揮、世界の食糧問題の解決と両立できないT P P 交渉への参加に反対であり、断じて認めることはできません。</p> <p>以上が本県の現場で働く農業者の総意であり、この趣旨を十分ご理解いただき、貴職におかれましては、政府・国会に対して働きかけを行われるよう強く要請いたします。</p> <p>上記の通り請願いたします。</p>	茨城県稲敷郡美浦村郷中2661番地3	諏訪原 実 組合長 橋本 秀夫	

2		<p>(請願事項)</p> <p>政府は、環太平洋連携協定の情報収集を目的とした関係国との協議を進めるとしているが、関税の完全撤廃は国内農業・農村へ甚大な影響を与えると同時に、食糧安全保障の観点からも、我が国をきわめて危険な状況に追い込む恐れがある。</p> <p>については、T P P への参加検討については即時撤回すること。</p>			
---	--	---	--	--	--

# 請 願 文 書 表

平成22年第4回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提 住 出 所 者 氏 名	紹 氏 介 議 員 名	議 決 結 果
3	平成 22 年 12 月 6 日	<p>1. 件 名 T P P の参加に反対する請願</p> <p>2. 主 旨 菅首相は、臨時国会冒頭の所信表明演説で「環太平洋戦略的経済連携協定」(T P P) 交渉への参加を検討し、アジア太平洋貿易圏の構築をめざす」と表明し、そのための検討をおこなっています。</p> <p>T P P は、原則としてすべての品目の関税を撤廃する協定で、農水省の試算でも、わが国の食料自給率は40%から14%に急落し、米の生産量は90%減、砂糖、小麦はほぼ壊滅します。農業生産額4兆1千億円、多面的機能3.7兆円喪失、実質G D P が7.9兆円、雇用が340万人減少するとしています。北海道庁の試算でも、北海道経済への影響額は2兆1254億円に及び、農家戸数が3万3千戸も減少するとしています。</p> <p>このように、重要な農産物が例外なしに関税が撤廃されれば日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上とT P P 交渉への参加は絶対に両立しません。</p> <p>いま、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧需給に正面から向き合い、40%程度に過ぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。</p> <p>以上の主旨から下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. 「環太平洋戦略的経済連携協定」(T P P) に参加しないこと。</p>	茨 県 城 南 取 農 手 民 市 組 新 合 川 組 2 合 9 長 7 岡 野 忠	諏 諏 訪 訪 原 原 実 実  浅 浅 野 野 栄 栄 子 子	



# 請 願 文 書 表

平成22年第4回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 所出 者氏 名	紹氏 介議 員名	議決 結果
4	平成 22年 12月 6日	<p>1. 件 名 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願</p> <p>2. 主 旨 農水省は、米戸別所得補償モデル事業によって米の需給は均衡し、米価は安定するとしてきましたが、相対価格は下落を続け、22年産の9月の相対価格は前年を14%、2000円も下落する事態に至っています。</p> <p>各地のJAが示した概算金は1万円程度、中には7千円台という驚くべき水準で農家に衝撃を与えています。いま農村では、農家があまにも安い米価に失望し、無策で冷淡な政府の姿勢に憤りを募らせています。こうした事態を生み出した最大の原因は、戸別所得補償を口実に「価格対策はとらない」と公言してきた政府の姿勢にあることは明らかです。</p> <p>この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は玄海を超えており、かつて経験したことのない米価の下落が、日本農業の大黒柱である稲作存続の土台を破壊し、それはまた国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進める米戸別所得補償モデル事業さえも台なしにするものと考えます。</p> <p>私たちは、米の需給を引き締めて価格を安定・回復させるためには、政府が年産にかかわらず、過剰米を40万トン程度、緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。</p> <p>以上の主旨から下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出していただくことを請願します。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. 米価の下落対策を直ちに講ずること。 そのために年産にかかわらず40万トン程度の買い入れを緊急に行うこと。</p>	茨城県 取手市 新川 297 岡野 忠	諏訪原 実  浅野 栄子	

# 請 願 文 書 表

平成22年第4回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 所出 者氏 者名	紹氏 介議 員名	議決 結果
5	平成 22 年 12 月 6 日	<p>1. 件 名 後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める 請願書</p> <p>2. 主 旨 年齢によって、差別する後期高齢者医療制度は、世界に 例をみない医療保険制度で、2008年4月から実施されました。 後期高齢者医療制度については、医療内容の低下や保険 料の引き上げ、年金からの天引き、保険料が払えない高齢 者の保険証を取り上げるなど、高齢者の「いのちと暮らし」 重大な影響を及ぼしており、同制度に対する怒りが広がっ ています。もともと、この制度は自民・公明の連立内閣の 時に実施され、野党の民主党をはじめ4野党一致で廃止す ることを、国民に約束したものです。 ところが、民主党政権は制度の廃止を2013年まで先送り にし、保険料値上げを防ぐ手だてもとらず、二重三重の公 約違反で高齢者に痛みを押しつけています。 また、8月末に厚生労働省が新しい高齢者医療制度案を 発表しましたが、この内容は高齢者を国民健康保険（国保） に集めて「別勘定」の制度をつくるなど、国保に戻すと言 いながら、別枠を残す欺瞞的なものです。これは、国民が 安心して受診できる医療制度にはなっていません。 よって、「阿見町議会」として、後期高齢者医療制度をす みやかに廃止し、もとの老人保健制度を復活させ、将来の 医療制度の設計については、「だれでも、いつでも、どこで も」平等に受診でき、持続可能な医療制度を改めて作り 直すなど、下記意見書を政府に提出されますよう強く求め ます。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. 後期高齢者医療制度はすみやかに廃止し、もとの老人保健 制度に戻すこと。</p> <p>2. 保険料の負担増が生じないように、国民健康保険への負担金 を増やすなど、必要な財政措置を講ずること。</p> <p>3. 国庫負担を増やし、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を なくすこと。</p>	茨日本 城年 県金 稲者 敷組 郡合 阿茨 見城 町見 町阿 鈴見 木支 2部 7の 11 0支 部部長 水野 秧一 郎	細田 正幸  平岡 博  吉田 憲市	

